

## 令和5年第4回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	3
付議事件並びに結果	4
◎ 令和5年8月29日	
出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
諸般の報告について	9
議会運営委員長報告について	11
会議録署名議員の指名について	12
議案の上程について	12
市長の提案理由の説明	12
報告について	18
◎ 令和5年8月31日	
出席及び欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により出席した者	20
本議会に出席した事務局職員	20
議事日程	20
議案質疑について（議案第53号～議案第58号）	21
（議案第59号）	23
（議案第60号）	23
（議案第61号）	23
◎ 令和5年9月4日	
出席及び欠席議員	25
地方自治法第121条の規定により出席した者	26
本議会に出席した事務局職員	27
議事日程	27
一般質問について	28
梶島 正吾 議員	28

今村 智子 議員	37
橋本 憲之 議員	52
荒巻 英樹 議員	65
新谷信次郎 議員	81
矢ヶ部広巳 議員	96
◎ 令和5年9月5日	
出席及び欠席議員	109
地方自治法第121条の規定により出席した者	110
本議会に出席した事務局職員	110
議事日程	111
一般質問について	111
田中 康徳 議員	111
緒方 寿光 議員	118
三小田保弘 議員	135
◎ 令和5年9月19日	
出席及び欠席議員	141
地方自治法第121条の規定により出席した者	142
本議会に出席した事務局職員	142
議事日程	142
議会運営委員長報告について	143
各委員長報告について	144
総務常任委員長報告について	144
建設経済常任委員長報告について	145
教育民生常任委員長報告について	146
決算審査特別委員長報告について	147
議案の上程について	153
議員提出議案の提案理由の説明	153
「佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会」の 設置に関する決議	155

第 4 回 柳 川 市 議 会 （ 定 例 会 ） 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
8 月 29 日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
8 月 30 日	水	考 案 日	
8 月 31 日	木	本 会 議	議 案 質 疑
9 月 1 日	金	考 案 日	
9 月 2 日	土	休 会	
9 月 3 日	日	休 会	
9 月 4 日	月	本 会 議	一 般 質 問
9 月 5 日	火	本 会 議	一 般 質 問
9 月 6 日	水	休 会	
9 月 7 日	木	委 員 会	
9 月 8 日	金	委 員 会	
9 月 9 日	土	休 会	
9 月 10 日	日	休 会	
9 月 11 日	月	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 12 日	火	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 13 日	水	休 会	
9 月 14 日	木	事 務 整 理 日	
9 月 15 日	金	事 務 整 理 日	
9 月 16 日	土	休 会	
9 月 17 日	日	休 会	
9 月 18 日	月	休 会	
9 月 19 日	火	本 会 議	採決・閉会

## 第4回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

### ○ 議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 53 号	令和4年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について	5.9.19	認 定
議 案 第 54 号	令和4年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	5.9.19	認 定
議 案 第 55 号	令和4年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	5.9.19	認 定
議 案 第 56 号	令和4年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について	5.9.19	認 定
議 案 第 57 号	令和4年度柳川市水道事業会計決算の認定について	5.9.19	認 定
議 案 第 58 号	令和4年度柳川市下水道事業会計決算の認定について	5.9.19	認 定
議 案 第 59 号	令和5年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について	5.9.19	原案可決
議 案 第 60 号	柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	5.9.19	原案可決
議 案 第 61 号	市道路線の認定について	5.9.19	原案可決
議 案 第 62 号	現行「健康保険証」廃止の見直しを求める意見書	5.9.19	原案可決

### ○ 報 告

報 告 第 10 号	令和4年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	5.8.29	報 告
---------------	--	--------	-----

○ 決 議

「佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会」の設置に関する決議	5.9.19	原案可決 (設置)
--	--------	--------------

令和5年8月29日（火曜日）

# 柳川市議会第4回定例会会議録

令和5年8月29日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椀島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
6番	橋本憲之	7番	佐藤勝広
8番	今村智子	9番	浦川和久
10番	新谷信次郎	11番	江口義明
12番	荒巻英樹	13番	佐々木創主
14番	荒木憲	15番	高田千壽輝
16番	矢ヶ部広巳	17番	緒方寿光
18番	樽見哲也	19番	近藤末治

## 2. 欠席議員

5番	田中康德
----	------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次
副市	長	中村	智弘
教	育	橋本	秀博
総務	部長	平田	敬介
会計	管理者	田島	雅彦
市民	部長	松藤	満也
保健	福祉部長	池末	勇人
建設	部長	中村	正光
産業	経済部長兼大和庁舎長	松永	久
教育	部長兼三橋庁舎長	武田	真治
消	防	松藤	敏彦
人事	秘書課長	江口	英範
総務	課長	新開	文隆
企画	課長	古賀	順一郎
財政	課長	田中	勝裕
健康	づくり課長	横山	久美
福祉	課長	内田	猛
学校	教育課長	古賀	洋
生涯	学習課長	野田	学
建設	課長	古賀	洋二郎
農政	課長	木原	隆文
水路	課長	梅崎	秋敬

4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局	長	高田	啓介
議会事務局	次長兼議事係長	徳永	喜美香
議会事務局	次長補佐兼庶務係長	森	康貴

5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について（令和5年4月分、5月分）

(2) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について



- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案の上程について
- 議案第53号 令和４年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第54号 令和４年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第55号 令和４年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第56号 令和４年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第57号 令和４年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 議案第58号 令和４年度柳川市下水道事業会計決算の認定について
- 議案第59号 令和５年度柳川市一般会計補正予算（第３号）について
- 議案第60号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 市道路線の認定について
- 日程（４） 報告について
- 報告第10号 令和４年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

---

午前10時 開会

○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員18名、定足数であります。よって、ただいまから令和5年第4回柳川市議会定例会を開会します。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。

○市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。議事に先立ちまして、6月定例会以降の主立った事柄について御報告をいたします。

まず、7月7日から降り続いた大雨により県内では5人もの尊い命が奪われ、久留米市をはじめとする県内各地で多数の家屋の倒壊、流出など、甚大な被害が発生いたしました。お亡くなりになられた方の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

本市といたしましても、被災された皆様方の一日も早い復旧・復興のため、災害発生と同時に消防職員を派遣いたしました。また、7月15日から30日まで連日、浸水家屋の調査や罹災証明発行業務の支援のため、延べ36人の職員を派遣いたしました。

本市でも6月29日から7月10日までの降水量は522.5ミリを記録し、平年8月の1か月間の降水量の約2.5倍もの大雨が降りました。大きな被害はありませんでした。これは多くの樋管管理人の皆さんによる先行排水の御協力や排水機場の管理人さんが昼夜を問わず運転操作に御尽力いただいた結果であります。この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

次に、台風6号の御報告をさせていただきます。

台風6号の接近に伴いまして、8月9日8時に災害対策本部を設置し、同9時に校区コミュニティセンターのほか、子育て世帯向けに「このゆびとまれ」を、ペット同伴用に市民体育館を自主避難所として、計23か所を開設いたしました。最も多かった避難者数は8月9日22時で128世帯179名とペットの犬1匹でした。

また、最大瞬間風速は10日6時頃で26.2メートルを観測いたしました。

被害については、人的被害はなく、街路樹の倒木が数本、公園内の枝折れ等が数本あった程度で、大きな被害はありませんでした。

次に、広域で構成する協議会や期成会などの諸会議について御報告いたします。

8月3日に福岡市内で福岡県道路協会総会が開催されました。開催に当たり、全国道路利用者会議会長の古賀誠先生をはじめ、福岡県の生嶋副知事、九州地方整備局の森戸局長に御出席をいただき、総会では、バスやトラック、タクシーなど道路利用団体も会員に加え、幅広い意見を集約させていただき、道路政策を進めていくための道路関係予算の確保を求める決議が採択をされました。

翌8月4日には大牟田市内で有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会総会が開催をされ、全国道路利用者会議会長の古賀誠先生にも御出席をいただき、御祝辞を賜りました。総会では、令和6年度道路予算の確保やアクセス道路の整備促進など9項目の要望を行いました。

このほか、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会、福岡県国土調査推進協議会、福岡県後期高齢者医療広域連合運営調整会議、県南水道企業団運営協議会、福岡県有明海漁業振興対策協議会などの会議に出席し、事業の説明を受けるとともに、事業運営などについて意見を交わしました。

続きまして、国、県等に対する要望活動について御報告します。

筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会では、7月12日に九州農政局長に対して、令和6年度予算の確保や関連施策の充実について政策提案をいたしました。

次に、市政の状況について報告いたします。

7月23日に柳川市民文化会館「水都やながわ」で山田洋次監督の最新映画「こんにちは、

母さん」が先行上映され、上映終了後には山田監督などから舞台挨拶も行われました。山田監督は白秋ホールの満席の800人を前に柳川市出身のお父様との思い出にも触れられ、観客の皆様には感謝の言葉を述べられ、たくさんのお客様を前にとっても感激をされておられました。

8月10日には柳川特産品の一つでもある両開の干拓巨峰を多くの方に味わっていただこうと、収穫体験もできる柳川観光ぶどう園が開園され、潮風を浴び甘みを増した巨峰を買い求めるお客様でにぎわっていました。

最後になりますが、連日の猛暑や中国地方等を襲った台風7号など、異常気象が続いております。まだまだ台風がいつ発生してもおかしくないシーズンが続きますので、早め早めの対策を心がけ、市民の安全と安心を守るため、しっかり備えていきたいと考えているところでございます。

以上、行政報告といたします。

#### ○議長（近藤末治君）

以上をもって諸般の報告を終了し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

#### ○議長（近藤末治君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

#### ○議会運営委員長（橋本憲之君）（登壇）

皆様おはようございます。令和5年第4回柳川市議会定例会の会期日程等につきまして、昨日、8月28日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告いたします。

まず、会期でございますが、本日、8月29日から9月19日までの22日間といたしております。

会期中の内容及び本日の日程につきましては、議事日程（第1日）に記載のとおりでございますので、御確認お願いいたします。

なお、日程4の報告につきましては、本日の本会議終了後の全員協議会で質疑をお願いいたしますことしております。

次に、議事日程（第2日）について申し上げます。

第2日は議案質疑でございます。

初めに、議案第53号から議案第58号までの6議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第53号は決算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第54号及び議案第55号の2議案は教育民生常任委員会に審査を付託、議案第56号は総務常任委員会に審査を付託、議案第57号及び議案第58号は建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第59号を議題とし、質疑終了後、総務常任委員会に審査を付託としております。  
次に、議案第60号を議題とし、質疑終了後、総務常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第61号を議題とし、質疑終了後、建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして協議決定いたしましたので、御報告申し上げ、終わります。

**○議長（近藤末治君）**

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

**日程第2 会議録署名議員の指名について**

**○議長（近藤末治君）**

日程2. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、7番佐藤勝広議員及び12番荒巻英樹議員を指名いたします。

**日程第3 議案の上程について**

**○議長（近藤末治君）**

日程3. 議案の上程について。

議案第53号から議案第61号までの9議案を一括上程いたします。

初めに、議案第53号から議案第58号までの6議案について市長の提案理由の説明を求めます。

**○市長（金子健次君）（登壇）**

日程3、今回御提案いたします9議案のうち、議案第53号から議案第58号までの6議案について御説明申し上げます。

議案第53号から議案第56号までの令和4年度柳川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定に基づき、同委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

まず、議案第53号 令和4年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

令和4年度は令和3年度に続き新型コロナウイルス感染症の感染が続いたものの、経済活動が回復に向かった1年間でもありました。そのような中、国の交付金を活用し、感染防止対策、経済支援策、消費喚起策を展開してまいりました。また、通常の予算においても、子育て支援、教育環境の整備、豊かで安全・安心な市民生活の実現に力を入れて事業を行いま

した。

しかしながら、人口減少が続く本市においては、普通交付税も減少が想定されます。そのため、事務事業の見直し、経費の節減合理化など、既存財源を効果的に活用し、また、有利な財源を活用しながら様々な課題解決に取り組んだところであります。

それではまず、決算内容について、歳入から令和3年度に比較しながら御説明申し上げます。

市税については、営業所得の減少などによる個人市民税の減額があったものの、新築家屋の課税及びコロナ特例の満了などによる固定資産税の増額がそれを上回り、65,187千円、1.0%の増額となりました。

次に、地方交付税については、10,004千円、0.1%の減額で、前年度同水準となりました。

次に、寄付金については、謝礼品増加、広告の強化等の工夫を重ねたことで、ふるさと寄付金が好調だった令和3年度をさらに上回り、72,093千円、10.7%の増額となりました。

次に、繰入金については、みやま市と共同で実施した新ごみ焼却施設整備事業への繰入れがなくなったため、280,998千円、66.9%の減額となりました。

次に、市債については、3,623,246千円、61.7%の減額となりました。これは新ごみ焼却施設整備事業の終了によるものです。

続きまして、歳出について申し上げます。

まず、総務関係では、自主財源確保と謝礼品を通した柳川のPRを目的として、ふるさと寄付金増加に向けた取組を推進しました。また、感染対策及び市民の利便性向上のため、マイナンバーカード普及に向けた商品券交付事業を実施しました。

次に、民生関係では、子育て支援施策として、物産公園内に新たに整備した地域子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」を市直営で運営し、子育ての不安解消、負担軽減を図りました。

また、産後の母親を支援するため、産婦人科医院等において赤ちゃんと一緒に利用できる産後ケアを実施しました。

環境面においては、電動生ごみ処理機やコンポスト等の補助率と補助金の引上げ、各庁舎への資源物回収拠点設置などにより、各家庭から出される可燃ごみの減量化を図りました。その結果、可燃ごみ搬入量は前年度と比較して3.1%の減少となりました。

また、新ごみ焼却施設「有明ひまわりセンター」については、4か年にわたる整備事業が完了し、令和4年2月から本格稼働しております。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業関係では、本市の主要作物である米、麦、大豆のほか、園芸農業、畜産農業について、農業のDX化を推進する先進技術の導入や省力機械等の整備の支援など、生産額の増大と持続的な発展を図るための様々な助成を行いました。

次に、地元からの要望が多いクリークの保全事業については、県営事業、県補助金、交付税措置率の高い有利な地方債を活用しながら、農業用排水路の整備を行いました。

水産業関係では、共同利用施設等の整備に対する補助を行いました。

観光関係では、大河ドラマ招致事業では、コロナ禍の収束に伴い、博多どんたく港まつりパレードに参加するなど、情報発信やイベントの開催など、招致実現に向け、継続的な活動を行いました。また、コロナ禍からの回復に向け、需要喚起を促すため、柳川観光V字回復キャンペーンとして、観光バスツアー助成事業、修学旅行誘致促進事業などを実施しました。

次に、商工関係では、コロナ禍における消費の落ち込みの回復のために、令和2年度、3年度に続きプレミアム率を20%としたプレミアム商品券「柳川藩札」発行事業に補助金を交付しました。

次に、都市基盤の整備については、引き続き生活基盤道路の整備、橋りょう長寿命化事業、街路事業などに取り組みました。

次に、教育関係では、中学校の通級指導教室を開設し、周囲との関わり方などに困っている子供の支援を行いました。また、教育環境改善のため、小・中学校の営繕工事を行ったほか、昭代第二小学校校舎大規模改造工事を実施しました。

令和2年12月に開館した柳川市民文化会館「水都やながわ」につきましては、コロナ禍の収まりに伴い、施設の利用制限を緩和したことで、全座席利用の鑑賞事業や、柳川よかもんまつりなど屋外の大型イベント等の開催が増え、多くの方に御利用いただきました。

このように、令和4年度 of 取組の特徴的なところを述べましたが、具体的な内容につきましては、お手元に配付しております決算書及び決算に係る主要な施策の成果及び定額運用基金の運用状況説明書に記載しておりますので、御覧いただきますようお願いをいたします。

決算収支といたしましては、歳入総額34,901,195,285円、歳出総額33,667,768,853円となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1,233,426,432円となりました。この形式収支額から令和5年度への繰越財源134,872,608円を差し引いた実質収支額は1,098,553,824円となりました。

次に、令和4年度決算の主な財政指標につきまして、一般会計に公共用地先行取得等特別会計を含めた普通会計ベースで御報告を申し上げます。

まず、財政構造の弾力性を判断する指標であります経常収支比率は6.3ポイント上昇し、94.5%となりました。これは令和3年度の比率が地方交付税の追加交付といった特殊事情により例年より低かったためであり、令和2年度の94.3%と比較いたしますと、同水準であります。

次に、市債の年度末残高については37,776,189千円となり、853,642千円減少しました。

次に、基金の積立金残高については14,502,262千円となり、1,392,045千円増加しました。

今後を見通しますと、社会保障経費の増加、災害の激甚化による対策費の増加、大型事業

財源の地方債借入れに対する償還金増加など、収支の悪化が想定されます。このため、今後の財政運営に当たっては、有利な財源であっても、事業の必要性、費用対効果を常に心がけ、市が抱える課題を解決するための施策を展開してまいります。一方で、さらなる経常経費の節減、事業の統廃合など、行財政改革を着実に実行することで、住民サービスの向上及び行財政基盤の強化の両立を図るものであります。

次に、議案第54号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額8,708,588,621円に対し、歳出総額8,493,826,282円で、歳入歳出差引額214,762,339円となりました。

なお、前年度からの繰越金と基金積立額を差し引いた実質単年度収支は42,839,047円となりました。

次に、議案第55号 令和4年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額1,138,833,812円に対し、歳出総額1,133,168,412円で、歳入歳出差引額は5,665,400円となりました。

次に、議案第56号 令和4年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

令和4年度につきましては、用地を先行取得するなど、この特別会計を活用し事業を実施することがなかったため、予算の執行はありませんでした。

次の議案第57号及び議案第58号の2議案は、地方公営企業法第30条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第57号 令和4年度柳川市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

収益的収支の決算額については、消費税込みの事業収益総額1,366,157,645円に対し、事業費用総額1,292,799,830円で、差引き73,357,815円の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度純利益は586,242円となっております。

次に、資本的収支の決算額については、収入総額833,021,064円に対し、支出総額1,112,461,618円で、収入額が支出額に対し279,440,554円の不足となりましたが、この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

また、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を合わせた353,546,797円を令和5年度へ繰り越しております。

次に、議案第58号 令和4年度柳川市下水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

収益的収支の決算額については、消費税込みの下水道事業収益総額767,986,979円に対し、下水道事業費用総額713,481,475円で、差引きの54,505,504円の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度純利益は51,764,410円となっております。

次に、資本的収支の決算額については、収入総額361,191,840円に対し、支出総額573,232,537円で、翌年度繰越工事の財源額を除く224,254,497円の不足が生じましたが、この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

また、当年度純利益51,764,410円を令和5年度へ繰り越しております。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御認定くださいますようお願いを申し上げます。

**○議長（近藤末治君）**

次に、議案第59号から議案第61号までの3議案について市長の提案理由の説明を求めます。

**○市長（金子健次君）（登壇）**

議案第59号の補正予算1議案、議案第60号の条例案1議案及び議案第61号のその他1議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第59号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ974,406千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33,941,845千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

総務費は565,659千円を増額補正しております。

内容としましては、本町団地跡地売却に当たり必要となる整備工事費、決算剰余金の基金積立金などを計上しております。

民生費は64,936千円を増額補正しております。

内容としましては、保護者負担軽減のための保育所等給食支援事業費補助金、原油価格高騰に伴う経費負担を軽減するための保育所等物価高騰対策事業費補助金などを計上しております。

衛生費は86,256千円を増額補正しております。

内容としましては、令和5年9月からの新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費などを計上いたしております。

農林水産業費では6,981千円を増額補正しております。

内容としましては、農地大区画化助成及び農業機械導入助成に係る経費などを計上しております。



商工費では160,307千円を増額補正しております。

内容としましては、市民生活の支援及び地域経済の回復のため、全世帯への商品券「柳川藩札」の交付、プレミアム商品券「柳川藩ペイ」の追加発行に係る経費を計上したほか、大型遊具設置後のむつごろうランドの混雑への対応及び安全対策に係る経費などを計上いたしております。

土木費では37,018千円を増額補正しております。

内容としましては、子育て環境向上のため、立花いこいの森公園南トイレの改修に係る経費を計上いたしております。

教育費では10,871千円を増額補正しております。

内容としましては、城内コミュニティ防災センター及び大和コミュニティセンターのトイレ洋式化に係る経費、三橋図書館空調設備改修工事費などを計上いたしております。

災害復旧費では42,378千円を増額補正しております。

今回の災害復旧費は6月29日から7月10日にかけての大雨により被害を受けました水路の災害復旧のための経費を計上しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金では電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金等233,293千円を増額補正しております。

県支出金では農業用施設災害復旧費等27,563千円を増額補正しております。

繰入金では繰越金への財源更正等により305,680千円を減額補正しております。

繰越金では898,554千円を増額補正しております。

諸収入ではコミュニティ助成事業補助金10,000千円を増額補正しております。

市債では公園整備等事業費などを計上いたしたことにより110,676千円を増額補正しております。

第2表 債務負担行為補正では、DX推進事業委託料など2件の追加を行っております。

第3表 地方債補正では、農地中間管理機構関連農地整備事業費など9件について追加及び変更を行っております。

次に、議案第60号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等が改正され、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等について基準の見直しが図られたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第61号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、寄付採納及び生活道路の3路線の新規認定を行うため、道路法の規定により議会

の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第4 報告について

##### ○議長（近藤末治君）

日程4. 報告について。

報告第10号について市長の報告を求めます。

##### ○市長（金子健次君）（登壇）

日程4、報告第10号 令和4年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した各比率について本市監査委員の審査を経ましたので、同法第3条及び第22条の規定に基づき議会に報告するものであります。

まず、財政の健全化判断比率につきましては、令和4年度の決算を基に、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの比率を算定するものですが、全ての比率において国が定めた早期健全化基準の範囲内であります。

次に、令和4年度決算に基づく資金不足比率につきましては、公営企業である水道事業会計及び下水道事業会計のそれぞれの資金不足比率を報告するものですが、いずれも資金不足額がなく、国が定めた経営健全化基準の範囲内であります。

以上、御報告を申し上げます。

##### ○議長（近藤末治君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時34分 散会

# 柳川市議会第4回定例会会議録

令和5年8月31日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椀島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康德	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	14番	荒木憲
15番	高田千壽輝	16番	矢ヶ部広巳
17番	緒方寿光	18番	樽見哲也
19番	近藤末治		

## 2. 欠席議員

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次
副	市長	中村	智弘
教	育	橋本	秀博
総	務	平田	敬介
会	計	田島	雅彦
市	民	松藤	満也
保	健	池末	勇人
建	設	中村	正光
産	業	松永	久
教	育	武田	真治
消	防	松藤	敏彦
人	事	江口	英範
総	務	新開	文隆
企	画	古賀	順一郎
財	政	田中	勝裕
健	康	横山	久美
福	祉	内田	猛
学	校	古賀	洋
生	涯	野田	学
建	設	古賀	洋二郎
農	政	木原	隆文
水	路	梅崎	秋敬
監	査	中村	秀樹

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	田	啓	介							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香

### 5. 議事日程

#### 日程（1） 議案質疑について

議案第53号 令和4年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第54号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について

- 議案第55号 令和4年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第56号 令和4年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第57号 令和4年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 議案第58号 令和4年度柳川市下水道事業会計決算の認定について
- 議案第59号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第60号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 市道路線の認定について

---

午前10時 開議

○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

○議長（近藤末治君）

日程1. 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の発言や自己の意見を述べることのないようにお願いしておきます。

議案第53号 令和4年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号 令和4年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号 令和4年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号 令和4年度柳川市水道事業会計決算の認定について及び議案第58号 令和4年度柳川市下水道事業会計決算の認定についての以上6議案を一括議題といたします。

6議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第53号 令和4年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、議会選出監査委員を除く18名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員である浦川和久議員を除く18名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました18名の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本会議終了後に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第54号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第55号 令和4年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第56号 令和4年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第57号 令和4年度柳川市水道事業会計決算の認定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第58号 令和4年度柳川市下水道事業会計決算の認定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。次に、議案第59号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第59号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については、総務常任委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。次に、議案第60号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第60号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。次に、議案第61号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第61号 市道路線の認定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時8分 散会

令和5年9月4日（月曜日）



# 柳川市議会第4回定例会会議録

令和5年9月4日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椀島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康德	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	14番	荒木憲
15番	高田千壽輝	16番	矢ヶ部広巳
17番	緒方寿光	18番	樽見哲也
19番	近藤末治		

## 2. 欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	橋	本	秀	博
総	務	平	田	敬	介
会	計	田	島	雅	彦
市	民	松	藤	満	也
保	健	池	末	勇	人
建	設	中	村	正	光
産	業	松	永		久
教	育	武	田	真	治
消	防	松	藤	敏	彦
人	事	江	口	英	範
総	務	新	開	文	隆
企	画	古	賀	順	一 郎
財	政	田	中	勝	裕
健	康	横	山	久	美
福	祉	内	田		猛
学	校	古	賀		洋
生	涯	野	田		学
建	設	古	賀	洋	二 郎
農	政	木	原	隆	文
水	路	梅	崎	秋	敬
D	X	犬	塚	将	徳
税	務	古	賀	和	明
市	民	成	清	和	政
生	活	野	口	貴	光
子	育	小	池	由	希
都	市	目	野	隆	広
水	産	平	川	昌	之
商	工	松	尾		強
企	業	金	子	幸	喜
観	光	山	田	秀	太
学	校	藤	吉	康	裕

4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局次長兼議事係長 徳 永 喜 美 香  
 議会事務局議事係書記 原 田 麻 由 香

5. 議事日程

日程（1） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	2 番 梶 島 正 吾	1. 河川のゴミ問題について 2. 学童利用者数と今後は 3. 空き家対策について 4. ひとり親家庭支援について
2	8 番 今 村 智 子	1. 熱中症対策について 2. 花と緑のまちづくり 3. 市民の手続き時間の削減にむけて
3	6 番 橋 本 憲 之	1. 市職員の待遇について 2. 小中学校統廃合について
4	12 番 荒 卷 英 樹	1. 自転車と人に優しいまちに 2. 学校給食について
5	10 番 新 谷 信 次 郎	1. 学童保育について 2. 蒲池地区のクリークについて 3. 相続登記の義務化について
6	16 番 矢ヶ部 広 巳	1. ひとり暮らしの異状に気付いたら 2. 西鉄柳川駅に東口西口の表示を 3. 新規採用者の辞退状況は 4. マイナンバーカードのトラブルは 5. 開店支援の補助金を受けるには

---

午前10時 開議

○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告をいたします。

8月31日の本会議において設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告いたします。

委員長は荒巻英樹議員、副委員長は今村智子議員です。

以上で報告を終わります。

## 日程第1 一般質問について

### ○議長（近藤末治君）

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、2番梶島正吾議員の発言を許します。

### ○2番（梶島正吾君）（登壇）

皆さんおはようございます。2番梶島正吾でございます。議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

先日、パリ・オリンピック出場を決めましたバスケット日本代表もしかりですけれども、ここ近年、サッカー、野球などのスポーツで世界と渡り合える選手が目に残るようになり、柳川の子供たちも未来の自分の可能性や選択肢に胸をときめかせているのではないかと期待しているところです。

それでは、本日の一般質問ですけれども、まずは今年もこれから始まるノリ養殖や農業の繁忙期、そこで心配される台風などの問題もございますが、その前に、毎年問題となっております大雨の後の河川と漁港にはびこります上流から流れてくるごみの問題です。

今回の一般質問は、その河川のごみ問題を含めまして、学童保育の問題、空き家対策問題、ひとり親家庭への支援について、この4項につきまして一問一答をさせていただきます。

以降は自席にて質問させていただきたく思いますので、議長のお取り計らいのほどをよろしく願いいたします。

### ○2番（梶島正吾君）続

毎年、梅雨の時期になると問題になります河川のごみ問題ですが、本市は大きく3つの河川が流れている最下流に位置しており、市の基幹産業である漁業の場、有明海にも面しております。梅雨の大雨の際、その基幹産業の根本を支えています河川の漁港から有明海へ向けて、上流よりおびただしい量のごみが押し寄せます。特に、沖端川は川幅も狭く、潮の満ち引きも大きく関係してきますので、大潮の大雨では係留された漁船にごみがかかり、大変

危険な状態になったり、漁港に車で乗り入れられないほどごみが滞留するなど、漁業者や近隣住民のこれから先も続く一つの課題となっております。

また、この時期に漁に出られる漁業者は、船を出すだけでも危険と隣り合わせの状況です。船を走らせれば大きな流木が多数流れており、その流木のほとんどが水面に少し顔を出しただけで、全体は海の中に中浮きした状態です。この大木に船が衝突すればプロペラやシャフトの損傷につながりますし、最悪の場合はプラスチックの船体に穴が空くという事故にもつながりかねません。流木全体が浮いているか完全に沈んでいればレーダーやGPSで確認できるとは思います、中浮き状態では確認が難しいと思います。実際にプロペラやシャフトの損傷事案は数多く上がっております。現在は大部分で撤去や清掃が終わっているみたいですが、河川の当時の状況と現状を教えてください。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

梶島議員の質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、7月豪雨では河川上流から流木や大量のごみが流れてきて、河川や漁港及び海岸に漂着し、最後には漁場へと流れ出ている状況でありました。流木は大きいものになると長さ20メートルを超え、潮の満ち引きにより漂着や漂流を繰り返すため、航行する漁船に損傷を与えるということで、漁協を通じてごみ撤去の依頼が寄せられたところです。

そこで、漁業者の協力をいただきながら、漂着、漂流したそれぞれの施設管理者や福岡県明海漁連等と連携し、ごみの回収を行いました。具体的には、市が管理する漁港につきましては、国の補助金を活用し、ごみの回収を7月24日から行っていきまして、8月1日までに完了しております。また、海岸、河川におきましては管理者である国や福岡県によりごみの回収が7月11日より行われまして、8月19日までに回収を完了しております。さらに、8月17日に漁業者の方々により漁港の一斉清掃活動が行われたことを受けまして、各漁港におきましてごみの回収を行っております。よって、現在ではどの施設でも流出ごみは少ない状況となっております。

以上です。

#### ○2番（梶島正吾君）

漁業者の協力をいただいて、現在は少ない状況であるとのことですが、本市の今後の対策はどう考えておられますか。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

梶島議員の質問にお答えさせていただきます。

今後の台風や大潮などの心配もありますが、ごみの流出が発生した際は、関連する施設管理者や漁連等と連携して迅速なごみの回収を行っていきたくと考えております。また、海上を漂流するごみの回収につきましては、今後、漁連が状況を把握しながら、関係機関と情報

共有を行い、ノリ養殖の採苗前には一斉清掃を計画しているところです。さらに、上流からのごみの流出を抑止してもらうことも必要であります。これまで毎年、本市を含む有明海沿岸4市、漁連等で組織しています柳川市長が会長を務めます福岡県有明海漁業振興対策協議会により福岡県へごみの流出抑止策を講じていただくよう要望を行っております。また、筑後川及び矢部川の河川管理者である国の河川事務所や河川改修期成同盟会など、意見交換会においても要望を行ってまいりました。

市としましても、国や県、漁業者、地元住民等と協力しながら、ノーポイ運動やクリーンアップ作戦などの河川清掃や啓発活動を行っているところです。今後もさらにこのような取組等を継続しながら対応してまいりたいと考えております。

## ○2番（梶島正吾君）

市長のほうからも要望を行っていただいておりますので、少し安心しました。そして、河川清掃、啓発活動などありがたいことですね。助かります。

それでは、河川上流の市町村と話す場を持ち、連携して対策を練り、解決をしていくことはできないでしょうか。

## ○水産振興課長（平川昌之君）

梶島議員の質問にお答えさせていただきます。

河川上流の市町村との連携についてですが、関係する各課において、これまでもお願いをしてきているところです。具体的には、筑後川下流域関係の国、県、市、農漁業団体等で組織する福岡県筑後川下流域落水連絡協議会において、水路等から流れる水草等の流出防止のための協議、啓発、スクリーン等の設置要請やパトロールの実施などの対策を行っております。

さらに、河川流域内の国、県、市町等が加盟する水質汚濁対策連絡協議会において、河川へのごみの流出について情報共有を行うとともに、各自治体の広報紙において流域住民にごみのポイ捨てをやめるよう啓発を行っております。

今後もこのような機会を有効に活用しながら、河川上流の市町村と連携し、河川ごみの流出抑止に努めてまいりたいと考えております。

## ○2番（梶島正吾君）

市民の生活、命に関わる案件だと思っておりますので、ぜひとも連携のほうをよろしくお願いたします。答弁ありがとうございます。

それでは、2項めに移りたいと思っておりますけれども、一、二年ほど前、もっと前だったかもしれませんが、多数の問題を耳にしておりました学童保育の件です。

市全体に起こっていることではないと思っておりますけれども、あまり耳障りのよくない事例を、現在も保護者のみならず、学童保育の現場を目の当たりにされた関係各位などから多く耳にします。僕自身も地元の学童保育所運営委員会に携わっておりますので、改善すべきところ

は早急に改善策を講じたいと考えておるところです。

そこでまず、現在、市内の学童保育所利用者数がどれほどなのかをお聞かせください。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

柵島議員の御質問にお答えいたします。

市内の学童保育所利用者数は、令和5年7月1日現在で762名となっております。

以上です。

**○2番（柵島正吾君）**

市内で762名の児童が利用しているとのことですが、では、この利用者の中に個性、特性を持つと言われる児童がいますか、利用する児童の中に何人ほど在籍しているのかを教えてください。

そして、その個性、特性の判断基準、どなたが見極めて、どういった経路で判断していくのか。見極めているのは保護者なのか、学校なのか、もしくは学童なのか。その後、検査を行うのはどこなのか。もう一点ですが、検査のやり方まで存じておられるのであれば教えてください。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

個性、特性を持つ児童とのことですが、障がい児の加配職員が必要と判断される児童という意味でお答えをいたします。

令和5年7月1日現在で43名となっております。

続きましての御質問ですが、その個性、特性を持つということ判断する基準ということについてお答えいたします。

まず、個性、特性があり、障がい児の加配職員の配置が必要と判断をする基準は、次に挙げます4つのいずれかに該当する場合としております。まず1つ目に、医療機関での受診により診断がなされている場合、2つ目は、特別支援学級、または通級指導教室に在籍している場合、3つ目は、療育手帳や精神保健福祉手帳などを持っている場合、4つ目は、専門家による巡回相談などにより同等の支援の必要性を有しているとの意見が出されている場合、これらを判断基準としておりますので、どう見極めるのか、また、その経路や検査方法については、保護者や学校、学童保育所で行うのではなく、客観的事実や資料に基づいて判断をしているということになります。

以上です。

**○2番（柵島正吾君）**

なるほどですね。ついこの前のことですが、ある方とお話をさせていただいたときに物すごく胸に刺さる言葉をいただきました。柳川市は個性、特性を持つ子供をつくり上げていますと、かなり強めの口調でおっしゃいました。この方は久留米などで支援学校や小学校などの教壇に立たれた方です。その方が言われるには、最終審査、検査はドクターのサイ

ンのみで、特に検査はしておられないとのことでした。これが事実ならば大変ゆゆしき問題であります。健常な児童が特性を持つ児童と診断され、その後、その児童たちには加配補助という市の税金がつぎ込まれるんですね。何より、子供たちが間違っただ判断の上で、この先の未来を失っているかもしれないということが心配です。ぜひともこの件を精査していただきたいと思います。

そして、ここでも出てきた加配補助という補助ですが、現時点で市内19校における加配補助の補助額をお聞かせください。

#### ○子育て支援課長（小池由希君）

まず、令和4年度に市内学童保育所の児童35名に対し加配職員を配置したことに要した費用からお答えをいたします。29,138,340円となっております。

加配の本来の目的は、個性、特性を持った児童にサポートや支援を行うために、通常の支援員数に加えて職員を配置することで、その子が学童保育所で過ごす時間をよりよいものにするために行われる、児童に対してプラスとなるべき支援です。もし事実と反する判断が行われているのであれば、早急に事実確認を行う必要があると考えております。

以上です。

#### ○2番（椛島正吾君）

先ほどのことで学童支援員の意見では判断ができないということが分かりました。そして、加配職員の配置が令和4年度で35名に対して30,000千円弱をつぎ込まれているということですね。すごい金額ですね。前述した方も重きをもって僕に相談されたと思います。ぜひとも事実確認のほどをお願いします。

次に、以前、矢ヶ部議員のほうからも質問がありました統廃合後の付属課題といたしまして、施設の許容量問題です。まず、令和7年度に開校予定の仮称やまと小学校です。現在の計画では今の中島小学校と伺っておりますが、様々な意見が飛び交っております。校舎の老朽化問題や狭い道路の通学問題などですが、その現中島小学校に合併した6校の学童利用者数が収まるのか、それと、送迎時の混雑は解消できるのか、あと1点、支援員は今のままでいいのかを伺います。

#### ○子育て支援課長（小池由希君）

現在の大和町地区内にある6つの学童保育所の利用者数は、7月1日現在で合計174名です。

この人数が収まる学童保育所を再編後の中島小学校の敷地内に開設できるかということですが、校舎内には現在のところ余裕教室はありません。また、保護者の送迎時には周囲に相当な混雑が予想されます。新しい学童保育所は学校と同じ敷地内に設置することが理想ですが、今申し上げた状況を考えますと、使わなくなる学校の校舎等の利用も検討しているところではあります。



支援員等の人数については、現在の支援員の皆様にできる限り継続をお願いするつもりですし、新しい体制をつくるにおいて最優先の課題であると考えておりますので、必要な人数を確保することが大変重要な問題だと考えております。

以上です。

#### ○2番（柁島正吾君）

この質問の最後ですけれども、今回の統廃合を機に、支援員のどこか違うところへの委託などを早期に進めるのも一つの手段ではないかと考えます。ある施設では手が回らな過ぎて主任が一人で会計まで行わなければならない、物すごく大変だとお聞きしました。執行部の考えをお聞かせください。

#### ○子育て支援課長（小池由希君）

学童保育を専門とする業者への民間委託は検討できないかということですが、これまでも学童保育所の民間委託は検討をしてみいました。ただ、現在の学童保育所運営委員会による運営も地域の関係団体で構成されていますので、子供たちを様々な面からサポートできる体制が取れたり、地元の支援員がいることで子供たちが安心して学童で過ごせるなど、いい面もたくさんございます。そのため、大和町地区の学童保育所再編については、現状の運営方式を継続することで考えております。

今後も民間委託の可能性は検討を続けながら、再編に当たっては可能な限り運営に関する改善を行うこととしております。

また、御指摘の事案につきましては、主任支援員に業務が集中していることも原因の一つと考えております。令和4年度からは事務を行う職員に対する補助金の加算も行ってまいります。支援員の処遇改善も今後の検討課題として、再編事業と並行して取り組んでまいります。

以上です。

#### ○2番（柁島正吾君）

事務を行う職員に対する補助金があるのは知りませんでした。次回の委員会で確認をしておきます。

様々な問題がありますので、先々を案じ、改善策、打開策の打ち出しのほうをよろしくお願いたします。なかなか難しい問題でしたが、答弁ありがとうございました。

続きまして、空き家対策についての質問をさせていただきます。

本市内を見て回ると、市内全域でちらほらと空き家を見かけます。所有者や所有権の関係もあるとは思いますが、本市の把握状況と空き家問題をどう捉えておられるのかを教えてください。

#### ○生活環境課長（野口貴光君）

柁島議員の御質問にお答えしたいと思います。

平成27年度に市内全域の空き家調査を行った際には1,022戸ありました。その後、平成29

年度に空き家所有者に追加調査を行った際には、空き家の維持管理に身体的、年齢的、距離的に困難であると回答した方が約半数となっております。

生活環境課への相談については、例年、約40件から50件の相談がありますが、相談の多くは近隣の住民であり、庭の木の越境や害虫の発生、台風時の飛散を心配されるもので、所有者や相続人に通知を行い、適正に管理を行うよう依頼しています。その後の状況により解体を希望されるのか、売買を希望されるのかなどの相談内容によって担当部署の紹介や情報の提供を行い、問題解決に向けて進めていますが、所有者が何十年も前に亡くなっており、相続関係者が数十人になるなど、解決が困難なケースも見られます。

空き家問題については、人口減少問題とともに今後拡大していくと思われまますので、空き家になる前に出前講座やチラシ等での啓発が必要ではないかと考えているところでございます。

以上です。

**○2番（柁島正吾君）**

分かりました。

本市の対策、住まえるバンクは大変ありがたいものですが、そのほかに、県ではなく、柳川市としての取組はいかがでしょうか。

**○生活環境課長（野口貴光君）**

柳川市で住まえるバンク以外の取組はいかがでしょうかということですが、本市の空き家対策については、空き家の相談や出前講座による啓発など、総合的な窓口として生活環境課が所管をしております。また、空き家を売買したいと希望される場合には企画課が所管する住まえるバンクを紹介し、解体を希望される場合は都市計画課が所管する老朽危険家屋に対する解体補助を紹介するようにしております。

そのほか、企画課が所管する移住体験施設のもえもん家や生涯学習課が所管する旧綿貫家住宅、商工・ブランド振興課が所管しますKATARO base32、なかしまワッセなど、空き家を活用した事業がありますが、新たな施設として活用する要件としては、耐震基準やバリアフリー対応、それから、駐車場などをクリアする必要があり、全ての物件で活用できるものではないということでございます。

以上です。

**○2番（柁島正吾君）**

分かりました。

この空き家問題ですけれども、問題を逆に捉えまして、定住者の増加につながる取組、例えば、移住体験支援からの移住支援プラス補助などに移行していくのはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

**○企画課長（古賀順一郎君）**

空き家を移住・定住につなげていかれないかという御質問ですので、私のほうからお答えしたいと思います。

移住支援としての空き家を利活用した本市の取組といたしましては、移住体験施設、もえもん家がございます。こちらの施設は、柳川市に移住を検討されている市外の方を対象に、20日から1か月ほど柳川での生活を体験していただくことができる施設となっております。移住体験中には管理運営を委託しております柳川暮らしつぐ会により、市内の生活施設や史跡などの案内、不動産の紹介など、生活のサポートなどを行っております。地域の行事などにも積極的に参加していただきまして、市民と交流することで、実際に柳川に移住したときに地域コミュニティに溶け込みやすく感じていただければと考えております。

また、移住に関する補助につきましては、福岡県と一体になって実施しているもので移住支援金がございます。こちらは就業、起業——こちらの起業は起こすほうの起業でございますが——に関しての条件はありますけれども、福岡県以外からの移住者に対しまして、2人以上の世帯で1,000千円、単身世帯で600千円、さらに、子育て世帯には子供1人につき1,000千円を支給するというものでございます。

しかしながら、議員がおっしゃいます移住者向けの空き家対策としての補助金等は現在ございません。他の自治体を見てみますと、空き家バンクを利用して移住した方に改修費用を助成する自治体もあるようでございます。本市のほうでも空き家対策として補助ができるかどうか、他の自治体の事例などを調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

## ○2番（梶島正吾君）

分かりました。改修費用はとてもいい対策だと思いますので、調査研究、そして、対策、補助のほうをよろしく願いいたします。答弁ありがとうございました。

それでは、最後の項目になりますけれども、ひとり親家庭支援についての問題になります。

昨今、この柳川市の最重要課題とされる人口減少問題ですけれども、そして、少子化問題、これらの問題には様々な対策が必要となりますが、その一つとして、ひとり親家庭の方々がさらによりよく快適に充実した生活を柳川市で送れるかも課題となってくると考えます。柳川に住んでいてよかった、これにプラスして、柳川のひとり親家庭には様々な取組がなされ、支援が手厚い、柳川に住みたいと思っていただけるような対応策があればと思います、お聞きします。

本市が把握している現在柳川市に住まわれるひとり親家庭の世帯数とひとり親家庭への支援策や取組を教えてくださいませんか。

## ○子育て支援課長（小池由希君）

梶島議員の御質問にお答えいたします。

まず、市内のひとり親家庭の正確な数の把握は難しいため、最も近い数字としまして、児

児童扶養手当を受給及び所得超過などで全額支給停止している世帯数を合計して申し上げます。直近の令和5年7月末現在で692世帯となっております。

次に、子育て支援課で把握しているひとり親家庭への支援策や取組について申し上げます。

主なものでは、児童扶養手当の支給や健康づくり課で行うひとり親家庭等医療費助成制度があり、双方の部署が連携して、手続が漏れなく行われるよう努めております。また、母子・父子自立支援員を配置し、就労のための資格取得を支援する高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の申請受付、必要な支出を補うための母子父子寡婦福祉資金貸付の相談に応じております。

また、令和5年度からは新規の事業も実施しております。ひとり親、またはその子が高卒認定試験を受ける受講料の補助、養育費を確保するため公正証書を作成する費用の補助、また、養育費保証契約を保証会社と締結した場合の保証料の補助、これら3つの事業を新たに行っております。

以上です。

## ○2番（梶島正吾君）

ありがとうございました。

先日、大阪府の堺市を視察訪問させていただきました。堺市の取組はとても手厚く、すばらしいもので、子育て支援と就業支援を掛け合わせたものであったり、行政と市全体で取り組むフードパントリー事業や、市内にSDGs推進プラットフォーム会員を募り、ドラッグストア、高校、古着屋さんと手がけるリユース制服プロジェクトなど、この先、本市も取り入れていけば市全体が活性するのではないかというものばかりでしたが、本市でもひとり親家庭支援と就業支援を絡め合わせた取組などはできないでしょうか。

## ○商工・ブランド振興課長（松尾 強君）

梶島議員のひとり親の就業支援についての御質問にお答えします。

市では県と連携し、柳川おしごとサポート事業を実施しており、その一つとして、就業を希望する子育て中の女性向けに情報提供や就職あっせん登録などを行う無料の就職相談を毎月第3水曜日に実施しております。予約すれば無料の託児もあり、三橋庁舎4階で相談できますので、有効な支援と思います。

また、ハローワークでもひとり親全力サポートキャンペーンとして、求人情報や公的職業訓練情報などの提供のほか、就職活動のノウハウをマンツーマンの担当制でサポートする支援を行っております。さらに、子育てや家事と仕事の両立を考えている女性向けのマザーズコーナーという支援もあります。遊具やベッドなどを備えた専用コーナーで、専門の女性相談員が仕事探しから面接、就職までサポートします。このようにハローワーク等と連携し、相談内容に応じ、適切なサポートができるよう支援体制を整えております。

以上です。

## ○子育て支援課長（小池由希君）

議員が御紹介された堺市におけるひとり親支援の取組はホームページなどで拝見しましたが、人口80万人を超える規模の自治体で様々な事業が展開されており、大変参考になりました。

現在、子育て支援課では母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立のため、様々な相談に応じています。その中でも就労支援に関して申し上げますと、安定した職業に就き、収入を得るために有利な資格取得には高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金などがあります。こちらは現在9名の方が御利用中です。また、久留米ひとり親サポートセンターとも連携し、就労支援や養育費相談、親権に関する弁護士相談、受講料が無料の就業支援講習会を御案内しています。

離婚後の手続として児童扶養手当の申請で窓口へ来られる段階では、まだ気持ちが落ち着かず、今後の生活について見通しを立てられない方が多くいらっしゃいます。そのような不安や悩みを受け止める窓口として、母子・父子自立支援員を御利用いただきたいと考えております。

以上です。

## ○2番（梶島正吾君）

いろいろと補助や支援のほうがありますね。感謝いたします。

それでは、これからも子育て支援、生活支援、福祉など、行政が市全体と連携を取りつつ、そして、もっともっと広報やいろんな場で告知をお願いしまして、さらなる柳川の発展につながることを願います。

質問は以上になります。答弁を聞く中で、まだいろいろアピールが足らるところもありましたけれども、執行部の方々には感謝いたします。どうもありがとうございました。

## ○議長（近藤末治君）

これをもちまして梶島正吾議員の質問を終了いたします。

第2順位、8番今村智子議員の発言を許します。

## ○8番（今村智子君）（登壇）

皆様おはようございます。8番、公明党、今村智子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

8月は世界の平均気温が観測史上最も高い月となりました。ヨーロッパ南部では45度を超える暑さが続き、熱中症で運ばれる人や山火事が相次いでいます。また、アメリカ・フロリダ周辺の海水温は38.4度とお風呂並みの温度にまで上昇、日本でも各地で体温を超える40度に迫る暑さの日々が続き、避難場所を設けている自治体も出てきました。この夏の異常な暑さを国連のアントニオ・グテーレス事務総長は、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したと警告し、相次ぐ熱波や山火事を人類の責任と伝え、気候変動対策の強化を

求めています。私たちも地球沸騰化の時代を一人一人が自身の責任と感じ、自分たちができ  
ることから取り組んでいかなければならないと考えます。

今回の質問は3点でございます。初めに、熱中症対策について、2点目が花と緑のまちづ  
くり、そして3点目は、市民の手続時間の削減に向けてを質問させていただきます。

質問は自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

**○8番（今村智子君）続**

まず初めに、熱中症対策についてお尋ねをいたします。

この夏の異常な暑さにより、全国でも熱中症による救急搬送人員は前年に比べ増加傾向に  
あるとのことですが、本市の熱中症による救急搬送の過去3年間の状況を教えてく  
ださい。

**○消防署長（武田和時君）**

今村議員の質問にお答えします。

市内において救急車で医療機関に搬送され、熱中症、または熱中症の疑いと診断された方  
は、令和3年が33人、令和4年が65人、令和5年8月31日現在で57人となっております。

以上です。

**○8番（今村智子君）**

ありがとうございました。

では、今年度の5月から8月の4か月間の月別の搬送状況も教えていただけますでしょ  
うか。

**○消防署長（武田和時君）**

お答えします。

5月から8月における熱中症の月別搬送状況は、5月が3人、6月が4人、7月が20人、  
8月が30人となっております。

以上です。

**○8番（今村智子君）**

ありがとうございます。7月、8月は2桁台になっているということで、本当に暑さを感じ  
る数字でございます。

それでは、年齢別区分ではどのようになっていますでしょうか。多い順から教えてください。  
また、その中で乳幼児等もいれば、またその数も教えていただけますでしょうか。

**○消防署長（武田和時君）**

お答えします。

今年の夏、搬送された熱中症の方の年齢区分でございますが、65歳以上が37人で全体の  
65%を占めております。18歳以上65歳未満の方が15人、7歳以上18歳未満が5人、7歳未満  
はゼロ人となっております。

以上です。

**○8番（今村智子君）**

ありがとうございます。65歳以上の方が65%で37人もいらっしゃるということで本当に驚いております。

それでは、具体的に傷病の程度はどのようになっていますでしょうか、教えてください。

**○消防署長（武田和時君）**

お答えします。

今年の夏、熱中症での傷病程度でございますが、65歳以上の方で3週間未満の入院の必要があるという中等症を診断された方が18人、入院の必要がない軽症が19人となっております。18歳以上65歳未満は中等症が6人、軽症が9人となっております。7歳以上18歳未満は軽症5人となっております。今年の夏は3週間以上の入院が必要な重症並びに死亡という事案は発生しておりません。

以上です。

**○8番（今村智子君）**

ありがとうございました。3週間未満の入院の必要がある方、これは65歳以上の方だけではなく、18歳から65歳未満の方も半数以上はいらっしゃるということで、熱中症というのが本当に大変なんだというのを改めて感じる数字でございます。

それでは、この熱中症発生場所というのはどうでしょうか。多い順から教えていただきたいと思います。

また、室内の中で発生された場合は、エアコンの使用状況とかはどのようになっているかも教えてください。

**○消防署長（武田和時君）**

お答えいたします。

発生場所は住宅内が22件、道路上が13件、農作業等の屋外の仕事場が6件、体育館等の屋内の公衆出入り場所が6件、工場等の屋内の仕事場が5件、学校の運動場等屋外の公衆出入り場所が5件となっております。

また、住宅内であった22件を見てもみますと、救急隊が室内のエアコン作動がないというものを確認したのが半数の11件ありました。また、この住宅内の22件のうち、日中に高温多湿な環境で作業や運動を行い、帰宅後に体調不良を起こし、救急車を要請されたものが5件ということになっております。

以上です。

**○8番（今村智子君）**

ありがとうございます。4割の方が住宅内で熱中症を発症されたということで、やっぱり気をつけていかなければいけないなというふうに改めて感じました。いろいろと数字を調べ

ていただきまして、本当にありがとうございます。

それでは次に、熱中症は予防というのが本当に大事になってくるんですけども、その予防対策についてお尋ねをいたします。

本市でも市報やホームページ上などで早くから熱中症への予防を訴えていただいております。これまで熱中症に関する知識、予防行動について多くの情報をいただいておりますが、まだまだ予防の必要性が十分に浸透していないのが現状ではないでしょうか。

8月は熱中症警戒アラートの発令が頻繁にあっておりましたけれども、この熱中症警戒アラートの発令があったときに、特別に本市では何らかの取組というのはされてあるのでしょうか、教えてください。

#### ○健康づくり課長（横山久美君）

今村議員の御質問にお答えします。

熱中症警戒アラートは、危険な暑さが予想される場合に暑さへの気づきを促し、熱中症への警戒を呼びかけるものです。熱中症の危険性が極めて高くなると予想される日の前日17時、または当日朝5時の1日2回、都道府県ごとに発表されます。アラートは暑さ指数が33以上となったときに発表されますが、この暑さ指数とは気温、湿度、日差しや照り返しなどの輻射熱の3つの要素を基に算出された指標のことであり、参考にお伝えしますと、福岡県への熱中症警戒アラートは、今年度7月から8月の2か月で27回、そのうち8月には17回発表されております。

熱中症警戒アラートの発表状況は、テレビのニュースや天気予報をはじめ、様々な媒体で周知されており、例えば、環境省のサイトやLINE公式アカウント、福岡県防災アプリ「まもるくん」など、有効なサイトやアプリがたくさんありますので、市ホームページでも紹介しています。登録すれば、スマートフォンに自動的にプッシュ型でアラートの発表についての情報が届きますので、積極的に活用していただきたいと思います。また、スマートフォンやパソコンをお持ちでない方には、テレビのデータ放送にも情報が出されています。例えば、NHKのテレビリモコンdボタンでは、気象情報の中に熱中症警戒アラートのページがあります。

このような情報を自分で得ることは大事なことです、情報を得た人が家族や知り合いに注意を促す声かけを行うこともとても重要なことだと考えます。また、熱中症警戒アラートが発表されている日には外出を控える、エアコンを適切に使用するといった熱中症の予防行動を積極的に取っていただきたいと思います。

市では今年度6月1日号の市報に「夏に向けて熱中症には早めの対策を」との記事で予防のポイントや対処方法を掲載しましたが、来年度以降も時期を逃さず、市ホームページや市報を通じて市民の皆様には有効な内容を知らせていきたいと考えております。

以上です。



**○8番（今村智子君）**

ありがとうございました。

熱中症警戒アラートの発令に関しましては、いろんなサイトやアプリへの登録の推進、そして、情報をお持ちの方が家族や知人に声をかけることが重要であるということでございましたけれども、なかなか情報が届かない方もいらっしゃると思うんですね。先ほど熱中症の数を伺ったときには、全体の65%以上は65歳以上の方が熱中症になっていらっしゃるということで、やっぱりこういったサイトやアプリというのは、スマホをお持ちでなかったり、また、スマホがなかなか使えなかったりという方の年齢層が多いのではないかなというふうに感じております。

ただ、最近、高齢者の方で宅配弁当を取っていらっしゃる方が非常に増えたというふうに伺っておりますので、できればこの宅配弁当の事業者と連携をされて、お弁当と一緒に熱中症予防の啓発チラシ等を配布されたり、また、一人でも多くの方への周知に取り組んでいただけたらと思うんですけれども、その件に関して意見をお伺いしたいと思います。

**○健康づくり課長（横山久美君）**

市が実施しております高齢世帯等への配食サービス事業につきましては、対面配達を原則としており、高齢者等の食の確保に加えて、安否確認も事業の大きな要素となっています。配食訪問時には、熱中症予防はもとより、季節や時事に応じた様々な声かけをさせていただいているようです。

また、啓発チラシにつきましては、以前から民生委員の見守り訪問の際、要援護者に対して熱中症予防など、季節に応じた内容を配布させていただいております。

このように、いろいろな形で熱中症予防をお知らせしております。

以上です。

**○8番（今村智子君）**

ありがとうございました。高齢者などへの配食サービス事業の訪問時は対面を原則ということで、また、そこでお声かけをさせていただいているということで、本当にこれが何よりもの安心につながっているというふうに思います。本当にありがとうございます。

また、啓発チラシにつきましては、民生委員の方の御協力をいただいているとのことでございますので、重ねて御礼申し上げます。今後もさらなる御支援をお願いしたいと思います。

熱中症予防対策、多くの自治体で取り組まれてあるようではありますが、ある自治体では公共施設には、利用者の方への注意喚起をするために、例えば、「熱中症注意」といったのぼりを設置しているところもあります。また、近隣市の筑後市では、暑さから一時的に避難する場所として、熱中症避難所を市内30か所に設けられています。熱中症避難所は熱中症を未然に防ぐため暑さから一時的に避難する場所として設置されたもので、これまで通常で冷房を使用されている公共の場所、例えば、庁舎、あと郵便局、そして、商工会議所と、民間の

ほうでも御協力いただけるところにはそういったポスターを貼って、そのポスターがあるところには、それを見た市民の方が気軽に入れるようにされてあるようです。

本市においても熱中症避難所やクーリングシェルター、これは一言で言いますと、涼みどころスポットの設置というんですけれども、必要ではないかなというふうに考えておりますが、市の見解を聞かせてください。

#### ○健康づくり課長（横山久美君）

本市では特に避難所やシェルターを設置しておりませんが、市内には市の管理する公共施設等が多数あり、開館時間であれば日差しを避けることができます。中でも、市民文化会館「水都やながわ」や総合保健福祉センター「水の郷」、図書館、観光案内所等については、椅子やソファが設置され、開館時間は常時過ごしやすい温度に設定されていますので、利用目的がなくても気軽に立ち寄ることができます。外出中に暑さを感じたときは、ぜひ御利用いただきたいと思いますと考えております。

以上です。

#### ○8番（今村智子君）

ありがとうございました。

市の管理する公共施設は気軽に立ち寄ることができますよということでございますけれども、実を言うと今でも住民の方ですね、公共施設はなかなか入りづらいんですよと言われる方もいらっしゃいます。ですので、本当に入り口にちょっとしたのぼりやステッカーなどで周知をされると、さらに気軽に利用されるのではないのでしょうか。

また特に、本市は観光地としてインバウンドの方も多くいらっしゃいます。時々まちを歩いている方も見かけますので、本当にこの暑い中で柳川にわざわざ足を運んでくださっている、そういった方々に少しでも柳川は心地いいなど、本当によかったと感じていただけるようなおもてなしの一つとして取り組んでいただけたらと思いますが、観光課のほうからは何か御意見がありましたらお聞かせください。

#### ○観光課長（山田秀太君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

今村議員御承知のとおり、先ほど答弁もございましたとおり、観光客の皆様におきましては、沖端の観光案内所、また、西鉄柳川駅の観光案内所で休憩をしていただくことができます。

まずはこのような既存の施設を活用できるのかどうか調査をするとともに、この取組をきっかけに交流が生まれたり、市内で消費をしていただいたりという可能性もあると考えられますので、民間施設の皆様にお願ひできるものかどうか調査をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○8番（今村智子君）

しっかり活用についての調査をしていただけるということですので、本当によろしくお願いいたします。

それでは、この質問については終わります。

では、2つ目の質問です。花と緑のまちづくりについてでございます。

世界で気候変動対策の強化が叫ばれている中、その対策の一つとして大きく期待されているのが緑づくりであります。緑には私たちが生きていく上でかけがえのないものが多く備わっています。コンクリートのビルやアスファルトの道路が多いまちに緑があれば、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、そして、ヒートアイランド現象の緩和、また、大規模火災発生時における延焼防止機能、水害や津波被害の軽減等、緑地は防災・減災にも大きな機能を果たしています。花や緑があふれることで、まちに安らぎをもたらし、また、まちを美しく演出する力もあります。それだけではないと思うんですけども、この花と緑にはストレス軽減の効果や認知機能の改善効果もあることが分かっております。

このように、緑が私たちにもたらす恩恵は計り知れませんが、私ごとになりますけれども、今年6月だったと思います。実家の母を柵島菖蒲園に連れていったときのことでございます。車に乗っていた母はとても疲れた様子でありましたけれども、車から降りてショウブの花を見るなり、とても元気になり、おしゃべりにも花が咲きました。そして、帰りには今日は柳川に来てよかったと本当に心から喜んでくれ、改めて花の力を感じたひとときでもありました。

本市では4月の中山大藤まつり、5月の柵島菖蒲園、9月、柳川ひまわり園、そして、水郷柳川おにわ巡りでは多くの方が柳川を訪れてくださっています。

そこで、お尋ねをいたします。

緑に関するイベントなどの観客動員数はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。イベントごとの数が分かれば教えてください。

○観光課長（山田秀太君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

花と緑のイベントのお客様の動員数でございます。ここ3年間の観客動員数を申し上げますと、まず、4月の中山大藤まつりでございます。令和3年度、4年度はコロナの影響によりまして中止となっておりますが、今年度は22万人と過去最高となっております。

次に、5月の柵島菖蒲園につきましては、令和3年度が100人、4年度が1,000人、今年度が1,300人となっております。

次に、柳川ひまわり園は、令和3年度3万人、4年度が6万4,200人、今年度は今月開催ということになっております。

最後に、水郷柳川おにわ巡りにつきましては、水郷柳川庭園保存機構様によりまして実施

されております。昨年度は募集定員30人に対しまして249人もの応募がございまして、今年  
は4月16日に開催されたようでございます。

以上でございます。

#### ○8番（今村智子君）

詳しくお調べいただき、ありがとうございます。

今年度の柳川ひまわり園、今月に行われるということで、まだ数としては上がっておりま  
せんけれども、昨年、令和4年度は6万4,200人ということで、これを全部、これを基に、  
合わせると1年間で約30万人近い方が柳川に足を運んでくださっているということで、本当  
に改めて花と緑が人を引き寄せる魅力を持っているということがこの数字からも分かると思  
います。

このほかにも多くの市民の方も緑化事業に取り組んでいただいているようですけれども、  
ほかに具体的な事業内容と、また、それに対する参加者数を教えていただけますでしょうか。

#### ○農政課長（木原隆文君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

本市の緑化事業の取組としましては、柳川市と柳川市内の各種団体に構成する緑づくり推  
進協議会の緑づくり事業があります。緑の募金の浄財と柳川市からの補助金を財源として、  
市内の行政区、学校、婦人会などの団体が公共的な場所へ花植えや植樹の活動が行われてい  
ます。緑づくり推進協議会が苗や土、肥料のような資材代の補助を行っております。令和4  
年度の実績は花植えが92か所に2万3,626本、植樹が柳川むつごろうランドなど8か所に86  
本、花植え、植樹合わせて100団体が実施され、3,390千円の助成を行っております。

また、11月の白秋祭には白秋詩碑苑やその周辺を花で飾り、2月の柳川雛祭りさげもんめ  
ぐりにも市街地を花で飾って来訪者をおもてなしする取組が行われております。

このほかにも農村地域では農地・水・環境保全委員会での花植え活動が行われています。  
このように、緑化活動には多くの市民の皆様の参加がっております。

また、地球温暖化の抑止策として、森林が持つ二酸化炭素の吸収効果があり、改めて森林  
の保全が重要となっております。本市では以前から本市の生活や産業を支える掘割の水の供  
給源となる矢部川の森林の保全活動を行ってきております。平成17年に柳川市と旧矢部村と  
の間に水のふるさと協定を結んでおり、これを契機として旧矢部村に柳川市民の森0.79ヘク  
タールが整備されております。そこにこれまでおよそ1,800本の植樹を行いまして、毎年秋  
に柳川市民と八女市の皆さんで下草刈りなどを実施しております。昨年10月に実施しました  
下草刈りでは柳川市から47人が参加しており、平成17年から延べ1,146人の参加がござい  
ます。今年も10月21日に下草刈りボランティアを実施することにしておりますけれども、  
今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○8番（今村智子君）**

ありがとうございました。

昨年度は花植え、植樹合わせて100団体をはじめ、多くの市民の皆様が緑化活動に取り組んでいただいていること、そしてまた、旧矢部村との間に水のふるさと協定により柳川市民の森、これまで1,800本の植樹を行ってあるということで、本当にびっくりいたしました。毎年そこに下草刈りをボランティアの皆さんで行っていただいていること、心より感謝を申し上げます。私も微力ではありますが、これからも緑化活動をしっかり取り組んでいきたいと思っております。

では、次の質問ですけれども、今年4月30日にオープンしました大型遊具施設が充実している柳川むつごろうランドでありますけれども、実は日陰が少なく、夏は暑くて子供を連れていけなかったとお声をいただいております。待ち望んでいた施設でもありますので、一年中遊べるように、柳川むつごろうランドの各所に植樹で木陰をつくっていただき、また、花々で彩り、老若男女の憩いの場所としてさらに整備をしていただきたいと思っておりますけれども、御意見をお聞かせください。

**○観光課長（山田秀太君）**

今村議員の御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、むつごろうランドとひまわり園一帯は柳川観光第2のエンジン創出事業として、既存の観光ルートに加えまして、有明海や干拓地のエリアを周遊していただき、お客様の滞在時間の延長、消費拡大を図り、市全体の交流人口の底上げを図るということを目的にリニューアルしました。先ほど御紹介いただきましたとおり、今年4月30日に大型複合遊具がオープンしまして、週末や祝日を中心に多くの家族連れの皆様でにぎわっているところでございます。

議員御指摘のとおり、お客様から日陰を求める声が届いております。また、昨年度の柳川むつごろう会の理事会におきましても、木陰は必要ではないかとの御意見をいただきまして、早速、緑づくり推進協議会のほうに相談をさせていただき、支援を受けまして、まず、2本の植樹を行い、また、市といたしましても3本の植樹をして、木陰づくりを進めているところでございます。

今後お客様にとって過ごしやすい緑の多い施設となるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○8番（今村智子君）**

ありがとうございました。

木陰が必要との声のほかにも上がっているということですので、市のほうとしては、2本の植樹、そしてまた、本市として3本の植樹をしていただいている。合計5本をしていただ

いているということですので、これからもさらなる緑づくりへの御尽力をお願いいたします。

それでは、次の質問ですけれども、第2次柳川市総合計画後期基本計画の中に緑地保全と植樹・緑化事業の推進とありますけれども、具体的な事業内容、中でも市民会館跡地の増築庁舎周辺の整備、そして、西鉄柳川駅周辺整備ではどのような御計画をなされているかを教えてください。

**○都市計画課長（目野隆広君）**

今村議員の御質問にお答えいたします。

都市計画課で所管しております緑地保全や緑化に関しましては、2つの取組を行っております。

1点目としましては、都市計画法に基づく緑化に関する取組です。本市では敷地面積が3,000平方メートル以上となる開発行為を行う場合は、都市計画法第29条の規定により区域面積の3%以上の面積の公園や緑地等の設置が義務づけられており、福岡県の許可を得る必要があります。

2点目としましては、平成24年10月に施行しました柳川市景観計画及び景観条例に基づく取組です。本計画では市全域を景観計画区域とし、景観形成基準の中に緑化の項目を設け、エリア、地区ごとに条件は異なっておりますが、道路や掘割などの公共施設に面する敷地は積極的に敷地の緑化を進めることとし、敷地面積に対する緑化率を3%以上確保することをお願いしております。

さらに、規模が大きな施設や城堀周辺地区における店舗等の建築、そのほか個人でも希望がある場合などには、必要に応じて景観アドバイザー会議で専門家に意見を求め、より質の高いデザインの建物や緑化となるよう、発注者等の方々と協議を行う取組を進めております。

先ほど御質問にございました市民会館跡地の増築庁舎周辺の整備など、公共事業で実施されるものは、市景観条例に基づきまして、担当部署から都市計画課へ建築等の行為の通知の提出が必要となっており、緑化を含めた景観形成基準の確認と必要に応じた協議を行いまし、て、良好な景観形成を誘導しております。このため、市民会館跡地の増築庁舎周辺の整備が今後具体的にになってきましたときには、ほかの公共事業と同様に、市景観条例に基づきまして手続や協議を行い、景観に配慮していくこととなります。

また、現在進めております西鉄柳川駅周辺整備の緑化では、専門家からの意見をいただきながら、新たに引き込む掘割沿いに柳の木を配置することで柳川らしさを演出するなど、より地域の特徴を生かし、景観に配慮した整備を進めてまいります。

以上です。

**○8番（今村智子君）**

どうもありがとうございました。

西鉄柳川駅周辺の緑化では、新たに引き込む掘割沿いに柳の木を植えて整備を進めていか

れるということ、そして、市民会館跡地の増築庁舎周辺の整備につきましてはこれから協議がなされるということで、ぜひとも市民の皆さんが庁舎に来たくなるような憩いの場をこの緑化事業によって検討していただけたらというふうに思います。

緑化事業は維持管理など本当に多くの方のサポートが必要であり、大変な事業であると思えますけれども、人、まち、そして、何より地球のためにも皆様の御支援をお願いいたします。

2番目の質問はこれで終わります。

次に、市民の手続時間の削減に向けての質問をさせていただきます。

2021年9月1日にデジタル庁が創設され2年がたち、社会がデジタル化へと移り、刻々と変化をしています。聞き慣れない新しい単語が次々と出てきて、中でもDXという言葉を目にするようになりました。本市でもDX推進課が誕生しましたが、具体的にどのようなものなのか、また、こういったのが本当に市民の皆さんの御理解につながるように、何点かこれから質問をさせていただきます。

初めに、このDXとはどのようなことなのかを教えてください。

#### ○DX推進課長（犬塚将徳君）

今村議員の御質問にお答えします。

DXとはどのようなことなのかとの御質問でございますが、DXとはデジタルトランスフォーメーションの略語で、デジタル技術の活用で人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させることでございます。市の業務に当てはめて申し上げれば、課題や市民のニーズを把握し、業務の見直しを行い、デジタル技術を活用することで業務を改善し、市民サービスの向上や業務の効率化を図ることを意味します。

国内におけるスマートフォン保有率が89%、マイナンバーカード交付率が76%となり、デジタル技術の発達は日々私たちの暮らしをより便利なものにしていきます。本市の例で申し上げますと、キャッシュレス決済が可能なセミセルフレジの設置や、マイナンバーカードがあれば全国のコンビニで申請書を書くことなく各種証明書を取ることができるコンビニ交付のサービスがございます。

また、本市は電子自治体の構築や地域情報化の推進による住民サービスの向上及び行政事務の効率化を目的に設立され、県の情報政策課に事務局を置くふくおか電子自治体共同運営協議会に加入しております。昨年12月からは同協議会のふくおか電子申請サービスを活用して、水道の使用開始や使用中止のオンライン申請を開始しております。また、平成25年から同協議会の電子入札を導入しており、事業者、職員双方の負担軽減や業務の効率化につなげております。

さらに、国のマイナポータルびったりサービスを活用し、スマホとマイナンバーカードを利用して行政手続ができるオンライン申請も開始しております。現在は子育て関係15、介護

関係12、被災者支援関係1、消防関係20の合わせて48手続のオンライン申請ができる状況でございまして、今後さらに対象手続の拡大が図られる予定でございます。

以上でございます。

**○8番（今村智子君）**

ありがとうございました。

それでは、本市が取り組んでいるDXの具体的な内容というのがあれば教えてください。

**○DX推進課長（犬塚将徳君）**

今村議員の御質問にお答えします。

本市では昨年10月に国や県の事業も網羅した柳川市DX推進計画を策定し、本年4月にDX推進課を設置しました。その後、庁内において、副市長をトップに全部長で構成する柳川市情報化推進委員会、関係課長で構成する柳川市情報化推進委員会DX部会、また、実働部隊として市民サービス施策、行政事務施策、システム標準化の3つのプロジェクトチームを立ち上げ、DX推進計画で掲げた施策について検討を行っております。

また、先ほど申し上げたふくおか電子自治体共同運営協議会のDXプロデューサー派遣事業を活用し、職員向けの研修会を開催しております。

以上でございます。

**○副市長（中村智弘君）**

情報化推進委員会の委員長として補足をさせていただきたいと思います。

近年、スマートフォン等の普及によりましてインターネットの利用が広がり、住民のライフスタイルに大きな変化をもたらしております。また、ビッグデータの活用など、デジタル技術の進展が民間企業の活動にも大きな影響を与えております。自治体におきましても、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、職員の業務効率化を図り、行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められており、本市においてもDX推進計画を策定し、推進をしているところです。

DXの推進は全庁的な取組です。各部がDXの重要性を認識し、関係部署と連携しながら主体性を持って取組を進められるよう、情報化推進委員会の委員長としての務めを果たしていきたいと考えております。

以上です。

**○8番（今村智子君）**

ありがとうございました。

しっかり市を挙げてDX推進に取り組んでいただいているということでございますけれども、このDX推進に欠かせないのがマイナンバーカードであると思います。昨年、マイナンバーカードの申請、本当に増えたというふうに伺っておりますが、交付率はどれぐらいになっていますでしょうか。



**○DX推進課長（犬塚将徳君）**

今村議員の御質問にお答えします。

本市のマイナンバーカードの交付率につきましては、本年7月末現在、人口6万3,182人に対し、交付数4万6,593人で、交付率73.74%となっております。

ちなみに、申請率は83.01%となっております。

以上でございます。

**○8番（今村智子君）**

ありがとうございました。

交付率が73.74%、そして、申請をされた方が83.01%もいらっしゃるということで、この数は非常に増えたというふうに認識をいたしておりますけれども、実は高齢者の方の中には、マイナンバーカードを作ったけれども、使うのに何か怖いと。だから、たんすの中にしまっとるとですよという方もいらっしゃいまして、手続の利用に抵抗感をお持ちの方も多ようです。

先ほどスマホとマイナンバーカードがあれば行政手続もオンライン申請ができ、便利だということを教えていただきました。やはりこのマイナンバーカードを利用するメリットを感じていただければ、利用者ももっと増えるというふうに思うんですけれども、本市の中でマイナンバーカードを使ったDXで便利だと感じていただけるような取組はありますでしょうか。

**○DX推進課長（犬塚将徳君）**

今村議員の御質問にお答えします。

マイナンバーカードの利便性に関するお尋ねでございますが、現在、本市で行っているサービスで申し上げますと、先ほど触れました各種証明書のコンビニ交付がございます。これは柳川市が指定した全国のコンビニエンスストアで、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、所得課税証明書、納税証明書、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票が取得できるもので、平成31年1月からサービスを開始しております。加えて、今年3月からは柳川、大和、三橋各庁舎にもコンビニ同様の自動交付機を設置しております。

各庁舎の設置に併せ、コンビニ及び庁舎における自動交付機の利用促進のため、庁舎窓口で取得した場合の手数料300円に対し、自動交付機で取得した場合の手数料は100円としております。

自動交付機全体の利用状況につきましては、4月から7月までの4か月で、昨年度の2,400件に対し、今年度は9,488件と利用件数が約4倍に増加しております。また、自動交付機の設置場所ごとの利用割合につきましては、コンビニが64%、庁舎が36%となっております。自動交付機につきましては、住民が申請書を書くことなくマイナンバーカードで取得できる

サービスであり、コンビニ交付の利便性について市民の皆様の認識が深まったものと考えます。

マイナンバーカードを使ったその他のサービスにつきましても、利用件数増加に向けた利便性向上について引き続き推進してまいります。

以上でございます。

#### ○8番（今村智子君）

ありがとうございました。自動交付機全体の利用状況、4か月で、昨年度の2,400件に対して今年度9,488件という本当にすごい増加がなされているなということで驚いております。

実は私もこの各種証明書のコンビニ交付を利用したことがあるんですけども、一番最初は本当にどきどきしながら利用をさせていただきました。ただ、今、庁舎は受付の方が使い方を優しく教えてくださっていたりとかということも伺っていますので、初めにやる時に誰かがそばにいてもらえると、ちょっとやってみようかなというふうな気持ちになるかと思っておりますので、これからも本当にさらなるサポートをお願いしたいと思います。

先日、高齢者の方から、最近は見えにくく、文字を読んだり書いたりすることがおっくうになってきました。市役所に行っても、窓口で申請書類を出さなければならないときは職員の方に手伝ってもらったりしますが、内容や記入されている言葉も字が小さかったり、漢字ばかりが並んでいて、よく分からないんですよ。また、同じような内容を何枚も書かないといけないときもあって、もう少し手続が簡単にできないでしょうかというお声をいただいております。

最近では銀行に行きますとタブレット端末を導入されておりまして、キャッシュカードをぴっとかざすことで手続も本当にボタン一つでできるようになっているんですけども、こういった感じで、マイナンバーカードをかざせば、書かないで手続ができるようなDXの導入を御検討していただきたいと思っておりますが、見解をお聞きいたします。

#### ○DX推進課長（犬塚将徳君）

今村議員の御質問にお答えします。

マイナンバーカードをかざせば、書かないで手続ができるようなDXの導入の検討をという御質問でございますが、マイナンバーカードを利用できる業務を増やすことで、これまで窓口で複数の書類を記入していた手続を省略し、手続の簡素化、スピードアップにつなげることが可能になります。

また、国が進める自治体DX推進の重点項目におきましても、マイナンバーカードを活用したマイナポータルの利用拡大は、オンライン申請手続を全国に普及させるためのデジタル基盤の構築とされております。本市といたしましては、国の推進事業と市の業務が円滑に連携できる体制を整え、マイナンバーカードの利用促進や議員御指摘の書かない手続の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

**○ 8 番（今村智子君）**

ありがとうございます。書かない手続の実現に向けて取り組んでいただけたということですので、ぜひともよろしく願いいたします。市民の皆さんが安心してマイナンバーカードを利用していただけるような取組を期待しております。

それでは、次の質問でございます。

新型コロナウイルスの影響で、対面での相談が難しい状況が生じ、その後、遠隔地からでも通信手段を使って相談や会議ができるようになりました。現在ではリモートワークの導入も全国的に広がり、インターネットが通じるところであれば、場所や時間にとらわれずに仕事ができます。仕事を続けたくても、いろんな制限があり仕事を辞めざるを得なかった方も、このリモートワークの導入で仕事を続けることができ、人手不足の中の人材確保にもなっているようです。また、行政の窓口もリモート相談窓口を開設されている自治体もあり、市役所に行かなくても相談ができ、子育てや介護などで外出ができにくい方にとってもありがたいサービスとなっているようです。

そこで、お尋ねをいたします。

本市においてリモート相談窓口などの導入について御意見をお聞かせください。

**○ D X 推進課長（犬塚将徳君）**

今村議員の御質問にお答えします。

遠隔地からの相談業務につきましては、現在行っている電話やメールでの対応に加え、申請業務におきましては、マイナポータル オンライン申請手続の充実を図ってまいりたいと思います。

御質問のリモート相談窓口の導入につきましては、住民のニーズや業務上の必要性の把握に努め、先進事例を参考に今後研究してまいります。

以上でございます。

**○ 8 番（今村智子君）**

まずは申請業務については、マイナポータル オンライン申請手続の充実を図るということを中心にされていかれるということですね。そしてまた、今後研究をしていかれるということですので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問になります。

D X を導入されていくことで一番重要ではないかと思うのが、職員の方へのサポートだと思っております。その辺のサポート体制はどのようになっていますでしょうか。お考えを聞かせてください。

**○ D X 推進課長（犬塚将徳君）**

今村議員の御質問にお答えします。

D Xはデジタル技術を導入することが目的ではなく、住民サービスの向上や行政事務の効率化を図ることが目的でございます。目的達成のためには業務の見直しや改善策を考える必要があり、業務に精通する現場の職員が自分事として取り組むことが重要になります。

私たちD X推進課は、現場の職員の負担をできるだけ軽減して取組を推進するための環境を整えることが最大の役割だというふうに考えております。現場と協力し、サポート体制の充実を図りながら本市のD Xを推進してまいります。

以上でございます。

**○8番（今村智子君）**

ありがとうございました。

現代の私たちはこれまであまりにも忙し過ぎて、大事なものを見失っていたものがあると思います。それを取り戻し、人々の生活に潤いを与えるのがD Xの役割の一つであると思います。これから本当にD X推進に向け、いろいろと御苦勞をおかけいたしますが、市民サービスの充実に向けてお力添えをお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

**○議長（近藤末治君）**

これをもちまして今村智子議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時35分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、6番橋本憲之議員の発言を許します。

**○6番（橋本憲之君）（登壇）**

6番橋本憲之でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まずをもちまして7月豪雨により、この筑後地方でも久留米や八女郡などをはじめとし、その他の地域でも多数の甚大な被害が発生したことに心よりお見舞い申し上げます。しかしながら、この時期の豪雨や盆前の台風6号の接近において、市内では大きな水害が発生しなかったことは、先行排水に理解をいただき、ポンプ場や樋管、樋門の管理、操作をしていただく管理者の方々、また、市の担当職員の皆さんの御尽力のたまものだと思います。心より感謝申し上げます。

さて、今回は大きく2つの項目について質問いたします。

1項目めは、柳川市最大規模の職場で働く職員の待遇について、2項目めは、市が取り組んでいる事業の中で恐らく最大の事業であり、将来の柳川の明暗を分けることになるであろう

う小学校の再編についてであります。

詳細の質問につきましては自席より行いますので、議長のお取り計らいをお願いいたします。

壇上からは以上でございます。

#### ○6番（橋本憲之君）続

まず、市の職員の待遇についてなんですが、公用車の現状についてお聞きしたいと思います。

市が使用している公用車の保有台数、それと、その取得形態、購入なのかリースなのかですね、この割合について教えていただきたいというふうに思います。

#### ○財政課長（田中勝裕君）

橋本議員の御質問にお答えをいたします。

現在、消防車両等の緊急車両等を除く本市の公用車保有台数は127台となっています。

市では基本的に公用車は購入するという方針で対応してきております。127台のうち、124台は購入し、リース契約は3台のみとなっています。この3台は介護保険の地域包括支援センターで使用しているものであり、本市が加入している福岡県介護保険広域連合の運用方針によりリース契約で対応しているものでございます。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

介護保険広域連合で使用されている車両のみがリースで、その他は124台、これは購入ということでございましたが、購入とリース、これはどちらのほうが経費を抑えることができるのか試算されたことはあるのかどうか。されているならば、その結果はどうなっているのかというようなことを聞きますが、実は大牟田市のほうではリースのほうはかなり多い割合でされているということなので、財政健全化の問題もありまして、少しでもやっぱり経費を抑えるほうが市にとっては得なのかなというところでの質問でございます。教えていただきたいと思います。

#### ○財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

本市の公用車の更新につきましては、経過年数、走行距離、不具合状況等を考慮して行っております。車の状況によりましては20年以上使用することもあることから、リースに比べて購入のほうが経費を抑えることができると考えております。

具体的な事例を挙げますと、令和5年度に契約しました地域包括支援センターの公用車として使用する軽自動車3台のリース料は5年間で2,554,200円であり、1台当たりの年間の費用は170千円になります。その現在のリース契約に当たりまして、リース費用を抑えるた

めに従前の契約の再リースも検討をいたしました。しかしながら、リース会社からの見積額は、残価等の関係で当初5年間と同額で安くなりませんでした。このため、再リースを見送り、新たなリース契約を締結したという経過がございます。

一方、先月18日に購入後19年を経過している公用車と23年を経過している公用車を更新するために軽自動車2台購入の入札を行いました。1台当たりの落札額は940千円でした。リース契約には車検代も含まれていますので、比較のため、購入費に車検代を加算した費用を試算いたしますと、15年使用する場合で1年当たり109千円、20年使用すると1年当たり92千円となります。リースの場合の170千円とは大きな開きがございます。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

リースだったら5年なら5年で返さないかと。買取りでしたら、購入でしたら乗り潰すということで、職員の皆さんにはちょっと辛抱していただいて乗っていただいているということで、リースのほうが金額的にも、倍まではないにしても、試算してみれば、それに近い差額があるということで理解したんですが、民間事業者では、これは民間事業者の話なんです。支払い総額が購入よりも大きくても、税金とか保険の事務処理が不要であるとか、経理上の業務が簡素化できるという間接的な経費の削減を加味してリースでの取得をされているという選択も数多くあるようでございますが、先ほどの金額の差を聞きますと、そこも加味しても全然足るに及ばないのではないかなというふうに感じます。

それでは、その公用車は職員が業務を行う上で数的に満足しているのかどうか、教えてくださいませんか。

#### ○財政課長（田中勝裕君）

公用車の運用につきましては、各部署で管理、使用している車と誰もが使用できる共用の公用車がございます。公用車の配備がない部署が公用車を使用する場合や各部署の公用車が一時的に不足する場合などに、共用の公用車を予約して使用することになります。実際に各部署の公用車や共用公用車の空きがなく、やむを得ず私用車を使用する場合もございます。

ただ、そのような状況がある一方で、庁舎再編により庁舎間の移動が減少し、公用車の利用頻度が低くなるという状況も出てまいります。これらを踏まえまして、今後どのように公用車を運用していくのか、適正な保有台数はどれくらいなのか、改めて検討が必要であり、現在、そのための調査も行っております。調査を進める中で、各部署で管理、使用している公用車において、使用頻度が少ない公用車があることも分かってきました。効率的に運用すれば、私用車を使う必要がなくなるようにも感じています。

いずれにしても、公務に必要な台数の確保を前提に、効率的な管理、運用による削減も視野に入れ、速やかに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございます。

少し前段が長くなったんですが、ここから職員の待遇についてお聞かせ願いたいんですが、先ほど課長答弁にもございましたように、やむを得ず私用車を公務、庁舎間の移動等にも使うことがあるとのことなんですが、その場合の手当がどうなっているのか、お聞かせください。

**○人事秘書課長（江口英範君）**

橋本議員の御質問にお答えいたします。

先ほど財政課長が申しましたとおり、職員が実際に各部署の公用車や共用公用車の空きがなく、やむを得ず私用車を使用する場合がございます。その場合、本市では自家用車登録をした上で、私用車を公務旅行に使用することができます。また、使用した際の旅費は、国と同様に1キロメートル当たり37円で計算した額を支給しております。ただし、1回の旅行につき、路程が4キロ以上である場合に限り支給対象としております。

以上です。

**○6番（橋本憲之君）**

私用車を使用する際には自家用車登録をした車に限って使用できて、それでいて4キロ以上の公務の場合に、移動の場合に旅費が支給されるということで、私、ちょっとぱっと考えたんですが、庁舎間移動というのは4キロないですよ。ありますか。——微妙なところという感じなんですが、燃料費が高騰している昨今でございます。やむを得ず私用車を使う場合の手当は少し見直してあげるべきなんじゃないかなというふうに思うところがございます。

さて、それでは、その私用車での公務中の事故についてなんですが、もし事故、これが起きた場合の補償は誰がどのように行うのか、聞かせてください。

**○人事秘書課長（江口英範君）**

公務旅行のための自家用車登録ができる条件としては、福岡県と同様の取扱いで、職員が加入している任意保険の補償内容が、対人は無制限、対物は20,000千円以上である場合に限りま。万が一事故が起きた場合の対応は、まずは職員が加入している保険で対応することとなります。そのため、先ほど申したとおり、一定額以上の補償の保険に加入している場合しか公用車登録を認めておりません。その上で、保険の補償を超える賠償については市の補償とすることになります。

以上です。

**○6番（橋本憲之君）**

もちろん個人所有の車でございますので、まずは職員が加入してある任意保険で対応ということは当然かなと思うところなんですが、もちろんそこで保険を使うとなれば、その次の

更新のときからの保険料が上がっていくというのが世の常かなというふうに思うんですが、これは職員個人の負担が増すということになると、結果的に。あくまでも公用車がない状況、足りていない状況でやむを得ず公務に私用車を使ったという前提でございますので、補償は市でできるようにするのか、もしくは公用車が不足しないように増やすのか。

これは予算的にも多くかかりまして、また、すぐ車を増やすといっても、タイムリーに、また、流動的に対応することは難しいのではないかと思うところなんですが、そこで、先ほどの今村議員の質問の中にもございましたけれども、DX推進課も創設されましたことでございますので、全体的に部署に公用車を配置するという方法ではなくて、全車両を共用公用車として配置、所有して、よく都会でございますね、バイクシェアリングだったりカーシェアリング、最近よくあります。時間貸しで30分だったり1時間だったりで簡単に借りれるシステム、このようなシステムでしたら、端末で空き情報をぱっと確認できて、そこで空いている車にすっと入れるというようなシステムの導入で、予算の削減と、これでプラスに職務の効率化を図ることができるんじゃないかなというふうに思うんですが、これは答弁不要でございます。検討のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、庁舎駐車場についての質問でございますが、現在、車で通勤されている職員の駐車場利用の現状を教えてください。

**○財政課長（田中勝裕君）**

お答えいたします。

令和5年4月1日現在の会計年度任用職員を含む各庁舎に勤務する職員は478人です。そのうち、実際に自家用車で通勤している職員は425人です。

参考までに庁舎ごとに申し上げます。柳川庁舎が255人、三橋庁舎が97人、大和庁舎が73人になります。

以上です。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございます。

今、課長からございましたが、柳川庁舎では現在255人の方が駐車されてあるということなんですが、駐車場は一般来庁者を含めて必要な台数分、市として確保されているのかどうか、できているのかどうか、教えていただけますでしょうか。

**○財政課長（田中勝裕君）**

来庁者駐車場、職員駐車場ともに、まず、大和庁舎、三橋庁舎につきましては、通常であれば駐車場不足が生じることはないと考えています。

駐車場不足が生じやすい柳川庁舎では、現在、旧市民会館跡地を職員駐車場として使用することで確保できている状態です。

今後、庁舎再編を進めていく中で、柳川庁舎増築後における来庁者駐車場はおおむね基本



計画のとおり確保できる見込みでございますけれども、一方で、職員駐車場の確保が課題となっております。

以上です。

**○6番（橋本憲之君）**

私自身、来庁時に日にちによっては庁舎前の駐車場が満車状態で、空きスペースを探さないかんと、あるいは出る方を待つかないかんとという時間がかかる場合もございます。これが現状でございますが、先ほどの課長答弁では数的には確保はしていると、おおむね計画は確保してあるということで、それはそれでいいんですが、その駐車場の今の現状についてお聞きしたいんですが、職員の駐車場、通勤してこられて駐車をされている職員の駐車場の利用料徴収というのはされているのかどうか、お聞かせください。

**○人事秘書課長（江口英範君）**

職員をはじめ、庁舎で働いている皆さんや庁舎に御用があつて来庁されるお客様からの庁舎駐車場の利用料の徴収は行っておりません。また、休日等に行事ごとで市の財産使用許可申請があつている場合も使用料を徴収している例はありません。

休日等の庁舎駐車場においては一般開放している状況でございますが、駐車場利用料の徴収は行ってないところでございます。

以上です。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございます。

徴収はされていないと。ほかの近隣の市町でもそうですが、それでは、今後徴収する予定があるのかどうか、お聞かせください。

**○人事秘書課長（江口英範君）**

橋本議員の質問にお答えいたします。

今後の利用料の徴収という御質問でございますが、本市では現在のところ予定しておりません。

以上でございます。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございます。

今のところ予定はされていないということなんですが、先ほど財政課長のほうからの答弁にありましたが、今後、旧市民会館跡の庁舎の増築整備も含めまして、庁舎再編を進めていく中で、あくまでも仮定なんですが、先ほどの数字からいきますと、ざっと100台近い職員がこっちの柳川庁舎のほうに配置替えをされてこられるのかなという感じなんですが、そうすれば、その台数の確保、敷地の確保というのも問題になってくるというふうに考えます。そうなれば、当然、新たに――今の状況である程度飽和状態になっているところがございま

すので、新しく予算をつぎ込んで、プラスアルファの敷地をどうにかせんといかんのではと思うんですが、そうした場合、駐車場の料金も取っていないということで本末転倒になるんじゃないかなという感じでございます。

ほかの近隣の自治体の事例でいきますと、もちろん先ほど言いましたけれども、ほとんどの市や町、これは職員からの駐車場代としての費用の徴収は行っておりませんが、大牟田市におきましては原則職員の駐車場は設けていないと。自費にて近隣の駐車場を利用してあるということでございます。県になりますけれども、柳川警察署におきましては、皆さん御存じのように、職員が加入してある共済会で駐車場を借り上げて利用されてあります。また、同じく県の出先機関であります柳川総合庁舎におきましては、車での通勤可能距離というのが定められているらしくて、それに満たっていない職員が車通勤をしたいと、駐車場を使いたいというときには、駐車場代を納入するという対応されてあるということらしいです。

この質問項目については、私はちょっと勉強不足だったんですが、以前、ほかの議員もされていたということなので、さらっといきたいんですが、我々議員も含めて、やはり市の資産により何らかの益を受ける受益者負担の観点からも、我々議員、それから、市の職員も何らかの負担をするべきじゃないかなというふうに思うところでございます。そうすれば、もし駐車場代を節約したいというのであれば、徒歩や自転車で通勤される方も増えて、健康増進にもつながると。うまくいけば駐車場スペースの確保ということにもつながって、何よりも、少額であるかもしれませんが、駐車場で収入が増えて、例えば、これを特定財源のようにして駐車場の財源に回すだったりとか、そうした予算として使うことも可能じゃないかなと、可能性も出てくるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

これは検討項目の一つにでも盛り込んでいただければと思います。これはあくまでも意見ですので、答弁は不要でございます。

続いて、小学校、中学校の再編、統廃合について質問いたします。

去る8月10日に開かれた大和町地区小学校再編協議会におきまして、新設する小学校名の候補を平仮名のやまと小学校にすると決めたと新聞報道がされており、着々と協議が進んでいるようだと思っているんですが、そのほかの地区も含めて、計画の進捗状況、これがどうなっているのか、お聞かせください。

#### ○学校再編推進室長（藤吉康裕君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

柳川市立小・中学校の学校再編につきましては、学校教育の充実と子供たちのよりよい教育環境の実現のため、令和4年9月に決定いたしました柳川市立小中学校再編計画に基づいて進めているところでございます。

その進捗状況につきましては、議員おっしゃいましたとおり、現在、学校再編スケジュール

ルの最初でございます大和町地区の6小学校の再編につきまして、令和7年4月の開校を目指して協議を進めているところでございます。

また、蒲池小学校、蒲池中学校を9年制の義務教育学校といたします再編につきまして、現在、再編協議会委員の候補の選定等を行っておりまして、年内には再編協議会を設置する予定でございます。そして、令和8年4月の開校を目指して協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

来年、再来年には、仮称でございますが、やまと小学校が開校する、その次には蒲池地区の再編が進む、また、その次にはまた違う地区が始まるということで、ほかの学校のことも並行して進めていかなくちゃいけないということで、現場で対応する担当課職員の皆さんはすごく大変ではないかなというふうに案じるところでございますが、さて、それでは、実際に再編協議会が稼働し始めました大和町地区の具体的な協議の進捗状況、これについてどうなっているのか、お聞かせください。

#### ○学校再編推進室長（藤吉康裕君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

大和町地区小学校再編協議会につきましては、令和5年2月3日に設置をいたしまして、これまでに4回の再編協議会を開催しております。また、再編協議会の中に総務部会、施設通学部会、PTA部会を組織いたしまして、各部会の協議事項につきまして、これまでに各3回開催をいたしまして、調査、検討を行っております。これまで主に総務部会においては新しい学校の校名について、施設通学部会においてはスクールバスの運行について、PTA部会においては制服の選定について協議をしているところでございます。

なお、先ほど橋本議員がおっしゃいましたとおり、8月10日に開催いたしました再編協議会におきまして、新しい小学校の校名につきましては、応募のあった校名候補の中から、平仮名のやまと小学校を最終候補として決定をいたしております。

今後、教育委員会において承認を受けまして、議会のほうへ柳川市立小学校設置条例の一部改正に関する条例案を上程させていただき、議決をいただきましたならば、正式に校名として決定することとなっております。

以上でございます。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

校名については、ある一定の方向づけができたということで、進んだなという感じがするんですが、今、室長からの答弁がございましたように、少しずつ総務部会だったりとか部会に分かれて対応されているということなんです、そこで出てきている具体的な課題とか、

庁舎内での事例でも構いませんが、その辺の課題、少し具体的にお聞かせください。

#### ○学校再編推進室長（藤吉康裕君）

大和町地区6小学校の再編に係ります課題ということでございますが、学校再編に伴いまして通学区域が広がり、中島小学校以外の児童につきましては通学路が変更になりますので、新たに児童の通学時における安全対策が必要となります。

通学路の安全対策につきましては、学校教育課施設係が事務局をしております通学路安全推進協議会におきまして、毎年、市内小学校の通学路における危険箇所の調査を行い、建設課、総務課、国、県の道路管理者や警察署等の関係機関と協議を行っているところでございます。必要な箇所につきましては合同点検を実施し、街灯の設置や歩道の整備等の要望、外側線やグリーンベルト等、できる対策から行ってまいりまして、通学路の安全確保をできるよう努めてまいりたいと考えております。

また、児童の通学時における安全確保と負担軽減の観点から、スクールバスを運行する方針でございます。スクールバスの乗車対象者、運行ルート、乗降場所など、運行に係る安全対策を含めまして、今後、スクールバスの運行方法等につきまして学校再編協議会で協議をいたしてまいります。

加えまして、中島小学校周辺道路におけるスクールバスの運行や保護者の送迎等の安全対策も必要になってまいります。現在、スクールバスの乗降場所について、ある程度の広さの駐車場等の確保が必要であると考え、検討しているところでございます。今後、駐車場等の確保や保護者の送迎に係ります校内への乗り入れ等についてのルールづくりをするなど検討いたしまして、できるだけ周辺道路が混雑しないよう、児童の安全確保と近隣住民の方に迷惑がかからないように努めてまいりたいと考えております。

最後に、大和町地区の6小学校の校舎等につきましては、建築年度の古いものが多く、老朽化しており、計画的に改修等を行っております。中島小学校の校舎等につきましても、老朽化により一部に雨漏りや染み、塗装の剥がれ、サッシのゆがみ、和式トイレが残っているなど、今後、新しい学校の開校に向けて校舎等の改修をする必要がございます。

以上でございます。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

通学路の問題は、通学路安全推進協議会、既存の協議会ですね、これで対応していくと。また、通学方法につきましては、スクールバスを導入するということが計画が上がって、その運営の詳細については再編協議会の中で協議をしていくということなんですが、当座、統合小学校の校舎として使用する中島小学校校舎、これもかなり老朽化をしてきているということでございますが、中島小学校、軟弱地盤の影響でございませうか、RC造、鉄筋コンクリート造の建物ではございますが、校舎がゆがんだせいか、サッシまでゆがんでいるとこ

ろがあると。先ほどの答弁にもあったように、改修、それも多分かなり大規模な改修が必要じゃないかなというふうに思います。

それと、教室数が絶対的に確保できるのかどうか。計画ではできるというふうになっていましたが、現実、今の校舎を見て回られて、確保できるのかどうかというのも懸念されます。この件についての見解もお願いいたします。

**○学校再編推進室長（藤吉康裕君）**

開校予定の令和7年度における児童数の推計では、通常学級、それから、特別支援学級を合わせまして20教室から22教室が必要になることが見込まれます。状況といたしましては、現在、常時使用しております教室に加えまして、サブ教室、資料室、教材室、オープンホール等を活用することで必要な教室数は確保できると考えております。

また、中島小学校の建物の老朽化につきましては、先ほども申し上げましたとおり、校舎等の改修が必要でございます。中島小学校につきましては、令和12年度までの使用予定となっておりますけれども、子供たちの教育環境に必要な整備につきましては改修をしていきたいと考えております。当然、令和12年度までの使用でございますので、そういった部分を考えながら、既存施設を使用できるものは有効活用し、学校とも緊急性などの優先順位を協議しながら、効率的に必要なに応じた施設整備を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございます。

キャパ的に確保できるということなのですが、資料室だったり教材室、これがどこに行くのかなということもちょっと懸念されますが、開校予定があと1年半と迫っております。もう改修等の具体的な案がなければ間に合わないんじゃないかなというふうに思うんですが、その改修予算額、これとスケジュール的なところ、これがどういうふうに見積もってあるのか、これをお聞かせいただけますか。

**○学校再編推進室長（藤吉康裕君）**

橋本議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、中島小学校につきましては令和12年度までの使用予定でございますけれども、子供の教育環境に必要な整備につきましては改修をしていきたいと考えております。

その場合の予算額ということでございますが、現在、改修箇所等の確認を行っておりまして、教室やトイレの改修、防水工事、昇降口の改修等、積算をした上で、今後、12月議会の補正予算において中島小学校の改修工事に係ります設計監理業務委託費をお願いする予定にしており、議決をいただきましたならば速やかに設計を行いたいと考えております。

施工期間につきましては、令和7年4月の開校に間に合うよう、令和6年度中の工事完了

を予定しております。

以上でございます。

#### ○6番（橋本憲之君）

そうですね、漠然とではあるんですが、例えば、12月議会で仮に議決がされたならば、そこから設計を始められて、来年度の1年間で改修の施工をしていくということになりますと、夏季・冬季長期休業中だけでなく、やはり通常の授業中、生徒たちが在校中にも工事をしなければ間に合わないのではないかなというふうに思うんですが、プラス過疎債を利用して改修をされるというふうに以前ちょっとお聞きしたんですが、これも検討されてあると聞いたんですが、数千万円、あるいは数億円の予算を投じて教室の整備をしたとして、改修をしたとして、来年、再来年でしよう。7年後、また閉校しますよね。7年後、閉校になった後に、その建物にその価値が残るのかどうか。そのくらいの金額、予算を投じて価値が残ってくるのかどうか。

ちょっとしつこいようなんですが、そこも含めて全体の計画の見直しの可能性について、小中学校再編計画を初期計画からこれまで教育委員会で取り仕切っていただいていますので、教育長の見解をお聞かせください。

#### ○学校再編推進室長（藤吉康裕君）

まず、私のほうからお答えをさせていただきます。

中島小学校の改修につきましては、先ほども申し上げましたとおり、教室やトイレの改修、防水工事、昇降口の改修などを考えておりますけれども、授業等に影響が少ない改修につきましては、設計後、できるだけ早い時期から工事を実施したいと考えております。また、ある程度影響があるものにつきましては、夏季休業中に集中して実施をしたいと考えております。しかしながら、夏季休業終了までに全ての工事を完了することはできませんので、できる限り児童の教育課程に影響がないよう配慮しながら、令和7年4月の開校に間に合うよう工事の実施に努めてまいりたいと思います。

また、中島小学校につきましては令和12年度までの使用予定で、令和13年度以降の活用につきましては今のところ決まっておりませんが、先ほども申し上げましたとおり、子供たちの教育環境に必要な整備につきましては、できるだけ市の負担が少なくなるよう財政課とも協議を行いながら、必要な改修をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○教育長（橋本秀博君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

私の見解ということですが、学校再編につきましては、議員も御承知おきのとおり、学校教育の充実と未来を担う柳川の子供たちのためのよりよい教育環境の実現のために、令和4年9月に決定いたしました柳川市立小中学校再編計画に基づきまして推進してまいりたいと

考えております。同時に、今後の児童数の推計等、地域の実情を、また、情勢を見極めながら進めていかなければならないと考えておるところでございます。

再編計画の見直しにつきましては、計画に記載しておりますとおり、仮称であります、柳城小学校、また、仮称であります柳南小学校につきまして、児童数の減少の状況等に応じて計画の見直しを検討することとしております。そのほかの計画の見直しは現段階では検討しておりません。

以上でございます。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

再編推進室長からは令和7年4月の開校に間に合うように努めるという決意をいただきました。それから、教育長からは当初再編計画の見直しは検討はしていないということで答弁いただきましたが、この計画の根本は、先ほど来話がございますように、子供たちの学びの環境をいかによくするのかということであります。決してやっつけで計画を無理やりに進めることなく、常に子供たちのためになるように考えていただきまして、進めていただきたいというふうに思います。

さて、これまでも質問されておりましたけれども、再編計画の副産物として学校跡地利用の課題が出てきますが、企業誘致推進課で検討を進めておられて、企業立地検討委員会にて利活用方針を定められるということなんでしょうが、これまでに何か具体的な案が出てきているのかどうか、お聞かせください。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

跡地利用についての具体案についてでございますが、まだ定まっていない状況でございます。

進捗状況としましては、現在、市の各部署において、それぞれで抱える課題の解決のために、どこの公共跡地を必要とするのかを整理いたしております。市で活用する跡地については除外をいたしまして、残った跡地の利活用についての方向性を定めてまいりたいと思っております。

市の学校再編計画では令和7年から令和14年までに14校が廃校となり、令和7年4月には大和校区4校が廃校となる予定でございます。企業誘致の方向性が決まった跡地については、空き教室を活用した企業の誘致、シェアオフィスやサテライトオフィスなどオフィス系の誘致など、他の自治体の成功事例なども参考にしながら広く公募を行い、誘致につなげていきたいと考えておるところでございます。

また、跡地の利活用につきましては、企業誘致のほかに地域コミュニティでの利用や分譲なども考えられますが、総合的、計画的に進めていきたいと考えております。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

先ほど椛島議員の質問の中にございましたね。子育て支援課の答弁で、放課後の学童保育を閉校したところでやるのも手じゃないかということで提案もございました。そういった形で市が行う事業で活用するというので、その後、残った跡地という、立地条件、アクセス等を含めて、あまりよくない敷地等になる可能性が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですが、そうなると、企業誘致も難航するのではと思います。

どのような跡地の可能性があるのか、先進地事例も含めて調査研究をしっかりとさせていただきたいんですが、現時点で実際に企業等からの問合せがあっているのかどうか、これについてお聞かせください。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

お尋ねの企業等からのお問合せでございますが、これまでに2件の相談がっております。希望する跡地の場所やその時期など、具体的な話にまでは至っておりませんが、今後も協議を継続してまいりたいと考えております。

そのほかにも、跡地利用に興味のある企業の情報などもいただいております。いただく情報はどんなささいなことでも構いません。私ども企業誘致推進課まで情報の提供をよろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

実は知り合いの不動産屋からこんな話を聞きました。何とか人口を維持してあるお隣の筑後市なんですけど、お客さんからその不動産屋さんが事業用の土地を探してほしいということで依頼を受けたそうです。自分が気になる土地があったので、これは官地、民地含めてあったので、柳川市でいうところの企業誘致推進課的な部署に問合せの電話をしたそうです。そうしたところ、ちょっといえばしつこいぐらいに民間でいうところの営業の電話が定期的にかかってくるようになったと。あそこまで熱心だと、マッチングが増えるのも何か分かる気がするというふうな感じを受けたということでございました。

跡地利用もそうなんですけど、その他の企業誘致に関しましても、やはり待っているだけじゃなくて、先ほど課長の答弁にもございましたように、みんなでささいな情報でも共有しながら、少しでも可能性があれば積極的に動くことをしてってもらいたいなというふうに思うところでございます。

また、学校跡地利用に関して、昨日の夜、テレビ番組であっていましたが、北海道の閉校した中学校の事例でございました。それは廃校を利用したアトラクションパークをつ



くったという事例でございまして、体育館の中にアスレチックをつくる。校舎内では痛くないサバイバルゲームが楽しめて、校舎裏の森では車のバギーの体験ができるというふうな施設でございました。運営会社さんは1億数千万円の資金を投じて整備したとのことでございましたが、今議会の議案中の補正予算にあったような新規創業の事業、新規事業に対する地域経済活性化に対する国のプログラム、こういうのを絡めれば、そういった資金の調達もハードルが下がるのではないかというふうにも思いますし、前回の議会でも答弁いただきましたように、これからの観光のコンセプトを物見遊山型の量的な観光から滞在型、質の高い観光へと転換を目指していくということで観光課の答弁をいただいていたのですが、企業誘致に加えて、観光コンテンツを誘致するというのも新しい取組になるんじゃないかなというふうに昨日の番組で感じたところでございます。

柳川の持っているポテンシャルというのはまだまだあると思っております。信じております。いろんな知恵を部署の垣根を越えて出し合って取り組んで、もっともっと魅力を発信し続けていくことで、柳川に興味を抱いていただき、実際に来てもらい定住してもらう、このようなまちづくりへの取組をお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（近藤末治君）**

これをもちまして橋本憲之議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時19分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、12番荒巻英樹議員の発言を許します。

**○12番（荒巻英樹君）（登壇）**

12番、自由民主党柳川市議団、荒巻英樹でございます。

まずは昨日のオスプレイ配備計画の市民説明会に携わられた金子市長、中村副市長をはじめ、職員の皆さん大変お疲れさまでございました。また、九州防衛局の皆様方にはこの場をお借りして御礼申し上げます。

5月よりは幾らか多かったようですが、参加された市民が少なかったのは少し残念でございました。生活環境課と九州防衛局による約1時間の説明後、質疑応答が約3時間の長丁場となりましたが、多様な質問、中には理解に苦しむ質問、また、持論を述べる方もいらっしゃいましたが、真摯に御対応いただいたと思っております。

今年の夏は史上最高の暑さだったとの報道を目にしましたが、朝夕は幾らか秋の気配を感じるようになってきました。

さて、何々の秋と聞いて思い浮かぶのは、食欲の秋、読書の秋、芸術の秋、スポーツの秋あたりでしょうが、私にとっては圧倒的にスポーツの秋です。その中で、一昨日、大変うれしいことがありました。沖縄県等で開催されている男子バスケットボールのワールドカップにおいて、日本代表チームが来年のパリ・オリンピックの出場権を勝ち取りました。関心がない方はどれほどのすごさが分からないでしょうから、若干説明をいたします。パリ・オリンピックに出場できる国は僅か12か国です。アジア枠での獲得にはなりますが、現在、日本代表の世界ランキングは36位であり、自力での獲得は1976年のモントリオール・オリンピック以来、48年ぶりですので、いかにすごいかは御理解いただけるかと思います。

また、先月のこととなりますが、大和中学3年生の西田選手が男子100メートル背泳ぎで全国2位となっております。2年生の昨年は3位でしたし、今年は予選で1位でしたので、優勝を逃したのは悔しかったことと思いますが、将来がとても楽しみです。リオ五輪銀メダリストの坂井選手に続いてほしいものです。

それでは、本日は2項目につきまして質問をさせていただきます。

1項目めは、本市が自転車と人に優しいまちになることを願っての質問です。

高校生になって原付免許を取るまでは、通学や買物などはほとんど自転車でした。皆さんも大体同じだと思います。それが大人になってからは多くの方が自転車に乗る機会が減っているのではないのでしょうか。でも、自転車は環境に優しく、健康にも役立ちます。

まずは現在、国が取り組んでいるGOOD CYCLE JAPANの取組を御紹介いたします。

日本初の自転車の理念法と計画に基づいて、日本中のみんなで自転車をどんどん活用し、これからの幸せな生活と社会を目指していく、それがGOOD CYCLE JAPAN。世界では今、どれだけ人間らしい生活を送り、人生に幸せを見いだしているかということに価値を置く考えが広がっています。QOL、クオリティー・オブ・ライフという考え方です。人々が移動することにおいても例外ではなく、早さや効率だけではないQOLに寄与するモビリティとして、世界の様々な国で自転車の活用が注目されております。自転車は環境に優しいモビリティであるとともに、サイクリングを通じた健康づくりや余暇の充実、人々の行動を広げて地域との触れ合いや仲間とのつながりを取り持つコミュニケーションツールでもあります。

実は日本では2016年12月に自転車活用推進法が公布されました。これまでの規制法ではなく、積極的に自転車を活用していくことをうたった画期的な理念法です。この法律に基づいて、2018年6月、自転車活用推進計画が閣議決定され、国が地方自治体や企業や民間団体などと一緒に具体的に自転車の活用を推し進めていくことになりました。GOOD CYCLE JAPANは、このオールジャパンでの取組を呼称したものです。みんながもっと自転車に乗れば日本に幸せのよい循環が起こるということを理念に、主に環境、健康、観光、安全という4つの分野で整備を推し進めてまいります。さあ、あなたも自転車に乗って、新しい幸せへこぎ出ませんかということで、まずはこの自転車の健康や観光の面から質問をいたします。

残念ながらこの議場にいらっしゃる方で、アライチと聞いてぴんとこられる方は少ないかと思えます。これは有明海一周の略で、一般的には自転車での一周を指します。公式なコースが決まっているわけではありませんが、柳川を起点とすれば、新田大橋、大野島を通過して佐賀県に入り、国道444号、207号を通り鹿島市へ、そして、太良町から長崎県諫早市の有明海沿いを南下して、諫早湾干拓堤防道路から雲仙市国見町の多比良港へ、そして、フェリーで有明海を横断し、熊本県の長洲港から荒尾市、大牟田市、みやま市を通過して戻ってくるコースが標準的なコースになりますが、フェリー区間を除けば、およそ120キロから130キロになります。実はこの議場内にはこのアライチを軽くこなされる健脚の方がいらっしゃいます。お名前は控えますが、座席には財政課長と書いてあるかと思えます。

国内で同じように一周するコースとしては、ビワイチ、琵琶湖一周、サドイチ、佐渡島一周、アワイチ、淡路島一周などが有名ですが、アライチも決して劣らない魅力的なコースであると考えます。そうした中、来月8日に有明海一周サイクリングariichi2023が開催されますが、イベントの概要は次のとおりです。「「ariichi」とは有明海沿岸一周サイクリングの愛称で、九州の4つの県を跨ぎ、刻々と変わる干満差の大きい有明海の干潟の表情を堪能できるサイクリングコースです。ほかにも、国指定重要文化財の筑後川昇開橋や、佐賀県の干拓地の田園風景、世界ジオパークに認定された雄大な雲仙の眺望、SNSで人気のフルーツバス停などの観光スポットに立ち寄ります。さらにフェリーにも乗船し、旅行気分まで味わえます。ariichiならではのグルメ・自転車メシもお楽しみポイント。本イベントでは前半は平坦基調で走りやすく、後半はアップダウンが登場する、走りごたえ充分なレギュラーコースと、平坦部分のみを楽しむ約60kmのミドルコースがあります」「また、道の駅や地元の飲食店との協力によりエイドステーションにて地元グルメを味わい、楽しんでいただけるように準備しております」、以上、引用を終わります。

本イベントは大牟田市の諏訪公園をスタートし、有明海沿いを半時計周りに一周しますが、国道285号の浦島橋から本市に入り、旧ピアス跡地のタックインテリア柳川店で最初の休憩、その後、鷹尾交差点、栄交差点を左折して、有明海沿岸道路沿いを大和干拓方面に向けて南下、大牟田川副線に入り、大和地区南部、塩塚川大橋、両開地区南部、沖端川大橋、昭代地区南部を経由し、七ツ家まで来て右折、昭代郵便局前を左折、間交差点を左折、宮上交差点を右折して、次の休憩ポイントである大川テラツアへ向かうルートです。昭代郵便局から間交差点間が狭い道路になりますが、車の通行が少なく、平地から雲仙や脊振を眺めながらの快適なコースだと思います。また、本イベントではありませんが、さきのルートから両開の中六十丁を右折して18メートル道路に入り、市街地や沖端等の観光ポイントを通るコースを推奨している例もございます。

そこで、まずは本市でのアライチお勧めコース、ルートを選定、整備し、観光マップ等にも記載、PRして、たくさんのサイクリストを本市に呼び込むべきだと思えますが、いかが

でしょうか。

なお、再質問及び残りの質問は自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願ひいたします。

**○観光課長（山田秀太君）**

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、来月、10月7日に九州初となります「マイナビツール・ド・九州2023」が開催される予定でございます。現在、九州や福岡県ではサイクルツーリズムの取組が積極的に進められているところでございます。

このような中、平成30年度には福岡県と県内自治体や観光協会が構成されます福岡県サイクルツーリズム推進協議会が発足しております。令和元年には本市と大川市、大木町、筑後市、広川町、八女市、みやま市を結ぶサイクリングルート、筑後周遊ルートが設定されております。また、筑後七国活性化協議会が実施します筑後七国サイクルツーリズム事業では、本市を含みます7市町を周遊するルートの造成に向けた調査が行われておりまして、昨年度は柳川ルートと大川ルート的一般募集のモニターライドや、旅行事業者を招請したイベント、柳川・大川ライドが実施されたところでございます。

さらに、むつごろうランドでは、県の補助事業を活用しまして、サイクリストの皆様へ安全で快適に楽しんでいただくための環境整備としてサイクルスタンドを設置する取組などを行っているところでございます。

また、民間会社の取組としまして、西日本鉄道株式会社では自転車をおのまま車内に持ち込めます電車、サイクルトレインや、西鉄のバス、サイクルカーゴが導入されるなど、お客様が利用しやすい環境が整いつつあります。

このような中、御提案いただきました有明海一周サイクリング、アライチの観光マップへの掲載につきましては、サイクルツーリズムの人気の高まっております中で、様々な主体でモデルコースの造成など、取組の真っ最中でございます。まずはお客様のニーズの把握や安全性など、そういった把握に努めまして、ルートをしっかりと固めながら、まずは修正が簡易なデジタルマップなどを検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○12番（荒巻英樹君）**

ありがとうございました。

先ほど今回のアライチのコースを説明いたしました。もちろんそれじゃなきゃいけないということじゃないんですけど、私がイメージしたのは、市で有明海一周の柳川市はこのコースがお勧めですよということを決めて、そこにポイント、ポイント、交差点とか、いずれにしても、大牟田から入ってきたら浦島橋から入って見えますけれども、南からですね、

それで柳川市お勧めアライチコースとかいうような看板を何か所か立てたらどうかなというイメージでの質問だったんですが、今おっしゃったように、いろんなニーズがあるかと思えますので、それで、まずはいろいろと微調整もできるデジタルマップでまずやってみようということですね。もちろんまず最初は始めることが大切だと思いますので、そのような取組をぜひ進めていただきたいと思いますし、ある程度それでルートが見えてきたら、先ほど言ったように、要所要所にも看板というか、そういう標識ですかね、そういうのもぜひ次の段階で検討いただきたいと思いますので、これは御答弁結構です。現時点ではまだそこまでいっていないかと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、冒頭、マイナビツール・ド・九州2023の御紹介をいただきました。これは一番有名なのはツール・ド・フランス、それをまねた九州版ですね。10月7日、8日、9日に行われますけれども、7日は福岡ステージということで、北九州からずっと下ってきて、筑後地区ではうきは市から山越えて八女市、筑後市、みやま市、そして、新大牟田駅近くがゴールとなっております。残念ながら本市を通るコースではありませんが、来年以降も続くイベントだと思っておりますので、ぜひ柳川市は自転車、サイクリングに積極的に取り組んでいるということを示せば、来年以降、ツール・ド・九州が柳川市を通るということも間違いなくあるかと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、福岡県サイクルツーリズム推進協議会の筑後周遊ルートのお話もいただいたかと思えますが、これは県が10ルート定めておる中の一つですね。ただ、現状のコースは大川のほうから385号を南下してきて、大川市から入ってきて、有明海沿岸道路にぶつかる蒲池の柳川西インターチェンジを左折して、有沿沿いをそのまま東へ行き、蒲船津西交差点を左折して、国道443号を東に向かい、そのままみやま市に入るようになっておるみたいですので、これは柳川をかすっただけのコースかと思えますので、よろしければこれは改善していただくように働きかけをお願いできればと思います。

それで、次の質問に入りますが、サイクルスタンド、これがむつごろうランドに設置されているということで、遅れましたが、私もサイクリストの末端というか、まだ初心者ですが、趣味として今楽しんでいるんですけれども、むつごろうランドにサイクルスタンド、サイクルラックがあるのは見ました。使わせていただきました。それで、もっと魅力を高めるために、これはやはり自転車で走っていると、途中いろんなアクシデントが起こり得るんですけれども、サイクルラックとは別に、サイクリングコース上に、本市でいえば、もちろん私はむつごろうランドが一番最適だと思うんですが、基本的な修理に必要な工具類とか空気入れを備えたバイクリペアステーション、これは打合せのときに課長のほうにも御覧いただきましたけれども、これを設置すれば、さらに魅力的なコースになるものと思えますが、いかがでしょうか。

○観光課長（山田秀太君）

議員御指摘のとおり、見せていただきましたバイクのリペアステーションの設置につきましては、サイクリストの皆様にご安心を感じてもらえる魅力的なルートづくりに重要なものではないかなと考えたところでございます。

こちらにつきましては、まずはモデルコースの造成などに取り組みまして、その進捗に合わせて調査をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

実は打合せのときに値段のことはお伝えしなかったんですけど、大体500千円ぐらい。もちろんもうちょっと下からもあるんですけども、高さが134センチぐらい、幅が44センチ、奥行き30センチで、12種類ほどの工具ですよ、ドライバーやら何やら。それと、自転車がかけられて、そして、空気入れ。工具類はもちろん盗まれないようにワイヤーでちゃんとつながっていますけれども、そういったのが四、五十万円ぐらいから設置が可能となっておりますので、ぜひまずはむつごろうランドに設置というのが一番PRにもなると思いますし、そのステーションそのものの横とか前とか後ろとかに、いわゆる広告のスペースもありますので、それをうまく活用すれば市のお金はもっと少なく済むことも考えられますので、ぜひ御検討いただければと思います。

そして、アライチの件に関しては、冒頭、イベントの御紹介をいたしましたけれども、その主催者の方が先般、観光課のほうに御挨拶に見えて、協力の依頼があったと聞き及んでいますけれども、こういったことをなさる予定なのか、よろしければお聞かせください。

#### ○観光課長（山田秀太君）

代表の方と面会を職員がさせていただいております。現在、課内でこういったことができるのか協議をさせていただいております。当日、おもてなしなど、検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

おもてなし健康マラソンとかで沿線沿線で住民の方が手を振ったりとかなさっていますけど、私はそのイメージなんですけれども、繰り返しますが、浦島橋から柳川に入ってみえますから、例えば、福銀の中島支店の前の広いところでこうとか、そういったイメージはいいのかなと思いつつながらでございますので、御検討をよろしくお願いいたします。

それでは、アライチの件に関しては以上とさせていただきます。

続きまして、安全の観点から質問をさせていただきます。

残念ながら市内におきまして自転車の交通ルールを守られていない場面が散見されます。

特に目につくのは、自転車の右側通行、それから、一方通行の逆走、スマホを見ながらのながら運転等ありますが、それらが原因で事故が発生し、大事に至るかもしれません。

まず、自転車に関連した交通事故といますか、本市でどれぐらい発生しているのかをお伺いいたします。

**○総務課長（新開文隆君）**

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

令和4年1月から12月までの柳川市内の自転車事故の発生件数でございますけれども、28件となっております。

なお、死亡事故は発生しておりません。

以上でございます。

**○12番（荒巻英樹君）**

ありがとうございました。

6月1日の西日本新聞で、これはヘルメット着用がメインになっていますけれども、着用の努力義務で、ただ、なかなかうまくいっていないという記事の中で、福岡県内の自転車事故のことが載っております。2020年から2021年、2022年は3,200件台なんですね。それを福岡県の人口と柳川市の人口で計算すると、割合ですと、柳川市が40件ぐらいになるものですから、それぐらいなのかなと思っておりましたが、28件ということで、それは非常にうれしい限りです。もちろん28件でうれしいといたらあれですけども、とにかく柳川市では県の発生よりは少ないということで、少しは安心いたしました。

ただ、おっしゃったように28件。実際にちょっとした接触等で報告に上がっていない分も、これ以上というか、これの数倍あるんじゃないかなと推察するところですけども、そういった万が一、交通事故では、やはり交差点における自転車同士の出会い頭の事故が多く、時間帯は通勤、通学と重なる朝が注意が必要。年齢は小学生から大学生までが3分の1を占め、命を落とす人はほとんどが高齢者で、約6割の死因が頭部外傷だったということで、先ほどのヘルメット着用の努力義務と、そういうふうになっているんだと思います。

それで、市民の皆さんの生命、財産を守るためにも、市民の皆さんに先ほど言いました交通違反ですね、それがないように交通ルールを守ってもらわなければなりません、そのためにも行政としてできること、やらなければいけないことというのはいかがでしょうか。

**○総務課長（新開文隆君）**

自転車の交通ルールを守ってもらうには、市民の皆様に交通ルールを知ってもらい、自転車を安全に利用していただくことが重要です。現在、柳川警察署や交通安全協会、PTA、老人クラブなどで、横断歩道や交差点付近を通行する歩行者や自転車などが安全に通行できるように交通安全活動を実施していただいております。

また、本市といたしましても、市内小・中学校で開催されている交通安全教室のほか、柳

川警察署、交通安全協会などと連携し、商業施設や駅前で自転車の安全利用について街頭啓発を実施しているところがございます。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

私自身が思っていた、感じた以上にいろんな取組をなさっているということが分かりました。それも先ほどの県平均の半分以下という自転車による交通事故の件数にも反映されているんじゃないかなと思っているところがございます。

交通安全というと、やはり小学校入学式で交通安全協会さんから新入生児童に黄色い帽子ですね、そのイメージが私は強いんですけども、やはり小学校、小さいときからそういったところを教えていけば、小さいときの一番それが強いと思いますので、ぜひまた引き続きより一層の取組をお願いできればと思います。

それで、実際に私自身もよく分からないんですけども、教えていただきたい件が数件ありますので、お尋ねいたします。

まず、具体的な事例についてお伺いしますけれども、スクランブル交差点での自転車の通行についてですが、具体的にはこの辺だと城南町の交差点がスクランブル交差点になっていますけれども、歩行者用信号が青のときに自転車に乗って交差点を渡るの、これは丸ですか、バツですか、まずお尋ねします。

#### ○総務課長（新開文隆君）

城南町スクランブル交差点は、道路を横断する歩道のほかに、交差点内に歩道があり、斜めに横断することができるようになっております。

さて、横断歩道は歩行者が横断するための歩道であり、城南町スクランブル交差点の歩行者用信号機が青の場合には、当然、車用の信号機は赤となり、車両である自転車に乗って横断することはできません。このため、自転車で城南町スクランブル交差点を渡る際には、自転車から降り、自転車を手で押しながら歩いて渡っていただくこととなります。

なお、自転車に乗って右折したい場合は、2段階で右折を行うこととなります。

以上でございます。

#### ○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

城南町交差点ですね、私もたまに朝立ったりするときがありますが、普通にですね、近くは柳城中学校の生徒さんですが、元気におはようございますとって自転車に乗って渡られているのが現状ですので、今後はそこら辺、私自身も注意というか、そこら辺は教えてあげたいと思っています。ありがとうございます。

それから、次です。こちらでいう、この市役所の近くの18メートル道路とかも、道路両方



向に歩道が整備されている場合、もちろん自転車通行可の場合になりますけれども、自転車の走行は車道と同じ向きじゃないといけないのか、それは特段関係ないのか、そこら辺を教えてください。

○総務課長（新開文隆君）

自転車通行可である歩道を自転車で走行する場合は、車道よりも右側、左側どちら向きでも通行が可能です。しかしながら、基本的に歩道の通行は歩行者が優先です。歩行者の通行を妨げないよう、自転車は徐行や一時停止をし、すれ違う自転車などにも注意をしながら通行いたしますが、もし危険を感じる場合は自転車から降りて歩いて通行するなど、基本的には安全な速度と方法で通行しなければなりません。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。理解できました。やっぱりそうですね、歩いていて、後ろから来た自転車の方がチリンチリンというのがやっぱり驚きますけど、それはもちろんよろしくないということで理解をしておりましたけれども、改めて確認できました。

それから、この件の最後になりますが、自転車の右側通行を減らすための具体的な提案として、市の公用車に自転車は左側通行ですよ、自転車は左側通行と、簡易で結構ですが、ステッカー等を貼って市民の皆さんにお伝えする。これは当たり前のことですけれども、残念ながら守られていない状況が多々見られますので、そういった試みはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（新開文隆君）

議員御指摘のとおり、特に、右側通行するなどの交通ルールを守れていないケースもよく見受けられます。これにつきましては、現在行っている啓発等も引き続き行いながら、新たな取組についても今後検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○12番（荒巻英樹君）

ということは、ステッカーはまだ考えられないということになりますけれども、すみません、これはまたぜひよろしく願います。いずれにしても、どのやり方がベストというわけじゃないんですけれども、ぜひ自転車の右側通行をなくす取組をよろしく願います。

では次に、西鉄柳川駅の駐輪場の現状についてお伺いいたします。

これは特に西口のほうで目立つことなんですけれども、毎朝、整理をやっていただいております。私もたまにですね、月に一、二回ぐらいは朝の電車に乗ることがありますが、シルバー人材センターの方かと思いますが、自転車の整理をいただいております。朝はきれいになっておりますが、夕方から早朝にかけては残念ながら首をかしげざるを得ない光景を

目にいたしますが、市としてはどのように認識をなさっているのか、お尋ねいたします。

○総務課長（新開文隆君）

西鉄柳川駅の駐輪場の管理につきましては、総務課がシルバー人材センターに整理業務を委託し、駐輪場の整理をしているところです。また、盗難などの犯罪行為の抑止を目的に防犯カメラも設置をいたしております。

さて、西鉄柳川駅の駐輪場の状況につきましては、先ほど議員おっしゃるとおり、東口駐輪場につきましてはおおむね整理はできているところですが、西口駐輪場につきましては、入り口付近に整理があまりできておられない枠からはみ出している自転車が多数見受けられる状況であることを認識しております。

この対応につきましては、今後、職員による現場での指導や持ち主の可能性のある生徒が通う高校への協力依頼、また、高校卒業を機に放置されるなどの自転車の撤去等、今後、西口駐輪場の整理に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

まさにそうですよね、課長と全く同感なんですけど、それで、やはりおっしゃったように、はみ出している自転車の後ろには、残念ながら市内の高校のステッカーが貼ってあるものが目につきますので、今のあれはすみません、これは高校のほうに指導をお願いされる——ちょっとすみません、高校に対しての取組をもう一度お尋ねいたします。お願いいたします。

○総務課長（新開文隆君）

先ほど申したとおり、西口駐輪場には市内の高校のステッカーが貼ってある自転車がよく見受けられますので、高校にこちらのほうで出向いて、指導とか御協力願えないかということで話をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○12番（荒巻英樹君）

そうですね、ぜひ先生方に朝見ていただくようお願いをしていただければと思います。やはり市外へ出たときも駐輪場は気にはなります。駅の利用者、自転車の利用者が多いからかもしれませんが、奥のほうへ行くと、まだそれなりにスペースはありますので、やはりどうしても部活帰りとか塾帰りとか、電車ぎりぎり、ばたばたと、その気持ちも分からないことはありませんが、やはり奥に行く人が実際に一旦止まって邪魔している自転車を少しずつして行かなきゃいけないという経験、私はありますし、多くの方がそういうことも残念ながらあるかと思っておりますので、ぜひまずは高校のほうにお願いしていただいて、現場を見ていただいて、御指導いただくようお願いしていただくようお願いいたします、自転車の項は終わらせていただきます。

じゃ、2項目めに関しましては、学校給食について質問をさせていただきます。

学校給食の役割というのは、改めて言うまでもありませんが、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材としても役割を担っております。また、文部科学省のホームページでは、給食には学習の教材の役割があります。肥満、朝食欠食といった子供の食生活を改善するために、給食を通して食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるように学校でも食育に取り組んでいます。

まずは本市の学校給食に携わっていただいている栄養教諭や調理員の方々にまずこの場で感謝を申し上げて、質問に入りたいと思いますし、今回の質問に当たりまして、3つの学校給食共同調理場ですね、全てですけれども、それと、地元であります昭代第二小学校の施設と、児童の給食の準備、そして、食事の模様、後片づけを見学させていただきました。本当に勉強になることばかりでございました。

そこで、まず最初に、共同調理場の3施設の現状はどのようになっているのか、建設がいつで、稼働何年、そして、供給可能数ということでお伺いいたします。

#### ○学校教育課長（古賀 洋君）

荒巻議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本市の学校給食共同調理場は、柳川、大和、三橋の3か所ございます。柳川調理場は平成18年の建築で16年目、大和調理場は平成16年建築の18年目、三橋調理場は平成7年の建築で、ちょっと古いですが、27年目というふうになります。

それぞれ2,000食対応という形で調理ができるように設計をされているところでございますが、現在、市内の小・中学校では1クラス当たりの人数が少ないという状況がございまして、調理したものを詰める食缶、入れ物の量が非常に多くなっております。このため、食数に見合った稼働ができていないというふうな状況でございます。

なお、柳川調理場のほうで中学校、大和、三橋の調理場で小学校の給食を作っているところでございます。

以上でございます。

#### ○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

実際は4つの小学校での自校式がまだ残っておるみたいですが、それ以外、調理場では柳川調理場で中学校、そして、大和、三橋の2施設で小学校の給食を作っているというふうなことです。

それで、現在の小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒数と教職員を含めた給食の供給数をお尋ねいたします。また、将来の予測数に関してもお尋ねいたします。

### ○学校教育課長（古賀 洋君）

今年5月現在で本市の給食の提供数という形でお答えをさせていただきます。

小学校、児童が3,113人分、これに教職員の分、374人分を足しました3,487人分、こちらが供給数になっております。同じように、中学校は生徒1,588人と教職員167人、こちらを合わせました1,755人分が供給数でございます。合わせますと5,242人分という形になります。

今後の児童・生徒数を住民基本台帳を年齢的にスライドさせていくような形で見てみますと、小学生につきましては令和10年頃に約500人ぐらい減少をいたします。中学生、これにつきましては令和16年に380人ほど減少していく。提供数もこの程度減少をしていくのかなというふうに予想をいたしているところでございます。

以上でございます。

### ○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

実際は給食に関しては素人ですから、生産、供給の能力が1施設当たり2,000食と聞くと、3つで6,000食できるじゃないかと単純に思ってしまうところですが、なかなかそうはいかないと。建設時点でのいろんな決まり事と今の決まり事、年々厳しくなっていくということも聞いているところでございますけれども、ただ、現状、先ほどおっしゃいましたように、三橋調理場が27年になるということで、ちょっと古いということも課長おっしゃいましたが、実際に拝見して、建物の中の一番奥西側、タイルが張ってあるところも、来年、ちょっとそこら辺はタイルも張り直してほしいというのは場長もおっしゃっていましたが、27年ですから、またこれが20年、30年と続くわけですから、目安としては10年かそこらじゃないかなと思うんですけれども、それで、細かい数字の照らし合わせは別としましても、中学校はきれいに今理想的だと思うんですが、それで、将来的には、打合せのときには2施設で全部が賄えるんじゃないかなと。これは私自身が小学校と中学校も分けなきゃいけないというか、絶対分けなきゃいけないんじゃないんでしょうけど、やっぱりそのほうが効率がいいとか、もろもろありますけれども、将来的に2つの施設で賄えないのかとは考えておるんですけれども、現状はいかがでしょうか。

### ○学校教育課長（古賀 洋君）

議員のおっしゃったように、中学校は今1施設で全ての学校を賄っているというような現状でございます。

本市の小学生でございますが、現状でも3,000人近くの児童数があるわけございまして、現在の調理場1つで賄うということは非常に難しい状況でございます。また、先ほど議員のほうからおっしゃっていただいたように、中学校と小学校では食材の切り方、当然、小学校のほうがかたく刻んだりとか、味つけ、こちらも小学生向けについては中学生よりも刺激度が少ないとか、そういった形で調理をしているという形で、調理工程がやはり別になってま

いますので、現在の施設で対応するというのが非常に難しい状況でございます。

仮に2施設で対応をするということであれば、小学校向けには規模を拡大した新しい調理場を新設しなければならない、このような状況にあるというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

ただ、やはりあれですけど、実際このセンター方式に移行していくというのが、その計画時点では、先ほども議論があっただけで、小中学校再編計画の前の段階だと思います。ですから、今回の再編に伴って、学校数は現在25校からかなり減りますよね。ですから、そういったところも加味しながら、これは10人が10人、100人が100人、センター式と自校式どっちがいいかと聞かれたら、答えはそうですね、同じ答えになりますけれども、ですから、ちょっと今は細かくあれですけども、やはり一旦そういった学校の再編とも関連しながら、どうしたらいいのか。実際に今4つの小学校が、ですから、中学校はそのままとしても、小学校は2つの施設、三橋のセンターがそのまま使うことが厳しくなったら、大和は残すけれども、今の小学校の自校を残すというのも一つの選択肢じゃないのかな。ただ、実際には昭代第二小学校は昭代学校として残りますけど、両開小、矢留小、東宮永小の校舎は使わなくなっちゃうから、これは使えないけど、例えば、新しい柳城小学校は、城内小学校は今センター式ですけど、まだ給食室、給食調理場は残っているわけですよ。くたびれているかもしれないけど。そういったことも含めて、やはり柳川市全体として公共施設は20%減らすと明確にうたってあります。もちろん学校の再編でかなり公共施設が減りますが、そういったこともやはり給食調理場も検討すべきだと私は考えております。

ちょっとこれは通告もしていませんでしたので、答弁は結構ですが、そういったことで、いろんな角度から計画をいただきたい。繰り返しになりますが、10人が10人、100人が100人、自校式がいいというのに、やはりセンター式になっていくのは私はおかしいのかなと。いろいろと調べると、自校式、センター式、親子式とあって、自校式は短所はちょこっとで、長所がいっぱい出てきます。センター式は長所がちょこっとあって、短所がいっぱい。具体的にはあれですけども。ですから、やはり一旦ちょっと立ち止まって、再編と併せて一度検討、うまくやれば、だから、自校式も残しながらセンターが3つから2つという形が私は可能じゃないかなというか、可能にすべきだと思って取り上げておりますので、先ほど言いましたように、今日この場では結構ですけども、ぜひそれは検討、一応シミュレーションしてみるとということだけはどうか。

#### ○学校教育課長（古賀 洋君）

学校給食の提供の方法について議員のほうから御意見をいただいているところでございま

す。やはり自校調理のほうが良いというふうなお声、これはよく聞くところでございます。やはり校内で調理をしたほうが、配送の時間分、短縮できる。調理の出来上がりも提供の時間に近づけられるということで温かい給食が提供できる、こういった御意見なのかなというふうに思います。しかしながら、これを検討していった場合に、現在、給食調理の衛生基準が大変厳しくなってきているところでございます。新たな衛生基準で給食室を新設するとなりますと、下処理や調理で区画を分けてみたり、調理員専用のトイレ、手洗い室、更衣室、こういったものをですね、実際、今作っているところでも新たに設置をなさいという指導は度々来るところでございます。そうしますと、給食に携わるスペースでかなりの面積、設備、こういったものが必要になってまいります。また、せっかく校内で調理をいたしておりますが、完全に区画された空間という形になりますので、教職員、児童が給食室に入ることにはまなりませんので、ガラス越しの見学というのはございますけれども、そういった場に近づくこともかなわないというような現状でございます。

こうした面を考えますと、児童数がある程度いる学校をかなり広い敷地で、そして、新たに建設をすると、こういった条件でなければ、なかなか自校方式で採用していくというのは難しいのではないかとこのように考えております。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

細かい数字までまとめ切っていませんけれども、やはり三橋の、だから、基本的には三橋の調理場は耐用年数が来たら、それで新しいものは建てないということを前提として、自校式の、先ほど言った今の城内小学校に来る新柳川小学校でしたっけ、とにかく既存の施設のあるのをうまく使って、ですから、新しい施設を造ってくださいというんじゃないんですけど、今は使っていないけれども、既存の施設等もうまく使うことによって、三橋調理場の後は、三橋調理場は建て替えずに済むんじゃないかなということで今回お伝えさせていただきますので、私自身もシミュレーションをやりますけれども、ぜひできれば検討していただきたいということで、そのシミュレーションをしていただければと思うんですけど、再度いかがですか。

#### ○学校教育課長（古賀 洋君）

繰り返しになりますけれども、現在の衛生基準に合致した施設を造っていくということになりますと、既存残っているじゃないかというふうな御指摘ではございますが、やはり学校の中でかなりの面積を必要としてまいります。また、再編で既存の学校の校舎を使う場合に、やはりスペースを確保していくというふうなことも必要でございます。こうした中で、現在、学校の再編を進めておりますけれども、既存の学校施設を最大限活用する、今の校舎を最大限活用するという中で、自校給食のための設備を設けるというのは大変厳しい状況であるというふうに考えております。

子供たちにはできるだけ温かいおいしい給食をこれからも提供していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

これは今日はまだ1回の表ということで、ちょっとまた私、勉強して、また質問させていただきます。

それで、給食の施設の件に関しては以上とさせていただきます。

それから、給食の内容に関してお尋ねしたいと思っております。

本市では世界の料理とか郷土料理の提供がなされていると聞き及んでおりますけれども、本市の取組状況を教えていただけますでしょうか。

#### ○学校教育課長（古賀 洋君）

本市の学校給食におきましては、メニューに、献立に世界の料理、郷土の料理、こういったものを毎月1回程度取り入れているところでございます。もちろん学校給食でございますので、そう本格的なものとはまわりませんが、子供たちに少しでも親しみを持ってもらい、また、視野を広げてもらいたいというふうな意図でこういったものを行っております。

また、その献立、少し紹介をさせていただきます。世界の料理では、なじみのあるところでインドのナンとビーンズドライカレー、中国の八宝菜、こういったところから、聞き慣れないところですが、ジョージアのシュクメルリ、ブラジルのフェジョアード、こういったものもでございます。日本の郷土料理では、大分県のとり天、青森県のせんべえ汁、佐賀県のシリアンライス、こういったものをお出ししているところでございます。

こういったものにつきましては年間計画を立てて提供しておりますので、大体給食が年間11か月程度でございます。1年間で11か国、11都道府県の郷土料理が味わえるようなサイクルで提供させていただいているところでございます。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

最後に教育長にもお尋ねをする分があるんですが、その前に1つだけ御紹介をいたします。

教育委員会の方々は既に御存じかと思いますが、プラスチックごみの削減に向け、県内15の自治体の学校給食で、先週の新学期から脱プラスチックを目指す取組が始まっております。それは紙パックの牛乳からストローを外したということです。市販の牛乳と同じように、口を開けて飲むタイプになっています。紙パックの見た目は同じに見えますが、手で開けやすいように改良されているそうです。新学期から福岡市の一部や太宰府市など、県内15の市や町の公立小・中学校で新しい牛乳に変わっております。県内15の市や町ですから、福岡都市圏ですね、県内の4分の1になるかと思えます。これは宗像市での模様が取材されておしま

したが、宗像市だけで年間176万本、約530キロのプラスチックごみの削減につながるということでございます。

それでは、教育長、すみません、教育長に2点お尋ねいたします。

先ほど世界の料理とか郷土料理の御説明をいただきましたが、教育長も去年まで召し上がっていたと思うんですけども、ちょっと感想をお聞かせください。

**○教育長（橋本秀博君）**

荒巻議員の質問にお答えいたします。

私自身は好き嫌いなく何でも食べますし、昨年度まで、議員おっしゃいますように、1週間分の献立をチェックするなど、毎日の給食を楽しみにしておりました。特に、月に1回の郷土料理や世界の料理がある日は、どんな料理なのかと興味をそそられます。給食の時間になりますと、給食委員会の子供が当該国の、また、郷土の食文化に関する情報や調理方法などを放送で紹介いたします。検食後、教室を回りますと、子供たちが世界の料理やそれぞれの郷土料理をととてもおいしそうに食べたり、その国のことについて会話を弾ませたりする様子を見ることができ、大変ほほ笑ましく感じておりました。

栄養教諭が専門的立場から栄養バランス等を考慮しながらアイデアを出し合い、調理員の方々が丹精込められて作られる日本の郷土料理や世界の料理は、柳川市の児童・生徒にとりまして、日常では味わうことが少ない食文化の多様性に触れる絶好の機会であると考えております。

以上でございます。

**○議長（近藤末治君）**

残り時間が少なくなっておりますので。

**○12番（荒巻英樹君）**

最後です。そうですね、世界の料理では本当に世界各国の風土に根差した食文化に触れたり、その文化の価値を認めることができ、様々な国の料理を食べることで食体験を広げ、世界の食文化や他の国々への興味、関心を深めることができるんじゃないかなと思います。また、古くから伝わる日本各地の郷土料理では、昔の人や地域に暮らす人々の生活の知恵や工夫、その地域のよさを知る機会でもあると思います。

それで、世界の料理に関して、最後に教育長にお願いです。ぜひ栄養教諭の方々と評判の人気のレストラン等に出かけて、メニュー開発にぜひ力を貸していただければと思いますが、最後に一言お願いいたします。

**○教育長（橋本秀博君）**

貴重な御提言をいただきまして、ありがとうございます。

給食で世界の料理を取り上げる目的の一つに、国際理解があると思います。食を窓口といたしまして諸外国の文化に興味を持った子供たちは、図書室の本やタブレットなどでいろい



ろな国のことを生き生きと調べ始めます。これと順序を逆に、社会科等で学んだ外国について、この国ではどんな料理を食べているのかなといった投げかけをして、調べた料理を食べることができたら、子供たちにとっても食に関する新鮮な感覚と楽しさを味わわせることができるだろうと思います。

ただ、私よりも格段に各地に旅行経験が豊富な荒巻議員の食に関します情報等を御紹介いただければ、栄養教諭の先生方のメニュー開発の参考になるのではないかなと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上です。（「ありがとうございました。終わります」と呼ぶ者あり）

**○議長（近藤末治君）**

これをもちまして荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時30分 休憩

午後 2 時40分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、10番新谷信次郎議員の発言を許します。

**○10番（新谷信次郎君）（登壇）**

皆さんこんにちは。10番新谷信次郎です。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

昨日、9月3日、第2回佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する市民説明会が開かれました。予定されていた2時間を大幅に超えて、4時間近くの時間を費やしましたが、オスプレイの危険性、米軍も来るのではないか、柳川市への騒音等の影響といった根強い不安、懸念が示されました。九州防衛局、市長、議会はそうした不安、懸念に真摯に答えていく責任があります。

8月29日、佐賀空港地元南川副の漁業者4人が国を相手取って、陸上自衛隊駐屯地予定地である共有地を売却したのは違法であるとして建設工事の差止めを求めて、佐賀地方裁判所に仮処分の申立てを行いました。ノリをはじめとした有明海の漁業、佐賀平野、筑後平野の農業、私たちの生活、子供たちの未来を守るために立ち上がった漁業者4人に敬意を表します。

国防の名の下、実は米国の対中国戦略に組み込まれ、オスプレイをはじめとした兵器の爆買いのために軍事費の増大を図る岸田政権、どちらが本当に国を守るのか、岐路に立たされています。

7月10日をピークにした豪雨によって、筑後地区に大きな被害が出ました。久留米市の耳納山では、1976年の統計開始以降、観測史上最も多く、24時間で初めて400ミリを超えまし

た。特に、田主丸町竹野地区では大規模土砂崩れのため1名の方が亡くなりました。亡くなられた方々への御冥福と被災された方々へのお見舞いを申し上げます。

ところで、私が住んでいます蒲池地区はとりわけ掘割が迷路のように入り組んだ地区です。近年、掘割の岸が崩れている、どうかしてくれという相談が多くなりました。実際あちらこちらで掘割の岸が崩れているところを目にします。そのため、護岸工事に力を注いでもらっていますが、護岸工事の現状の課題と対策について質問します。

柳川市内では慣れ親しんだあんこ屋さん、粕漬屋さんが店を畳みました。近くでは空き家の解体が目につくようになりました。柳川地域における人口減少、地域の衰退がはっきりと目に見えるようになりました。この状況に全力で取り組まなければ、地域全体が荒れ果てていきます。

柳川市における子育て支援の一環である放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の課題と今後について、また、耕作放棄農地や空き家の拡大に係る相続登記義務化について質問します。

以後は自席にて質問しますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いします。

#### ○10番（新谷信次郎君）続

まず、学童保育の現状と課題について質問をいたします。

朝日新聞の7月28日、こういう記事が載りました。学童保育の待機児童は全国で5月1日現在、1万6,825人と高止まり。そこで、こども家庭庁と文部科学省は共働き家庭などの小学生が利用する放課後児童クラブの待機児童において、2省庁が連携することで学校施設の活用を促し、受皿整備を加速させたいという内容の記事でございます。

さて、柳川市の学童の希望者数、そして、受入れ可能者数はどうなっていますでしょうか。そのことの差引きによる待機児童数について、柳川市全体の総数と各学童ごとの数について教えていただきたいと思います。

#### ○子育て支援課長（小池由希君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

令和5年度の学童保育所の入所について申し上げます。

令和5年3月末時点で、全学童保育所の入所希望者数810名、受入れ可能者数、つまり定員数は857名、待機児童数は申込辞退の方を除きますと40名でした。

各学童保育所ごとに申し上げますと、19校区ありますので、少し時間がかかりますけれども、蒲池学童保育所、入所希望者数61名、定員60名、待機児童ゼロ、柳河学童保育所、入所希望54名、定員55名、待機児童ゼロ、東宮永学童保育所、入所希望63名、定員50名、待機児童12名、昭代第二学童保育所、入所希望63名、定員60名、待機児童ゼロ、昭代第一学童保育所、入所希望81名、定員62名、待機児童15名、豊原学童保育所、入所希望51名、定員40名、待機児童5名、藤吉学童保育所、入所希望62名、定員90名、待機児童ゼロ、垂見学童保育所、入所希望34名、定員35名、待機児童ゼロ、六合学童保育所、入所希望33名、定員35名、待機

児童ゼロ、矢留学童保育所、入所希望46名、定員44名、待機児童ゼロ、二ッ河学童保育所、入所希望39名、定員30名、待機児童8名、城内学童保育所、入所希望62名、定員50名、待機児童ゼロ、矢ヶ部学童保育所、入所希望30名、定員35名、待機児童ゼロ、両開学童保育所、入所希望29名、定員35名、待機児童ゼロ、中島学童保育所、入所希望32名、定員50名、待機児童ゼロ、有明学童保育所、入所希望19名、定員30名、待機児童ゼロ、大和学童保育所、入所希望34名、定員36名、待機児童ゼロ、中山学童保育所、入所希望9名、定員30名、待機児童ゼロ、皿垣学童保育所、入所希望8名、定員30名、待機児童ゼロ、以上となっております。

#### ○10番（新谷信次郎君）

19学童保育所について答えていただき、大変御足労をかけました。学童によって随分待機児童がたくさんいるところ、そして、ゼロのところ、入所可能者、学童が随分余裕があるところ、それぞれということになっているようです。

それで、この柳川の現状において、待機児童が出ているところがあります。その待機児童解消の対策についてどのように現在行われていますか、そのことについてお願いしたいと思えます。

#### ○子育て支援課長（小池由希君）

今年度の待機児童は、先ほど申し上げましたように、当初は40名でしたが、このうち、申込みの辞退や、夏休みだけの利用を希望して受入れ可能となった児童を除き、現時点で18名いらっしゃいます。この内訳は、東宮永学童保育所が12名、二ッ河学童保育所が6名となっております。

学童保育所は1クラスにつき2名の支援員の配置が必要となり、クラスを増やさない限りでは支援員は不足していませんが、施設の面積を今以上に大きくできないため、受入れが困難となっております。特に、今年度はコロナ禍が落ち着きを見せ始め、今までは利用を控えていたり、保護者が新たに仕事に就いたりという状況で、利用希望が増えて待機児童が出たということも考えられます。

ちなみに、令和4年度の待機児童は6名でした。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

待機児童、当初は40名でしたけれども、現在のところは18名ということです。ただし、柳川市の児童数の総数からいうと、この18名が学童待機児童になっているというのは、少なからずの数字ではないかというふうに思います。

それで、待機児童解消のための対策もうたわれておりますけれども、学童のための施設面積を今以上大きくできないということもありますけれども、学童における支援員の数が不足しているという現場からの話も聞きます。例えば、3日後に支援員の都合がつかなくて休まなくてはならないというような緊急の場合、ほかの学童からの応援ができないか、そういう

要望が出ているような場合、これについては子育て支援課のほうで一旦その要望を受け付けて、各学童に知らせていただいて補充の対策ができないかという現場の要望がありますけれども、これについては子育て支援課としてはいかがでしょうか。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

現在、緊急に支援員が必要という事態になった場合は、その学童保育所がほかの学童保育所へ支援員の協力が可能かを直接尋ねています。子育て支援課が仲介することを現場が要望されるのであれば、もちろん可能です。ただ、学童保育所同士の直接のやり取り、今現在のやり方と比較しますと、緊急にもかかわらず、回答に時間がかかる上、学童保育所が開所中でなければ対応できません。今後、支援員へ聞き取りを行って、要望があれば手順も検討してまいりたいと思います。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

具体的な運用の場面ではそれぞれ一長一短があるようではありますが、現場の要望があれば、各学童の現場とぜひしっかり協議をして、有効な対策を取っていただきたいと思います。

それと、支援員不足ということについては、夏季休業中の支援員不足の声が上がっています。夏季休業中は学童保育は何と朝8時から夕方、午後6時まで活動をされています。それについては、学校の夏季休暇中、各小学校の特別支援教育支援員が業務がないので、学童の支援員に入ってもらった。これは私が聞いた範囲では、個人的なついででそういうふうな対応をしていただいたということがありますけれども、そういう例があるならば、学校の夏季休暇前に子育て支援課と教育委員会が連携して、特別支援教育支援員が希望すれば学童の支援に入れるようなシフトを作成できないかと思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

今年の夏休みも、通常は小学校で特別支援教育支援員として勤務をされている方が9名、市内の学童保育所で勤務をしていただいております。

夏休みに学童保育所の支援員が不足するというよりも、開所時間が終日となりますので、シフトを組むのが難しいというお話は聞いております。

以前は教育委員会を通して特別支援教育支援員へチラシをお配りし、夏休み中の学童保育所で勤務をしていただける方を募るというお知らせをしておりました。今後も夏休みに入る前には同様に準備をいたしたいと思っております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

支援員についても、現場では非常に支援員の数が不足するような場面があって、厳しい状況にあるということです。そうであれば、待機児童を解消するためにも、こういう支援員の

不足の場面があるということも対応をしていかななくてはならないと思います。

それと、当初予定していました質問として、主任支援員の業務の内容について質問をする予定でしたけれども、これについては、午前中、梶島議員のほうから質問があって、ダブる場面がありますので省略しますけれども、主任支援員の仕事が学童の児童の相手だけではなくて、支援員の給与の計算、あるいは支援員のシフト作成等、とても勤務時間内に終了しないという実態を聞いております。そういう支援員の業務の多忙な状況、これも学童保育の厳しい実態の一端ではないかというふうに思います。

その辺りの解消もひとつ検討をしていただきたいと思いますが、もう一つ、学童保育のことについては、現在の柳川市の運営形態は地域の代表で構成された運営委員会への委託事業というふうになっていると思います。その運営委員は小学校校区公民館長が運営委員会の会長、そのほかの運営委員として、小学校の校長、主任支援員、主任児童委員、地元市議会議員ほか、学童保育所によっては学童入所保護者代表、あるいは学校PTA代表が委員となっていますけれども、いずれにしても、充て職というような形で運営委員になってあるという実態だと思います。

そういう運営形態の中で、その実情について幾つかお聞きしたいというふうに思います。

まず、学童の業務委託費、あるいは運営経費はどのようになっていますでしょうか。

#### ○子育て支援課長（小池由希君）

市内の全学童保育所の委託費は、令和4年度で99,201,350円となっております。学童保育所は19か所ありますので、1か所平均にしますと約5,220千円となります。運営経費は、この委託費に学童が保護者から徴収する育成料を含めたものになります。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

市の予算としても、しっかりした予算を組んでいますけれども、しかし、柳川市の人口減少、そして、子育て支援を強化していくという面からいうと、さらなる予算措置も必要ではないかというふうに思ったところでした。

次に、この運営委員会の会長である職務がどういうものになっているのでしょうか。例えば、支援員の給与や支援員のシフト、そういうもののチェックというのも会長の職務としてあるのでしょうか。

#### ○子育て支援課長（小池由希君）

会長の職務は市の要綱や委託の契約には明示をしておりませんが、運営委員会の所掌事務を柳川市放課後児童健全育成事業実施要綱の中に定めております。事業を受託した運営委員会は、管理者である会長の下、定められた事務を処理することとなっております。定められた事務の主なものは、年間計画の立案、委員会規約の制定、入退所児童の決定、会計事務、支援員の選任と指導などとなっております。

議員がお尋ねの支援員の給与や勤務表などのチェック、こちらも運営委員会の事務となっております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

私も蒲池小学校の学童保育の運営委員ということになっておりますけれども、運営委員会の中に業務として今答弁された内容ですね、その中で、会計事務、いわゆる支援員の給与、あるいは勤務表などのチェックということをきちんとやれていなかったなというふうに今改めて思っているところです。

その辺り、こういう運営委員会の業務について、各運営委員会がしっかりと行えているかどうか、ちょっとこれは質問の中には入っていませんでしたけれども、確認のために子育て支援課として各運営委員会の業務の状況としての把握、どのようになっていますでしょうか。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

学童保育所の運営に関する子育て支援課の役割ということでお答えさせていただきますと、運営を委託した立場としまして、学童保育所が安全で過ごしやすい場所となるように、支援や助言などを行っております。毎年1回の監査を実施しているところで、内容を確認させていただいております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

そうすると、各運営委員会の業務のチェック等ですね、その辺りがしっかりとできているのかどうか、やはり不安が残るところですけれども、じゃ、その次に、学童の各主任支援員の学童主任会が行われているというふうに聞いています。その学童主任会の役割はどんなもののでしょうか。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

学童主任会は、月に1回程度、市役所で開催をされています。主任支援員方が自主的に開催をされているもので、会場の手配を子育て支援課が行っております。

子育て支援課からの連絡事項がある場合は、会議の冒頭にお時間をいただいて御説明をしております。その後は主任支援員で必要な協議や情報共有をされる場となっております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

それぞれ主任支援員の業務の多忙化、それと、各学童の運営委員会の業務の実態、それと、今お聞きしました学童主任会の役割ということで、学童保育の役割がますます重要になっている中で、果たして今答弁されたような状況でいいのだろうかという疑問が残っております。

そういう中で、学童保育の中で子供同士のトラブルや事故、けがや急病等が発生した場合の責任の所在はどうなるのでしょうか。かつて市内の学童で食中毒が発生した事例において、

責任者は誰であったのか、あるいは子育て支援課の関与はどうでしたでしょうか。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

学童内でのトラブルや事故は、運営を受託している運営委員会の責任において対応していただいております。事故等の補償については、運営委員会が加入している保険で対応しています。

議員がおっしゃった以前の事案では、当時の会長がその後の対応に当たっていただきました。子育て支援課は衛生管理に関して指導する立場として関わっておりました。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

ということですが、じゃ、委託された運営委員会、その運営委員に今答弁されたような責任の自覚があるのだろうか、その点については疑問が非常に大きく残るところです。

そういう点で、今現在の柳川の各校区運営委員会への委託ということに関して、その学童保育の運営形態ということについて根本的に検討する意味で、ほかの自治体の学童保育の運営形態がどうなっているのか、お聞きしたいと思います。例えば、大木町の場合には学童保育指定管理者としてNPO法人おおき・ほっとかんが当たっています。みやま市は一般社団法人みやま放課後児童クラブが運営しています。そのほかの自治体における学童保育所の運営形態が分かりましたらお願いいたします。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

近隣の学童保育所の運営形態ですが、筑後市は公設民営と民設民営が混在しており、公設民営の委託先は社会福祉協議会、株式会社、運営委員会となっております。また、民設民営の事業主は保育所や社会福祉法人となっております。

また、大牟田市と八女市は公設民営、これは柳川市と同じ形態になりますけれども、公設民営で、委託先は社会福祉協議会や幼稚園、社会福祉法人となっております。

大川市も公設民営で、本市と同様に全て運営委員会への委託ということでお聞きしております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

ほかの自治体の運営形態ですね、様々なものがありますけれども、柳川市のような運営委員会への委託は大川市の場合がそうですけれども、それ以外の自治体は、お聞きするところでは責任の所在がきちんと明確に取れるような、そういうような委託先になっているのではないかというふうに思います。

そういう点で、今後の柳川市の学童保育の運営形態についても根本から検討する、そういう必要があるのではないかと思います。特に現在、小学校の再編計画が進む中で、柳川市の学童保育が今後どうなるのか、そういう点についても市民の皆様からもいろんな声が聞こえています。2025年度にはやまと小学校、2030年度には柳城小学校、2031年度には柳南小学校、

2032年度には三橋小学校が再編統合されますけれども、学童保育所の再編はどこでどのように進められるのでしょうか。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

学童保育所の今後につきましては、再編される小学校のスケジュールに合わせて子育て支援課で方針案を検討し、開設する学童保育所の運営委員会や保護者へ提案をした後に、教育委員会や新しい学童保育所開設地の地元に御説明をしていきたいと考えております。方針案を検討する際は、再編の対象となる学童保育所の会長や主任支援員などの御意見を十分に伺いながら検討したいと考えております。最終的には再編協議会で御報告をいたします。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

確かめるために質問いたしますけれども、再編統合される小学校に学童保育所も再編統合するということが基本的な方針なのでしょうか。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

学校再編の計画に基づきまして学童のほうも進めておりますので、再編される小学校に学童保育所というのが基本の考えであります。

**○10番（新谷信次郎君）**

じゃ、その方針に基づいた場合、再編をされる場合のそれぞれの各学童の保育数や必要な支援員数、スペースの確保、あるいは運営形態も含めて検討すべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。午前中、柁島議員、あるいは橋本議員の中に再来年度のやまと小学校が新しくスタートするということですから、そのやまと小学校に焦点を当てて、じゃ、その大和地区の学童保育がどのように検討されていくのか、具体的な学童保育数や支援数も含めて検討が進められている分で回答をお願いしたいと思います。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

最初に再編となります旧大和町の学童保育所について御説明をいたします。

再編される学童保育所の児童数は、7月1日現在で合計174名です。内訳は、豊原40名、六合33名、中島28名、有明19名、大和33名、皿垣12名です。施設の内容としては、1クラス35名を定員とし、教室が最低で5クラス、事務室、トイレが必要と考えております。その場合、必要な支援員等の数は、5クラスそれぞれに少なくとも支援員が2名、その他加配が必要な場合は加配職員、それに加えて事務職員の配置も検討しております。

学童保育所のスペースについては、再編される学校内での確保が難しいため、基本的には小学校と同じ場所に学童保育所をつくりたいということで検討してまいりましたが、そちらがスペース的には難しいということで、再編により使わなくなる学校の校舎などの利用も検討をしているところです。

運営の形態は、現状の運営委員会への委託の形で継続をする方向でおります。



以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

大和地区の6つの小学校の再編統合に合わせて学童保育も1つになる。ただし、想定される中島小学校では、学童保育5クラス必要だけれども、そのスペースが取れない。だから、現在のところ再編される学校内での確保が難しいために、再編により使わなくなる学校の校舎等の利用も検討しているということです。さあ、これは重大な問題になると思うんですね。

学校再編について、午前中も中島小学校の再編に向けての改築等の話がありましたけれども、その中に学童の教室についての答弁というのが全く抜けておりました。もちろん教育委員会は学童保育の所管ではありませんから、それが関係ないといえば関係ないでしょうけれども、しかし、やまと小学校の学童に通わせる保護者の方から言わせれば、うわっ、これはそんならどげんなるとやろうか、預けている学童の保護者にとってはかなり大きな問題になると思うんです。

じゃ、別の小学校をもし学童の場所として利用するとなれば、そこに放課後移動する手段はどうなるんですか。

#### ○子育て支援課長（小池由希君）

現在のところははっきりとその方法を決めるところまでは至っておりません。ただ、スクールバスの運行があるということはお聞きしております。学校のほうでですね、小学校の送迎で朝夕の登下校にスクールバスが運行されるということをお聞きしておりますので、そちらのほうとまずお話をさせていただいて、もしかすると学童のほうで単独でスクールバスを運行する必要も出てくるかと思っておりますので、そちらのほうはまた今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

私もやまと小学校の統合について、中島小学校に統合するという点については、保護者の送迎等、交通事情が非常に厳しい状況じゃないかということをいろんな方から聞いております。それにスクールバス、そして、もしスクールバスを利用して学童が別の小学校に移動するという事になれば、さらに厳しい交通事情になるんじゃないかならうかと思えます。そういう点でいうと、これは子育て支援課は学童保育についての再編の検討をしていく、教育委員会は6つの小学校の統合を計画していく。しかし、その中で、じゃ、学童保育の場所、それに対する移動をどうするのか、スクールバスを使うのか使わないのか。先ほど子育て支援課のほうから、ひょっとしたら子育て支援課で移動する車両も確保せないかんというようなことも出てきています。そうすると、そんな課題をそれぞればらばらで、子育て支援課と教育委員会で検討して間に合うとですか。できるとですか。非常に私は大きな不安を感じます。

それについて、やはりぜひ子育て支援課、そして、学校教育課がしっかりと慎重に共同で検討して、この難題について取り組んでいただきたいと思います。上のほうでは子育てのことに関して、文部科学省、あるいは所轄のそういう省庁別々ということじゃなくて、連携を取るということを明確にしているわけですから、柳川市においても両方の子育て支援課、あるいは学校教育課がしっかりと連携し、協議をして、この学童保育の場所、そして、移動の方法その他についても、ぜひしっかりと協議していただきたいと思いますというふうに思います。それについて、子育て支援課のほうで再度何か答弁ないでしょうか。

#### ○子育て支援課長（小池由希君）

議員がおっしゃったとおり、それぞれで単独で並行して動くのではなくて、しっかり連携をして検討を進めてまいりたいと思っております。おっしゃったとおり、先が短く、本当に期間が迫っておりますので、早急に対応させていただきたいと思っております。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

教育長、すみません、聞いてあったと思いますけれども、そういう関係がありますので、ぜひよろしくをお願いします。

じゃ、時間の関係がありますので、次に、蒲池地区のクリークについてお聞きします。

蒲池地区のクリークに関して、蒲池地区の南部、あるいは三橋の枝光、柳河地区の冠水の問題について何度か取り上げておりました。その中で、国の排水解析調査に取り組んでいただいているということです。その排水解析調査の進展がどのようになっているのか、お願いいたします。

#### ○水路課長（梅崎秋敬君）

新谷議員の御質問にお答えします。

排水解析調査につきましては、現在、国及び県におきまして、筑後川下流域の福岡県側で申しますと久留米以南の市町を対象に、令和4年度から令和6年度、3年間をかけ、地域排水機能の強化に向けた近年の異常降雨に対応する新たな地域排水計画の構築を目的として排水解析が実施されております。

令和4年度の実績としましては、近年の気象データを使用した計画基準雨量の検討がなされ、この基準雨量を基に、概略の排水解析が行われております。また、令和5年度におきましては、この概略の排水解析の精査が行われており、内容としましては、より現状を踏まえた計画となるため、土地の標高及び利用状況の調査更新や最新の河川整備計画を踏まえた外水位の更新に加え、関係機関や自治体から受益地内の湛水状況、被害状況などについて情報収集が行われております。

今後につきましては、この排水解析結果を基に、新たな地域排水計画が構築されると思いますが、その中では広域で行う先行排水のルール化などのソフト対策や、費用対効果を考慮

した排水施設の能力増強などのハード対策に移行するものと考えております。

なお、近年の水害状況を鑑み、排水解析調査を早期に完了していただくよう、福岡県、佐賀県の筑後川下流域の8市3町で組織する筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会の九州農政局への政策提案活動におきまして、関係する市町の各首長より強く要望されたところです。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

今後ぜひ進捗、進展させていただきたいと思います。

次に、護岸工事についてお聞きしますけれども、蒲池地区では幹線から入り込んだ入り込み水路で護岸が崩れている箇所が多く見受けられます。早期に護岸工事をしてもらえないかという要望が多いわけですが、水路課としての対応はいかがでしょうか。

#### ○水路課長（梅崎秋敬君）

まず初めに、柳川市の水路整備の基本方針について御説明させていただきます。

現在、水路課では地元区長さんからの水路の整備要望が提出された後に現地調査を行い、その水路の重要性や緊急性など、その水路が持つ特性や役割を十分考慮し、優先順位を設け、水路整備を行ってきているところです。このような理由から、どうしても幹線水路の本線を整備することが最優先となり、入り込み水路については木柵等の応急工事での対応となっております。

議員御指摘のとおり、コンクリートによる整備が追いついていない状況ではありますが、福岡県を実施主体とした集落基盤整備事業や、柳川市を実施主体として行う農村環境整備事業、緊急自然災害防止対策事業債など、国、県の補助事業や起債事業を活用した水路整備事業により幹線水路の整備もある程度進んできております。今後は背後地の状況などを踏まえた上で、入り込み水路の整備につきましても順次進めていく必要があると考えております。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

実際、私も蒲池のあちらこちらで入り込み水路の護岸が崩れて、トラクターやコンバインといった大型機械を使うことが非常に危険なところを目にしております。

入り込み水路については、これは個別区間としての護岸工事ではなくて、幾つかの入り込み水路を含む地区一帯の護岸工事として対応できないでしょうか。蒲池地区においては高島、鹿島、三橋地区磯島等では一定地区で一斉に護岸工事が行われているようですけれども、いかがですか。

#### ○水路課長（梅崎秋敬君）

議員が申される蒲池地区高島、鹿島、三橋地区磯島の護岸工事につきましては、福岡県が事業主体となり実施した集落基盤整備事業、柳川2期地区の32路線のうちの3路線と推測されます。この事業は路線としての整備を目的としているため、他の事業同様、幹線水路を対

象として整備が行われてきているところです。

したがいまして、先ほどの答弁と重複しますが、今後は全体の優先順位を考慮しながら、入り込み水路についても順次整備を進めていく必要があると考えております。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

集落基盤整備事業として、柳川2期工区で32路線ですね、そういう工事がやはり行われているわけですね。そのように柳川地区での護岸、掘割の整備というのは本当に力を入れてやられていると思いますけれども、現状そのような危機的な状況もありますので、ぜひその状況を踏まえて、より一層対策を進めていただきたいと思います。

ちょっと時間の関係がありますので、申し訳ありません。護岸の底面のしゅんせつについては省略させていただきます。

さらに、護岸のことについては、前回、8月の建設経済委員会の中で、三橋町又四郎地区において今年6月30日から7月1日の梅雨前線による豪雨のため、水路の既設護岸が崩壊しました。また、蒲池地区の立石消防団第3分団の倉庫北側の護岸工事は、護岸工事が終了後、再度崩れて、やり直し工事が行われています。これらは近年の豪雨の影響による護岸及び周辺の崩壊等というふうに思われますが、そういう関係の被害はどういう状況でしょうか。

#### ○水路課長（梅崎秋敬君）

護岸等の崩壊につきましては様々な要因が考えられますが、議員申されるとおり、豪雨の影響についても十分考えられるところでございます。

近年の豪雨災害の傾向としましては、数日にかけ連続累加雨量が極めて大きいものと短時間豪雨によるもの、また、九州北部豪雨のようにその両方が合わさったものの3種類が考えられます。柳川市では今年6月29日から7月3日の大雨では累計276ミリ、最大時間雨量42ミリ、このうち20ミリ以上が4回、また、7月9日から7月10日の大雨では累計178ミリ、最大時間雨量40ミリ、うち20ミリ以上が4回という大雨に見舞われております。

議員御指摘の箇所につきましては、背後地などの条件は異なりますが、先ほど申しましたとおり、雨量が短時間に降り注ぎ、田面の排水能力を上回ったため、既設護岸に想定していない荷重がかかったこと、また、水路の排水作業による前面水位の急激な低下など、複合的な要因で倒壊したものと考えております。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

やはり豪雨による影響が関係しているところがあるということです。

それで、柳川地区の930キロもの掘割は、近年よく言われる田んぼダムの機能を持つ、あえて言えば掘割ダムと言ってよくはないかと思えます。その機能は、この柳川地区だけではなく、矢部川、沖端川、塩塚川、花宗川上流地区の治水に大いに役立っていないかと思いま

す。その貢献度を国や県にも積極的にアピールし、掘割の護岸工事を国、県の重要治水対策としてさらに前進するよう、市としても取り組んでいただくよう要望しておきたいと思いません。

次に、水門の管理についてお聞きしたいと思います。

今年2月15日の西日本新聞に、増水時の水門の開閉を後づけ機器で自動化する、そういう実証実験が行われているということでした。つまり大雨で増水した川の水位を調整する水門の操作において、携わる人が少しでも安全に作業できるよう、水門の開閉を後づけで自動化する機器の実証実験がうきは市などで進められているという記事でした。既にある水門をそのまま使うことで、大がかりな改造工事も不要で、現場の操作員がなじみやすく、経済性に優れ、環境面にも配慮したシステムの実現を目指す、そういう実証実験が行われています。

水門管理者の高齢化、多発する記録的豪雨という状況において、水門の開閉を後づけで自動化する機器、これを柳川にも導入検討したらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○水路課長（梅崎秋敬君）

遠隔操作による樋門管理の実証実験につきましては、昨年度、プロジェクトを発案したオートマイズ・ラボさんから株式会社乗富鉄工所さんを通じて本市にも提案がっております。本年度において、市が管理する両開地区の有明町に位置する水門2か所に設置していただいております。

場所の選定につきましては、誤作動が生じた際、支障がないような施設であること、後づけが可能な施設であることなど、諸条件に合った水門を提案者と協議の上、決定しております。また、先月、関係者立会いの下、試運転が行われ、支障なく稼働することを確認しております。

内容につきましては、手動で行う開閉器ですね、このハンドルと水門との間に歯車のようなものを設置して、チェーンをかけ、モーターを設置し、そのモーターのスイッチのオン、オフを専用のアプリでスマホで行うというようなものでございました。

なお、現在、試行段階でありまして、設置に関する諸条件や通信環境の整理など、課題もあります。今後、実用化に向けての検証、改善がなされると思いますので、本市としても協力していきたいと考えております。

なお、水路課としましても、操作員さんの高齢化に伴う対策は喫緊の課題と認識しております。このようなことから、現在、福岡県の補助を活用した施設の電動化などの省力化対策や安全対策として昇降設備の整備など、順次進めているところです。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

この柳川地区は先行排水によって非常に大きな被害を免れている、そういう優れた治水対

策が進められていると思います。その優れた治水対策をさらに安全で強化していく対策として、大いに検討していただきたいと思います。

それでは次に、新たに相続登記の義務化についてお聞きいたします。

日本農業新聞の8月22日の記事には、来年4月から相続登記が義務化されることになっているけれども、しかし、所有者不明の農地が全国で24%、102万9,101ヘクタール、そういう記事が載りました。また、全国の所有者不明の土地の面積は九州本島367万8,000ヘクタールを上回る410万ヘクタールで、国土の1割に及ぶという記事が載っております。

柳川市における所有者不明土地の面積と割合、所有者不明農地の面積と割合はどうなっていますでしょうか。

#### ○税務課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

令和3年4月に土地の所有者が不明なために土地が適正に管理されない、あるいは土地の利活用を阻害する等の理由により不動産登記法が改正され、相続登記の申請が義務化されました。これは令和6年4月1日の施行でございまして、相続によって不動産を取得した相続人に対し、所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を義務づけることとされ、また、正当な理由がないのに相続登記の申請を怠ったときは100千円以下の過料の適用対象となるとされているところでございます。

新谷議員から柳川市における所有者不明土地の面積と割合についての質問がございました。ここでいいます所有者不明土地とは相続登記の未了及び住所変更登記の未了の土地のこととございまして、本市の相続登記がされていない土地につきましては、農地3,927万8,000平米のうち、相続登記がされていない土地が748万9,000平米で19%、農地以外1,523万2,000平米のうち、相続登記がされていない土地が200万5,000平米で13%となっているところでございます。

なお、住所変更登記の未了の土地については把握をいたしておりません。

以上でございます。

#### ○10番（新谷信次郎君）

柳川市内で農地の場合の相続登記がなされていない土地が19%、農地以外が13%ということで、恐らくひょっとして今このやり取りを見られている市民の皆さんの中には、あら、うちの相続登記はどげんなっとっじゃか、これはちょっと相続登記の手続は、うちはいろんな家族関係からいったら難しかぞということで慌ててあるところもあるんじゃないかならうかと思えます。

この問題については、本来は相続登記の件は法務省、柳川でいえば法務局の管轄ということになりますけれども、しかし、柳川市の実態、そして、柳川の行政にも深く関与してくるということですから、この相続登記の義務化について周知、あるいは相談会、説明会等の状

況についてはどうなっていますでしょうか。

**○税務課長（古賀和明君）**

それでは、お答えをいたします。

令和4年10月に福岡法務局柳川支局から相続登記の申請の義務化についての広報の協力要請がありました。本市の対応といたしましては、市のホームページへの掲載や、税務課及び大和・三橋市民サービス課の窓口で法務局が作成をしたチラシを配布いたしているところがございます。

以上でございます。

**○10番（新谷信次郎君）**

法務省のホームページを見ますと、相続登記義務化の周知が不十分だとして、今年7月を広報強化月間として全国的にポスターの掲載などの周知活動を自治体と協力して幅広く行っていくということが出ております。7月の広報強化月間における法務局等からの依頼はどうでしたでしょうか。

**○税務課長（古賀和明君）**

それでは、お答えをいたします。

強化月間におけるポスター等の掲載依頼はありませんけれども、本年8月に本年11月に開催される法務局によるセミナー及び司法書士会による無料相談会についての市報掲載の依頼がっておりますので、積極的に協力していきたいと考えております。

以上でございます。

**○10番（新谷信次郎君）**

法務局は何しよとやろうかという、ちょっとそういう気がして聞いたところです。

やっぱり相続登記というのはそう簡単なことではありませんので、いろいろ司法書士さん等、専門家の方に相談したいという方も多くおられるのではないかと思いますけれども、相続についての相談が多くなると予想されますけれども、法務局の対応や市としての協力はどうなっていますでしょうか。

**○税務課長（古賀和明君）**

それでは、お答えをいたします。

周知の状況につきましては、令和4年7月に実施をされました法務省によるウェブアンケート調査によりますと、認知度は33%というふうになっているところがございます。現在の認知度は把握いたしておりませんが、十分に認知されているとは考えていないところでございまして、さらなる周知を行っていく必要があるだろうと考えているところがございます。

以上でございます。

**○10番（新谷信次郎君）**

柳川市にとって、相続登記義務化が進むことは、固定資産税の納税義務者の把握に要する時間と費用の軽減、空き家の解消や公共事業の円滑化につながる、そういう答弁でしたですね。実際やっぱりそうだろうと思います。

今後の対応について、さらに法務局と連携を深めながら取組を強化していただきたいと思っております。

以上をもちまして一般質問を終わります。

**○議長（近藤末治君）**

これもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時 37 分 休憩

午後 3 時 47 分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 6 順位、16 番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

**○16 番（矢ヶ部広巳君）（登壇）**

お疲れさんでございます。16 番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

7 月 30 日付の西日本新聞にこう載っておりました。「精神疾患での教員離職、最多 953 人、21 年度公立小中高、長時間労働が常態化」と見出しにありました。文部科学省は教員の心の健康に取り組むことは喫緊の課題と数年前から言いよります。ところが、何ら手をつけようとしなかったツケが現実のものとしてこのような状況になったと私は思います。

橋本教育長、いいですか。柳川市内の学校でも先生がお産休暇が安心して取られない状況が現にあつとるじゃないですか。情けなかばんも。学校はあつて、先生に成り手がない。先生はおられても、その先生たちが心を病んで学校を離れていかれる、辞めていかっしゃる。結果、一番哀れを見るのは子供たちですよ。分かってください。子供たちを泣かせないでください。本気で取り組んでください。

今、学校の先生たちを私もじっと見ておりますが、ほとんど 12 時間労働ばんも。先生たちは 7 時半頃、来らっしゃる。帰んなさつとは晩の 7 時か 8 時ですよ。こういう実態を教育長は知ってあると思います。なぜならば、今まで校長先生でおったわけですから。本気で取り組んでもらわんと学校はのうなるばんも。

私は今回の質問では、最初に、一人暮らしの異状に気づいたら、次に、西鉄柳川駅に東口、西口の表示を、3 番目として、柳川市の職員として採用された方が辞退された状況はどうなっているのか、4 番目として、社会問題となっているマイナンバーカードのトラブルは、最後に、お店を開くときの支援の補助金を受けるには、以上 5 点についてただささせていただきます。



きます。

あとは自席にてやります。議長のお取り計らいをお願い申し上げまして、壇上からは終わります。ありがとうございました。

**○16番（矢ヶ部広巳君）続**

まず最初に、一人暮らしの異状に気づいたら。

もしやと気づいたら、担当課はどこか、教えてください。

**○保健福祉部長（池末勇人君）**

私のほうからお答えをしたいと思います。

一人暮らしの方の異状に気づいたとき、相談する市の担当課はどこなのかという御質問でございますけれども、緊急時はちゅうちょせず、まず、消防や警察への通報が必要だと思います。

そのほか、その異状な状況の内容や、その対象者が高齢者の方、または障がいをお持ちの方など、様々なケースがあります。例えば、一人暮らしの高齢者の場合、地域包括支援センターを含め、福祉課で相談を受けており、その相談内容に応じまして関係部署や関係機関と連携をし、対応しているところです。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

これは去年2月のことであります。もしやと気づかれた方が市役所へ行かれて、話をされました。ところが、受けた職員は、要らん仕事を持ってきてと言わんばかりの対応であったそうであります。どうでしょうか。

**○保健福祉部長（池末勇人君）**

お答えいたします。

御相談に来られた方に対し、誠実さに欠け、不適切な対応と思われることや不快な思いをさせてしまったことにつきまして大変申し訳ございませんでした。

この反省を踏まえまして、今後、不快な思いを持たれないように、真摯に最後までお話を伺いし、自分で対応できない場合は同僚や上司へ助言を求め、その内容に応じては速やかに関係部署、関係機関につなぐなどの対応を取るよう徹底していきたいというふうに思っております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

いいですか、いつもその家の前を通る人で、ごくごく近所の人が市役所の窓口に来て話されとつとですよ。ということは、日頃から市役所内での縦横の連携、風通しができていないのではないかといぶかしくなりますが、どうでしょうか。

**○保健福祉部長（池末勇人君）**

繰り返しとなりますけれども、来庁者の御相談内容を真摯に受け止め、あらゆる可能性を考える中で、迅速に関係しそうな部署との連携を徹底していきたいというふうに思っております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

結果はどうでしたか。既に何日か過ぎとったやないですか。もしもその方が市へ話されていなかったならば、そのときは冬の寒い2月でありましたから、今のようなこの異常な暑さの中です、そう思うたら、それは穏やかやないですよ。どうでしょうか。

**○保健福祉部長（池末勇人君）**

お答えいたします。

御指摘のとおり、お亡くなりになってから数日経過していたということでした。相談者の方が異変に気づかれなかった場合、もっと大変なことになっていたというふうに思われます。

今回のケースは残念な結果となりましたが、いち早く異変に気づかれ、市への通報をいただくことで手遅れにならないケースもあるかと思しますので、このように貴重な情報提供を大変ありがたく、感謝すべきだというふうに思っております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

それだけじゃなかつですよ。窓口へ来ていただいた方に対して何らの報告もあつとらん。日頃は何ち言いよつですか。ネットワークだ、SOSだ、向こう三軒両隣だと市民への協力を言っているながら、こうですよ。見せかけのポーズは要りません。少なくとも当たり前の対応をしていただくこと、これが市民の皆さんが望んでおられるのですよ。どうですか。

**○保健福祉部長（池末勇人君）**

お答えいたします。

相談者からの通報に対しましては、保護すべき個人情報に配慮しながら可能な限り経過等をお伝えすべきであったというふうに思っております。このような結果になってしまい、また、御協力に対する報告がなかったことで、相談者の方に不快な思いをさせてしまったこと、大変申し訳なく思っております。今後は相談者への報告と御協力へのお礼を徹底してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

個人情報でやかましかけん、近所の人はおかしかねち思うたっちゃ入られんですよ、実際。だから、市役所に話しに来とるわけやから、その辺はもう少しまともな対応をしてもらわんと困ります。周りを見てください。少子高齢化、核家族化、昔はあるところにおじいさんと

おばあさんが住んでいました。今はそれがどうですか、至るところにおじいさんとおばあさんが住んでいますですよ。いや、もっと悲しいのは、この間、新聞に載っておりました。息子夫婦と住んでいますが、私の部屋は無人島です。柳川市も10年したら、もっともっとひどくなることは見えております。どうでしょうか。

**○保健福祉部長（池末勇人君）**

お答えいたします。

議員がおっしゃられますように、少子高齢化と核家族化が想像以上に進んでいる状況でございます。

今後も一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、行政だけでは対応できない状況が増えてくるというふうに思われます。このような中で、日頃から御尽力をいただいております行政区長さんや民生委員児童委員の方々、地域住民の皆様からの御協力は地域共生社会に欠かせないものであり、その必要性は高まるというふうに考えられます。そのためにも協力していただける方を増やしていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

本当ですよ。この人は民生委員をしてあつとですよ。もう少しきちっとした対応をしてもらい、さっきも言ったように、少なくともこういう実態やったらいはやっぱり報告してやらんとね、私は絶対いけないと思うです。ボランティアで地域のお世話をしている民生委員が言ってきてあるわけですから、この御苦勞に対して、やっぱり真剣に本気で私は報いてもらいたいなと思い、この件は終わります。

2番目の項に入ります。

西鉄柳川駅に東口、西口の表示を。

西鉄柳川駅は、言うまでもなく柳川市の玄関口であります。それは誰もが認めるところであります。

確かに電車に乗ったり降りたりする人のために、駅舎内、改札付近、エスカレーターの上、エスカレーターの下、階段を上がったところ、それから、ホームから改札を抜けて出たところには確かに東口、西口の表示はあります。それにまず間違いありませんか、お答えください。

**○都市計画課長（目野隆広君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

西鉄柳川駅等での西口、東口を含めた案内サインにつきましては、西日本鉄道株式会社と連携しまして、電車のホームから自由通路の出口までスムーズに移動できるように、統一した色やデザインのサインを設置しており、サインの表示内容等につきましては、市民ワークショップを通しまして、柳川独自の川下りマークなど、市民意見を反映したものとしており

ます。

こうした案内サインは、議員御質問のとおり、駅構内や改札出口、階段の上下等に設置いたしております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

私が指摘したいのは、駅の周りに来られるのは電車を利用する人だけではありません。ハイヤーで来て、飲みに来られる人もおられます。自家用車で家族の方から送ってもらっている人もあります。そういう人たちのためにも駅舎の外部から見えるところに東口、西口の表示を私はすべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

**○都市計画課長（目野隆広君）**

お答えいたします。

これまで駅周辺整備で進めてまいりましたサインや看板等につきましては、駅利用者だけでなく、車による送迎などに対する誘導サイン等についても検討を行い、設置を行ってきております。サインや看板等の設置につきましては、情報量が多過ぎたり、煩雑になったりした表示や、配置次第では交通事故の原因となることもありますので、警察等の意見も取り入れながら設置を行ってきております。

また、現在の駅施設の供用開始に当たりましては、西口や東口の利用についてチラシや市報で周知も行ってきたところですが、しかし、現在進めております駅周辺整備によりまして、今後、人の動線も変わりますことから、新たなサインの設置や表示についても検討していくこととしておりますので、併せて検討し、分かりやすい位置等に設置いたします。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

確かに言われるように、台風とかなんとかあった場合は、表示の仕方によっては、それが吹き飛んだらいかんからですね、そういう危険性も確かにあろうかと思いますがけれども、私は費用もそげんなかからんと思いますよ。東口やったら階段の入り口の上のところ、西口やったら「西鉄柳川駅」と今書いてありますが、そのすぐ隣に「西口」と書き加えたらよいわけですから、どうでしょうか。

**○都市計画課長（目野隆広君）**

お答えいたします。

議員御指摘の新たな看板やサインの設置となりますと、先ほど議員もおっしゃられたとおり、駅は不特定多数の方が利用される施設でありますので、台風や地震などの外的要因に対しまして、落下や転倒などの安全性も十分配慮した設計や改修工事が今後必要となってまいります。このため、先ほどの答弁と重複いたしますが、今後、新たなサインの設置等と併せて検討し、分かりやすい位置に設置いたしたいと考えております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

私が今言っておるのは、私だけの問題ではありません。駅の近くに住んでいる皆さんの要望であります。地元の人は東口、西口を御存じだからという問題ではありません。

先ほども言いましたが、電車利用者だけがお客様ではありません。柳川市に来られる皆さんは大事なお客様であります。それを忘れてもらっては困ります。どうか前向きに御検討をお願いいたします。答弁は要りません。

この件は終わります。ありがとうございました。

次に入っていきます。

3番目の項であります。新規採用者の辞退状況はどうかということであります。

まず、直近5年の状況を教えてください。

**○人事秘書課長（江口英範君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

新規採用者の直近5年の辞退状況について、採用試験の実施年度で申し上げますと、平成30年度は採用予定者数16人に対し採用者数16人で、辞退による欠員はありませんでした。令和元年度は採用予定者数11人に対し採用者数10人で、辞退による欠員が土木で1人ありました。令和2年度は採用予定者数16人に対し採用者数15人で、辞退による欠員が一般行政事務B（高卒・短大卒程度）で1人ありました。令和3年度は採用予定者数7人に対し採用者数7人で、辞退による欠員はありませんでした。令和4年度は採用予定者数13人に対し採用者数11人で、辞退による欠員が一般行政事務B（高卒・短大卒程度）で1人、土木で1人ありました。

新規採用者の辞退状況については以上のとおりですが、直近5年分をまとめて申しますと、辞退による欠員が4人あっております。試験区分でいいますと、一般行政事務B（高卒・短大卒程度）が2人、土木が2人という状況です。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

つまり5年間で4人ありましたということですね。

なぜそげなったか、その分析はされてありますか。

**○人事秘書課長（江口英範君）**

新規採用者の辞退状況については、先ほど述べましたように直近5年で4人、内訳は一般行政事務B（高卒・短大卒程度）で2人、土木で2人の辞退による欠員があつているところです。

なぜそんなことになるのかとの御質問についてですが、本市の合格者は、ほかに国、県、政令市などにも合格している場合が多くございます。直近5年の辞退者4人を見てもみますと、

高校を卒業して初めて社会に出る人ばかりでございました。この4人については、国や県、政令市などを選ばれたということでございます。

以上です。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君）

4人のうちの2人は土木ということで、この方は、つまり同じ市やなくて、県とか国に行かれたんだらうと分析をされておりますが、それは当然ですよ。柳川市よりも、やっぱり県に行ったがよかもん。県よりも国がよかもん。どげんよかかという、辞めてから後の仕事全然違うもん。私の友達も、やっぱり県に行った関係の人は辞めた後からの次の仕事が次から次あるわけですよ。そういう面で、その2人は当然な結果だろうと思います。

その結果、どのように対応をされたのか、伺います。

#### ○人事秘書課長（江口英範君）

本市の辞退者対策といたしましては、専門職の場合の受験資格について採用時年齢で40歳までに拡大しております。このことによりまして応募者数が増加し、社会人経験のある専門職の採用につながっております。

また、平成30年度から社会人経験者を試験区分に加え、採用時年齢で40歳までの受験資格としております。直近5年で13人の社会人経験者を採用しておりますが、辞退者はなく、中にはUターンやIターンによる移住につながっております。

先ほども申しあげましたように、新規高校卒業者に辞退者が多いため、SNSによる情報発信や学校訪問等で募集案内を行い、受験者から選ばれる柳川市となるよう取り組んでいるところです。

以上です。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君）

それでは、今後の対応策として、例えば、採用試験の前倒しとか、そういうことが今考えがありましたらお答えください。

#### ○人事秘書課長（江口英範君）

これまで本市では採用試験の日程については統一試験の日程で実施しております。採用試験の前倒しについては、これまでも検討をしておりますが、以下のことなどから本市では前倒し実施を現在いたしておりません。

1つは、新規高校卒業予定者の選考開始日が9月以降という制約があるため、一般行政事務B（高校・短大卒程度）の試験区分について別日程で採用試験を行う必要があること。もう一つは、次年度の4月採用に変わりはないことから、合格者の一定数確保にはなっても、辞退者が減るといような有効な対策にはならないことでございます。

今後の対応策といたしましては、先ほど述べましたように、社会人経験者については市外、県外からの移住につながることや、民間企業等での経験を市政に生かすなど、本市の発展が

期待されることから、社会人経験者枠を今後充実させていきたいと考えています。

なお、本年度の採用試験については、社会人経験者枠を過去最高の4人募集しております。

いずれにいたしましても、最終的に柳川で働きたいという柳川愛に満ちた人材獲得に向けて、今後も職員募集パンフレットやSNSによる情報発信について工夫するとともに、学校訪問等で積極的にPRを行い、受験者から選ばれる柳川市となるよう取り組んでまいります。

以上です。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君）

せっかく柳川市に採用されたわけですから、できる限り辞退をされない人を採用してもらいたいと思います。

それで、3番の項は終わります。

4番目の項ですが、マイナンバーカードのトラブルはについてであります。

この方はカードは作っておられません。本年2月21日に確定申告で文化センターへ行かれました。その結果、毎年やっているように還付金を請求されました。ところが、今回は仕事はほかにされていませんか、ほかに収入はありませんかと尋ねられ、不快な気持ちになられたそうであります。なぜそうなったか、教えてください。

#### ○税務課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

申告相談の受付につきましては、まず、申告相談者から生年月日や住所、氏名等の聞き取りを行い、パソコンのシステム内で対象者を特定いたします。そして、システム内の課税資料と申告相談者が持参された課税資料を用いて申告書を作成しているところでございます。

先ほど矢ヶ部議員のほうから、毎年の還付申告は簡単に終わるのに、今年はスムーズに終わらなかったという苦情があったがという御指摘がございました。今回の申告につきまして調査をいたしました。まず、申告相談者から生年月日を聞き取りして、システム内で生年月日で検索をしたところ、同じ生年月日の候補者が複数おられたことにより、誤って申告相談者とは別の人の課税資料を開いてしまいました。その別の人の課税資料に給与の情報があったため、申告相談者に対し、給与収入があるのではないかという質問を行うなど、申告相談に今年はかなりの時間を要したということでございます。

申告相談の途中で別の人の資料について質問をしてしまったことに気づきまして、おわびの上、正しい申告書を作成し、受理をしたところでございます。

対象者を間違えるという初歩的なミスで、あってはならないミスにより市民の方に不快な思いをさせてしまったことに対し、大変申し訳なく思っております。改めておわびを申し上げます。今後二度とこのようなことがないように、対象者の特定、本人確認作業を徹底してまいります。

以上でございます。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

私は初めて知りました。まず、私の場合やったら、矢ヶ部広巳をしてからすると思うとつたら、生年月日から入れる。昭和16年2月2日と。それでやったということですね。はあ、今そげんなっとつとかんも。分かりました。

この方が不安と不信を抱かれたのは、今、社会問題となっているマイナンバーカードのミスの一つかなと思われたからです。どうでしょうか。

**○税務課長（古賀和明君）**

それでは、お答えをいたします。

マイナンバーと今回の事務のミスに関する御質問がございました。

確定申告にマイナンバーの記載が必要となったのは平成29年の確定申告からでございます。また、マイナポータルに登録した公金受け取り口座を所得税の還付金の受け取り先に指定できるようになったのは本年、令和5年の申告からでございます。

今回の件に関しましては、受付を行った職員の処理上のミスでございまして、マイナンバーカード関連のミスとは全く関係がないものでございます。

以上でございます。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

それでは、安心しました。

それでは、柳川市のカードの普及率はどうなっているのか、教えてください。

**○市民課長（成清和政君）**

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

福岡県で公表している令和5年7月末における柳川市のマイナンバーカードの交付率については、人口6万3,182人に対し、4万6,593人の市民に交付しておりますので、73.74%となっております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

そうなりますと、県平均では上ですか、下ですか。分かるかんも。よかったら教えてください。

**○市民課長（成清和政君）**

県平均が74.7%になりますので、約1%ほど県よりも下になっております。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

そしたら、一時はかなり柳川市は普及率が落ちとったんですが、ほぼ県平均並みになったということですね。分かりました。

それから、カードの取扱いがこれからどうなるのか、教えてください。

**○市民課長（成清和政君）**



矢ヶ部議員の質問にお答えいたします。

初めに、マイナンバーカードのトラブルについてお答えいたします。

全国的なマイナンバー関係のトラブルに伴い、今年6月から総務省をはじめ、関係機関でマイナンバー関係データの総点検に取りかかっております。柳川市においても健康保険等のデータについて点検をいたしましたが、現在のところデータに誤りはありませんでした。

次に、マイナンバーカードの取扱いについて説明いたします。

現在、マイナンバーカードは電子申告や引っ越しワンストップサービスなどに利用でき、健康保険証との一体化なども進められています。また、柳川市ではマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、所得課税証明書、納税証明書、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票を平成31年1月から発行できるようにしております。これに加え、今年3月から柳川、大和、三橋の各庁舎においてもコンビニと同様の自動交付機を設置しております。

そのコンビニや庁舎の自動交付機の利用促進のため、庁舎窓口で取得した場合に住民票などの手数料を300円としておりますが、来年3月までは自動交付機で取得した場合には手数料を100円に減額しております。

この自動交付機全体の利用状況につきましては、今年4月から7月までの期間で9,488件の利用があり、これは前年同時期の2,400件から約4倍近く増加しております。利用割合といたしましては、コンビニが64%、庁舎が36%となっております。

このように市民の皆様にはマイナンバーカードを安全で便利に利用していただくとともに、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。さらに、マイナンバーカードを使った他のサービスの利用拡大による利便性向上につきましても引き続き推進してまいります。

以上です。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君）

この件は最後になりますが、答弁は要りません。

同姓同名だとか、生年月日が同じだとか、予想だにしなかったことで、あちこちで取扱いのミスが話題となっております。そんなミスが許されることではありません。

そこで、例えば、ダブルチェックをするとか適切な処理をしていただきまして、今回のような不安を抱かれることのないようお願いをいたしまして、この件は終わります。ありがとうございました。

最後になります。5番目の項でございます。開店支援の補助金を受けるにはについて伺います。

今現在、柳川市には空き店舗はどれくらいありますか、お答えください。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

市内4つの商店会に空き店舗の数について確認したところ、全部で25件の空き店舗があるとのことでした。しかしながら、市内の商店街では、構造上、店舗の奥に住居があるため、現在も住居として利用されてある場合は、店舗として貸し出す意向があるのかどうかを家主に確認する必要があります。また、その店舗の状態は様々でございまして、居抜き状態、居抜き物件としての貸出しもあれば、改修が必要な物件もあるようでございます。耐震基準等を含め、貸出しをすることができるかどうかは詳細な調査が必要になるかと思われれます。

以上です。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

この補助金を受けるためには、前もって講習が義務づけられておりますが、具体的によかったら説明をお願いします。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

まず、議員お尋ねの補助制度について御説明いたします。

制度の名称でございしますが、柳川市新規創業者支援事業補助金と申します。創業時の初期投資費用の一部を補助することで、市内創業の促進、商店街の空き店舗解消とにぎわいを図ることを事業の目的としております。

補助金を受ける要件でございしますが、事業を営んでいない個人、または新設した法人が新たに事業を開始する場合であって、事業対象が福岡県信用保証協会の融資に係る保証制度を利用できる業種であること、また、創業の具体的計画があり、商工会議所等が行う起業・創業セミナー等を受講した者、または開業までに受講をする者、さらには事業に必要な許認可を取得していること、市税等に滞納がないことなどとなっております。

補助率でございしますが、創業に係る建設費や設備費等の2分の1でございまして、上限は500千円となっております。また、商店街加入者で商店街エリアで新規に創業される場合は上限は750千円になります。

次に、補助金を受けるための要件の一つでございします起業・創業セミナーについて御説明いたします。

このセミナーは、起業、創業を志す者に必要な知識を提供することで、スムーズな事業の立ち上げを支援することを目的としているものでございます。セミナーの参加費は無料でございます。中小企業診断士等が講師となりまして、創業の心構え、創業計画書や収支計画書の作り方など、2日間の日程で、今年度は6月と来年1月の2回開催する予定でございします。

この新規創業者支援事業補助金の周知についてでございしますが、市のホームページで制度の内容を周知いたしておりますが、今月号の市報にも記事を掲載しているところでございします。担当課としましては、この制度を活用しまして、一人でも多くの方が市内で新規に創業

することで、空き店舗の解消やにぎわいのあるまちとなりますよう努めてまいります。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

柳川市でも喫茶ゴンシャン、それから、まよい焼きが一旦閉鎖をされましたが、後継者ができたと、うれしいニュースが新聞でも掲載をされました。

柳川市の商店街が少しでもにぎやかになりますことを祈りまして、今日の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（近藤末治君）**

これもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時 29 分 延会

令和5年9月5日（火曜日）

## 柳川市議会第4回定例会会議録

令和5年9月5日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椀島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康徳	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	14番	荒木憲
15番	高田千壽輝	16番	矢ヶ部広巳
17番	緒方寿光	18番	樽見哲也
19番	近藤末治		

### 2. 欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市長	中村智弘	
教育長	橋本秀博	
総務部長	平田敬介	
会計管理者	田島雅彦	
市民部長	松藤満也	
保健福祉部長	池末勇人	
建設部長	中村正光	
産業経済部長兼大和庁舎長	松永久	
教育部長兼三橋庁舎長	武田真治	
消防長	松藤敏彦	
人事秘書課長	江口英範	
総務課長	新開文隆	
企画課長	古賀順一郎	
財政課長	田中勝裕	
健康づくり課長	横山久美	
福祉課長	内田猛洋	
学校教育課長	古賀洋学	
生涯学習課長	野田学	
建設課長	古賀洋二郎	
農政課長	木原隆文	
水路課長	梅崎秋敬	
DX推進課長	犬塚将徳	
税務課長	古賀和明	
生活環境課長	野口貴光	
水産振興課長	平川昌之	
上下水道課長	本吉尊	

4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	高田啓介
議会事務局次長兼議事係長	徳永喜美香

## 5. 議事日程

### 日程（1） 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	5 番 田中康徳	1. 7月豪雨被害について 2. 7月豪雨による大量のゴミ流出について 3. 海苔養殖と日向神ダムの関係は
2	17 番 緒方寿光	1. 行財政改革の取組み状況と実績、並びに方針は 2. 市内で最も危険とされる横橋交差点に信号機の設置等は 3. 釣り人のマナー対策はいかに
3	4 番 三小田保弘	1. 一般競争入札について

---

### 午前10時 開議

#### ○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問について

#### ○議長（近藤末治君）

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、5番田中康徳議員の発言を許します。

#### ○5番（田中康徳君）（登壇）

皆さんおはようございます。5番田中康徳でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今年も7月の大雨、そして、8月の台風6号とこれに伴う線状降水帯が発生し、甚大な被害をもたらしました。幸いにもこの柳川地域は被害を免れました。市職員の皆様方には避難場所設置など、市民への呼びかけなど、いろんな形でお世話をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

これから先、気象などによる自然災害は確実に多発していくものと考えられます。安心して暮らせるまちにと、かじを取っていかなければいけないと切に思っております。

今日は自然災害に対しての対策とこれからの準備について質問させていただきます。

あとは自席での質問にさせていただきます。議長の取り計らいをお願いしておきます。

#### ○5番（田中康徳君）続

7月豪雨災害について、3月、6月に議会質問にて取り上げさせていただきました大雨による浸水被害でございますが、今年も7月の大雨で大きな被害が出ました地域、特に、久留米地方は甚大な被害が出ました。しかしながら、この柳川地域、特に、私の住む柳川南部地域には、例年ならば一番に被害が発生するはずでしたが、今年は珍しく浸水を免れました。それはやはり先行排水の戦略や、排水機場管理者、水門の管理者の皆様のおかげかと感謝をしている次第でございます。

そこで、7月のこの大雨に対する対策は実際のところどういうふうになされたのか、お聞きをしたいと思います。

#### ○水路課長（梅崎秋敬君）

7月の大雨対策をどのように行ったのかとの御質問に対しましてお答えさせていただきます。

田中議員申されるとおり、九州北部では6月29日から7月10日にかけて、福岡県、大分県を中心に線状降水帯が発生し、この影響により各地で大雨がもたらされております。

本市の降雨状況を申し上げますと、この期間の総雨量が522.5ミリで、主なものとしましては、6月30日に127ミリ、7月3日に114ミリ、7月10日には131.5ミリの降雨を記録しております。

今回の大雨に対する対策ですが、先行排水による貯留ポケットの確保と、降雨時においては、干潮時の自然排水に加え、満潮時での排水ポンプを活用した強制排水を行っております。先行排水の動きとしましては、有明海の潮位や干潮時間、用水状況、降雨予測を基に検討し、6月28日、2日前の午後から中流域の排水樋門を操作しております。これに併せて、各地区の水路委員長さんをはじめ、樋門、樋管及び排水機場の操作人さんと情報を共有するとともに、市の方針をお伝えし、連携して排水作業を行っております。

両開地区関係で申しますと、塩塚川沿いで番所橋上流に位置する加受樋管、沖端川沿いでは矢留開に位置するイカリ樋管とその下流に位置する西新樋管を対象に操作しております。また、潮づかえで自然排水ができない下流域、橋本地区におきましては、排水ポンプを活用した強制排水による先行排水も行っております。これと同時に、柳川みやま土木組合が管理する上流域の取水樋門、いわゆる水取り口を絞るなど調整するよう連携を図り、対応しました。この作業を関係者と共に29日、30日と徐々に拡充しながら2日間をかけ実施し、その結果、上下流で下がり方は異なりますが、市内水路の約2分の1を貯留ポケットとして確保することができております。

この先行排水で特に配慮した点は、時期的に田植えを終えた後でもあり、農業用水を必要としていた時期と重なり、急激な水位低下を行うと用水ポンプが稼働できないおそれがあったため、支障がない水位に徐々に調整することでありました。

6月30日の降り始めからの対応としましては、午前中より断続的な降雨があったため、夕



方までには市内の排水機場の運転を開始しております。水路課職員としましては、緊急時の対応を想定し、職場にて泊まり込みを行い、市内水路の状況や稼働中の排水機場を巡回するとともに、干潮時の排水作業を行っております。

大きな被害が発生しなかった理由の主なものとしてしましては、近年の豪雨と比較しても、100ミリを超えるような大雨が連続して発生しなかったこと。また、有明海の潮位状況としても大潮へ向かう時期であり、河川流域での降雨も近年では比較的少なく、河川水位も上がらなかったため、自然排水が効果的にできたことが考えられます。

なお、数字的に表せるものではございませんが、今回の排水対策を行う中で一番感じたことは、先ほども申しましたとおり、田植え後の用水を必要とする中での先行排水でありましたが、操作人さんをはじめとした関係者の皆様の防災への意識が非常に高くなっており、より細やかな対策を講じることができたことが最大の要因ではないかと考えております。

今後におきましても、台風等の到来が予想されます。しかしながら、水路管理委員会をはじめ、関係者の皆さんと協力して、より効果的な排水対策を行えるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○5番（田中康徳君）

ありがとうございました。

また、市の職員の皆様方には、この大雨、線状降水帯が予測されたときは夜、昼と問わず水位の見守りなど、本当に大変だっただろうと思います。ありがとうございました。

次にですが、今後の豪雨被害に対する対策はということで、今回の先行排水の教訓を生かし、私の思いを言わせていただきます。

柳川の一番の被害は浸水であると思います。地形から見て、この柳川地域は平野でありますし、干拓地でもあります。低い地域でありますから、一番高い場所でも標高が3メートルぐらいしかありません。やはり柳城中学、柳川城があった場所が柳川の中で一番高いところだろうと考えております。この周りを取り巻いている城堀、ここの堀の水を先行排水等によって減らすことで、柳川地区南部、両開地区の浸水被害も軽減できるんじゃないかなと考えております。

そこで、この城堀の排水がスムーズに早くできるためには、沖端川への排水口である二丁井樋ですね、この先には船だまりがあります。そこにはやっぱり二、三年ごとに泥、濁がたまり、排水が困難になり、しゅんせつをしなければいけない状況でございます。この濁がたまる前に、早期に毎年のしゅんせつの対応をできないでしょうかということですが、見解をお願いします。

#### ○建設課長（古賀洋二郎君）

田中議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、城堀の水を大雨の前に事前に落とす先行排水にて減らすことで柳川南部地域の浸水被害は軽減できます。また、二丁井樋の先にある船だまりはふだんから有明海の干満により濁が堆積しやすい環境にあり、二、三年ごとに泥や濁がたまり、しゅんせつしなければいけない状況であります。二丁井樋からの排水先の船だまりにつきましては、近年、豪雨災害が毎年のように発生しているため、城堀の水の排水先として重要と認識しているところです。

堆積前に早期の対応をとることでございますが、令和2年度に福岡県よりしゅんせつをしていただきましたが、その後の3年間で再び相当量の濁が堆積しました。そのため、本市といたしましても、城堀の排水を効果的に行うためにも濁の撤去は重要であると考えており、福岡県へ要望を行った結果、今年度対応をしていただきました。具体的には今年6月に福岡県及び柳川みやま土木組合と共に二丁井樋の排水先となる船だまり内の堆積土の除去工事を行っております。

今回の除去の方法ですが、有明海の干潮時に城堀の水で堆積土を押し流すフラッシュ作業により堆積土を除去しております。堆積土の除去により、今回の大雨時には二丁井樋からの排水量も多くなり、フラッシュ作業の効果が出ておりますので、今後も福岡県へ継続して行っていただきますよう強く要望を行ってまいります。

以上です。

#### ○5番（田中康徳君）

ありがとうございました。

付け加えてございますが、この二丁井樋の欠点といいますと、やっぱり海の満潮ときには井樋としては活用できないと。排水ができないと。そういうことで、ここに排水ポンプをつけてもらったらと思って、そしたら、効果があるんじゃないかなと思っておりますが、そのところは水路課、建設課はもう計画はあるんじゃないかなと思っております。ありがとうございました。

次に、7月豪雨による大量のごみ流出でございます。

7月豪雨で久留米田主丸地区では土砂崩れなどが発生しまして、筑後川、矢部川から大量のごみが有明海に流れ込みました。漁業関係者の方々からこのごみをどうかしてくれんのと、取ってくれんのとという相談を多数受けました。また、根のついたまま大きな流木が何本も流れてきておりました。ちょうどそのときクラゲ漁の時期と重なっておりまして、漁船のプロペラがこの流木と接触し、損傷された方が何人もおられました。スクリーが接触しますと、スクリーだけで1,000千円程度しますので、保険の適用もありますが、なかなか今のところ新品の取替えはしてもらえないわけなんです。それで、修理となりますけれども、元のような形というか、新品のようににはならないわけなんです。

そういうことがありますので、流木とか流れてくると怖くて海には行けないわけなんです。

私もいち早く市の水産課のほうに、ちょうど堤防の岸に大量のごみが漂着していますよと、むつごろうランドのくもでが6基ぐらいありますが、そのくもでが壊れるおそれがあります。今なら堤防から重機で取ることができますと話しました。しかし、市も今すぐといっでもすぐにはいかないだろうと思っておりましたが、1週間後ぐらいには作業をしていただいたわけでございます。大量のごみも、大きな木も重機等により取り除いていただきました。

台風6号、そして、大潮、高潮にてまたごみが着岸して漁港に上がっております。漁業者も8月1日と17日、漁港清掃、クリーンアップと清掃作業をやってきましたが、しかし、人の力ではどうしても限界があると。この暑さで漁業者の方も参っておられました。

そこで、このごみ回収について今までの経過報告と今後の対応を教えてくださいたいと思います。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

田中議員の質問にお答えします。

7月豪雨の大雨により流木や大量のごみが漁港及び海岸等で確認されましたので、本市におきましては、管理する漁港のごみの回収の準備を行い、あわせて、それぞれの施設管理者にごみの回収の依頼を行ったところです。市が管理する漁港につきましては、国の補助金を活用し、ごみの回収を7月24日から行っていきまして、8月1日までに完了しております。また、海岸、河川におきましては、管理者である国や福岡県によりごみの回収が7月11日より行われていきまして、8月19日までに回収を完了しております。さらに、8月17日に漁業者の方々により漁港の一斉清掃活動が行われたことを受けまして、各漁港におきましてごみの回収を行っております。

今後も漁業者の協力をいただきながら、管理漁港を含め、それぞれの施設管理者及び漁連等と密に連絡を取りながら、連携し、ごみの迅速な回収に努めてまいりたいと考えております。

また、海上を漂流するごみの回収につきましては、今後、有明海漁連が状況を把握しながら、関係機関と情報共有を行い、ノリ養殖の採苗前には一斉清掃を計画しているところです。

以上です。

#### ○5番（田中康徳君）

ありがとうございました。

久留米田主丸地区であれだけな甚大な被害を引き起こした土砂崩れ等が発生したときは、必ず大きな木、根ごと流れてきます。これは近年、毎年のように発生しております。毎年のようにノリシーズンの前には生産者の方々一人一人海に出て、ごみの回収を行っております。

毎年この清掃作業にかかる費用は、県から補助金など、大体でいいので、教えてくださいたいと思いますが。

**○水産振興課長（平川昌之君）**

田中議員の質問にお答えします。

ノリ生産者による海上清掃作業につきましては、令和4年10月12日に実施された実績でいいますと、本市が有明海漁連と連携して実施したごみの回収費用は用船料及び資材費で約400千円です。この400千円に対する事業費の補助率は、国が80%、県が10%で、合計の90%となりますので、補助金額は360千円となっております。

また、そのほかに国土交通省によりクレーン付台船やごみ回収船が運航され、回収したごみの処分が行われています。国土交通省へ問い合わせたところ、クレーン付台船につきましては約3,200千円かかっているとのことですが、それ以外のごみ回収船や回収したごみの処分費については、年間契約で1億数千万円の支出となっていて、海上清掃作業にかかった費用はその中に含まれているとお聞きしております。

以上です。

**○5番（田中康徳君）**

これは河川からのごみがほとんどでございます。毎年ある被害だと思います。しかしながら、漁業者の皆さんにとっては宝の海でございますので、どうしても守っていかなければいけません。今から先、このような被害が毎年あると思います。県のほうに災害の予算をなるべく早く出していただき、迅速な対応ができるように、そして、海は風、潮高と日によって変わっていくわけでございます。そのために今ごみが堤防に着岸しておると。しかし、あしたはあるかないか分からないわけなんです。このごみの情報が来たときは即対応できるような体制をつくっていただきたいと思っております。

このごみが沖に流れて、行ったり来たり動く前に堤防から取っていただけるのなら、経費も安く抑えられるのではないかなと思っておりますが、その見解をお願いしたいと思います。

**○水産振興課長（平川昌之君）**

田中議員の質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、海岸に漂着したごみが沖に流れていく前に回収を行ったほうが効率的で確実に回収することができますし、費用の軽減にもつながると考えられます。

市における漂着ごみの回収は、年度当初に配分された補助金や新たに予算を確保した上で行っております。また、福岡県については、今年度のように海岸に大量のごみが漂着した場合は、それぞれの管理者が国の事業の申請を行い、採択を受け、その補助金を活用しながらごみの回収を行っていることから、時間を要することがあります。しかしながら、議員御指摘のとおり、潮高の関係上、期間に制約がありますので、今後もそれぞれの施設管理者と連携して、迅速なごみの回収等の対応を行ってまいります。

以上です。

**○5番（田中康徳君）**

ありがとうございました。

やはり予算の確保がないと市としてもすぐさま作業に取りかかれれないと思うので、気象条件を踏まえて県との早急な対応を取っていただきたいと。何かと大変だろうが、よろしくお願ひしたいと思います。

そして最後に、ノリ養殖と日向神ダムの関係でございますが、今年もノリ養殖の支柱立ての作業が始まりました。前回は河川、筑後川、矢部川の水量について質問をさせていただきましたが、昨年、ノリ生産量、金額の差が、柳川地区と大和地区との差が物すごくありました。それは筑後川に比べ、矢部川の水量が全然少ないと。大和の研究会の方々から、どうしてノリの時期に、種つけた後の一番大切な時期に矢部川の水量が少ないのか、これについて私も調べてみました。矢部川の上流にある日向神ダムの貯水量にも問題があるのではないかと思います、データを見せていただきました。そしたら、11月にはノリ養殖の種つけ作業を行い、一番栄養を必要とする時期にダムの水が少ない。これは毎年のことですが、なぜ11月に水がないのか、聞かせていただきたいと思います。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

田中議員の質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、河川から運ばれる栄養塩はノリの成育にとって大変重要なものとなっています。さらに、ノリ養殖の採苗日から一番大切な時期に矢部川水系の水量の確保が必要となっています。

そこで、矢部川水系の水量についてですが、矢部川上流に位置する日向神ダムからの放流量に大きく左右されます。この日向神ダムの役割の一つとして発電用水があります。この発電所の施設の秋季点検工事を11月上旬から12月下旬にかけて実施するため、この期間中は日向神ダムからの放流がなくなり、矢部川へは支流からの流入のみとなり、矢部川の水量は少なくなっているという状況です。

以上です。

#### ○5番（田中康徳君）

それなら、この点検工事を2か月ぐらい延ばすことはできないのでしょうか。どっちのほうにこういうことは要望をすればいいのでしょうか。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

田中議員の質問にお答えします。

これまで市としましても、ノリ期の一番大切な時期に矢部川の水量確保をしてもらえないかと日向神ダムの管理者である福岡県に要望してまいりました。具体的には、福岡有明海漁連と福岡県有明海沿岸4市で組織し、柳川市長が会長を務めます福岡県有明海漁業振興対策協議会において、福岡県へ毎年、ノリ養殖業に対し、矢部川の水を安定的に供給してもらえるように要望行動を行っております。さらに、福岡県知事がトップを務められている県南総

合開発促進会議や市長会などにも日向神ダムや発電所の管理者である福岡県へ要請を行っているところです。

今後も引き続きノリ養殖の安定した生産が行えるよう、矢部川の安定的な水の供給に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○5番（田中康徳君）**

やっぱり河川からの水量でノリ生産量、金額ともが大幅に左右されるわけでございます。ぜひとも工事の延長をですね、2か月ぐらいずらしていただくということを切にお願いをしておきますので、どうぞよろしく願いしておきます。

私からの質問はこれで終わります。ありがとうございました。

**○議長（近藤末治君）**

これをもちまして田中康徳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時39分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、17番緒方寿光議員の発言を許します。

**○17番（緒方寿光君）（登壇）**

おはようございます。緒方寿光です。議長より発言許可をいただきましたので、6月議会に引き続きまして一般質問を行います。

質問に入ります前に、冒頭に述べさせていただきます。北朝鮮が日本人の拉致を認め、謝罪した日から9月17日でちょうど21年になります。いまだ横田めぐみさんら12人の拉致被害者の帰国は実現しておりません。日本人拉致事件が発生してから30年以上が経過し、拉致被害者及びその家族の高齢化が進む中において、一日も早く拉致被害者が帰国することを願っている家族の心情を考えますと、拉致問題の解決はもはや一刻の猶予も許されません。そこで、国におきましては、一日でも早くこの12人の拉致被害者の帰国の実現のために、国際社会と協調して取り組んでいただきますよう強く要望いたします。

それでは、質問に入ります。

今回の質問は大きく3点です。

1点目は、本市の行財政改革の大綱が令和2年1月に示され、実施期間は令和2年度から令和8年度までの7年間となっております。地方自治体は地方自治法で住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとして、最少の経費で最大の効果を上げることが求められております。

本市におきましては、人口急減や少子高齢化に起因した行政需要が拡大、そして、多様化しており、地域の実態に即して推進していくことができるように、限りある資源を最大限に活用し、迅速かつ総合的な行政運営を図るため、行財政改革は本市を取り巻く状況の時代の潮流に対応しながら、本腰で常に進めていかなければならないと考えます。

そこで、本市の行革に対する具体的取組やその具体的成果、そして、実績について質問をいたします。

2点目の質問です。市内で最も危険とされてきた横橋交差点の改良工事が現在行われております。9月末に工事完成予定とのことですが、信号機の設置は未定ということであります。そこで、住民や道路利用者、特に、小・中学生、高校生の父兄から交通事故が起こらないように、安心・安全のためにも改良工事完成と同時にぜひ信号機を設置してほしいとの要望が強く上がっております。

そこで、市長の見解と方針を率直にお聞きします。

3点目に、クリークでの釣り人のマナーに対する問題です。

具体的には迷惑駐車、ごみの放置、また、切れた釣り糸やルアー、釣り道具の放置、民有地への不法侵入など、住民の多くから苦情が寄せられております。

そこで、マナー対策の強化が必要だと強く考えます。本市の対策をお聞きします。

これから先の具体的な質問は自席より一問一答で行います。議長の取り計らいをよろしくお願い申し上げます、壇上からの質問といたします。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君） 続

冒頭の質問で述べさせていただきましたが、第4次行財政改革につきましては、大綱が既に令和2年1月に策定をされております。趣旨は、言うまでもなく住民の福祉の増進を図ることを基本、そして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとすると言われております。そのような中において、この柳川市においては、持続可能な行政運営と公共施設の適正化等々について真剣に取り組み、そして、安定した行政サービスを提供できるように管理を行っていくとされております。

そこで、質問をいたしますが、この実施計画において事務事業の見直し、そして、施設の管理運営等々、4つの実施計画が示されておりますが、ここについて、この令和2年から令和5年にかけてどのような具体的な取組が行われたのか、まずは質問をさせていただきます。

#### ○財政課長（田中勝裕君）

緒方議員の御質問にお答えをいたします。

第4次行財政改革大綱において、互いに高め合える職員の育成や持続可能な財政運営と公共施設の最適化など、4つの行革目標を掲げております。その中の持続可能な財政運営に関しては、取組事項として、自主財源の確保、適切な支出管理と事務・事業の見直し、事業の

重点化、機動的・戦略的な財政運営の4項目を掲げております。さらに、この4項目の具体的な実施計画として、事務事業見直し、人件費抑制、建設事業の抑制、公共建築物個別施設計画の事業費抑制、ふるさと納税の推進、公有財産の売却の6項目を設定いたしております。この6項目の実績等につきまして、順を追ってお答えを申し上げます。

まず1つ目、事務事業見直しについては、行財政改革の実施計画において、令和4年度予算における枠内予算の一般財源を3%削減することを目標としておりました。予算編成に当たりまして、平成28年度から枠配分方式を採用し、機動的な予算編成と経費の抑制に努めてまいりました。枠配分予算の導入によりまして、平成28年度から令和2年度までの5年間で対象経費の10%、177,000千円の削減を行ってまいりました。その時点で各課にはかなり厳しい予算編成を強いておりました。それ以上の削減が難しくなっておりましたので、令和3年度につきましては前年並みの枠配分一般財源として予算編成を行いました。令和2年10月に通知したその令和3年度の予算編成方針におきまして、既に令和4年度の枠配分予算を3%削減することを周知し、各部各課には1年かけて経常経費を削減するための工夫をするよう求めておりました。

このような背景で、行財政改革の実施計画において、令和4年度予算における枠内予算の一般財源を3%削減することを目標としたものです。その取組の結果、令和4年度予算において3%、40,000千円の経常経費の削減を図りました。また、経常経費削減のもう一つの取組としまして、令和2年度、3年度において電力の入札を実施しました。落札率はそれぞれ53%、56%となり、経費節減額は合わせて197,950千円となりました。その効果は、令和2年度から4年度までの足かけ3か年度で生じているところでございます。

次に、②人件費抑制については、令和元年度比で令和10年度の人件費を2億円削減することを目標といたしております。令和3年度の人件費は4,804,320千円で、令和元年度の4,828,580千円と比較して24,260千円減少しております。これは行革取組の参考数値として出していた令和3年度の削減額20,000千円を上回っています。また、令和4年度の人件費は4,725,880千円で、令和元年度比で102,700千円減少しております。同様に令和4年度の参考削減数値40,000千円を上回っています。人件費については、特殊要因もありますが、決算額を基にした実績はただいま答弁したとおりであります。

次に、3つ目、建設事業の抑制については、経常的な普通建設事業費を令和元年度と比較して、令和3年度、4年度それぞれ1億円削減することを目標といたしております。令和3年度の経常的な普通建設事業費の決算額は999,670千円で、令和元年度の692,880千円と比較して306,790千円増加いたしております。また、令和4年度の決算額は862,880千円で、令和元年度比で170,000千円増加しております。これは近年の資材価格、工事価格の高騰、災害に対する市民の安全・安心への対応といった事情によりまして、事業費が増加していることが原因です。特に近年、災害が激甚化していますので、水害や道路冠水対策など、市民の安



全・安心のために、緊急自然災害防止対策事業債などの有利な財源を活用しながら、重点的に予算を配分した結果によるものです。決して行財政改革の大きな方向性を見失ってはいたしません。災害対策などの市民の安全・安心に直結する予算はしっかりと確保しなければならないと考えております。

次に、4つ目、公共建築物個別施設計画の事業費抑制については、改修や更新等の事業費を個別施設計画に計上している額から15%削減することを目標といたしております。個別施設計画において令和3年度、4年度に計上している施設の実績を個別に申し上げます。件数が多くありますので、新築及び長寿命化型改修に絞って、個別施設計画上での計画事業費と実績額をお答えします。

まず、リサイクルセンターですが、これは資源物一時貯留施設として令和4年度から5年度にかけて建設をしています。計画384,000千円に対しまして、実績額は289,650千円です。子育て支援拠点施設は計画166,000千円に対しまして、実績額は167,500千円、六合水防資材倉庫は計画24,000千円に対し、実績額は23,000千円、柳川庁舎改修防水工事は計画80,000千円に対し、実績額は36,210千円となっています。これらを合わせますと、計画654,000千円ですので、15%の98,100千円削減し、555,900千円となるべきところ、実績はマイナス21%、137,640千円減の516,360千円となりました。

個別施設計画の令和3年度、4年度事業については、計画より低い金額で実施できましたが、資材や人件費などの影響で工事費が高騰し、個別施設計画に計上している事業費の上振れが避けられない状況が生じています。現在の個別施設計画には市営住宅及び学校施設が含まれておりませんので、学校再編の事業費が出た段階でそれらの事業費を織り込み、高騰している工事費の影響も踏まえ、さらには財政負担の長期的な推計も行い、個別施設計画の見直しを行います。

次に、5番目、ふるさと納税の推進については、令和3年度、4年度ともに、令和元年度と比較して2億円増加の3億円を目標として設定しています。令和3年度の実績については661,000千円、令和4年度718,000千円と目標を3億円以上上回る成果を上げることができました。返礼品を増やしたことや広告に力を入れたことが効果につながったものと考えており、引き続き寄付額向上への取組を進めてまいります。

最後に、公有財産の売却については、令和3年度、4年度の2か年で鳥の水団地跡地を売却し、120,000千円の売却収入を得ることを目標といたしております。令和3年度、4年度の実績としては、売却は進んでおりません。その理由は、この土地は事業の円滑な推進のために、国道443号バイパスの延伸に係る代替用地としての売却を念頭に置いておりました。しかしながら、これまでのところその需要がなかったためでございます。今後は一般公募の形で、この鳥の水団地跡地だけではなく、本町団地跡地についても売却を進めてまいります。これら市有地の売却では、一時的な売却収入だけではなく、その後の継続的な固定資産税収

入が見込め、また、地域の活性化にも寄与いたしますので、積極的に取り組んでまいります。  
以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

懇切丁寧に詳細の説明をいただきまして、誠にありがとうございました。

特に、柳川市においては第4次行革について、令和3年度から令和5年度でしょうか、この間に事務事業の見直しで、先ほどの答弁にも重複するかもしれませんが、1億円の効果額を出すということにされてあります。

そこで、具体的に分かりやすく見直し項目が何項目で、大体これぐらいの削減効果がありましたということを再度分かりやすく教えていただけませんか。

**○財政課長（田中勝裕君）**

この事務事業の見直しによる削減といたしますのは、手法といたしましては、先ほど申し上げました枠配分予算を使うといったことにしております。その枠配分予算の中で3%、40,000千円の削減といったことでやっております。

具体的にどの事業を幾ら削減したかといったことではなくて、各部各課で様々なあらゆる経常経費を一つ一つ見直しまして、積み上げた結果が40,000千円ということになります。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

再度質問します。

この柳川市ですね、事務事業の評価についての取組を具体的にどんなふうに行っているのか。聞いたところによりますと、事務事業評価をやめたということでお聞きしておりますが、私自身は事務事業をこれから継続すべきなのか、このままいくのか、それともやめるのか、その評価を行うためには事務事業の評価は必要だと思うんですが、これがなければ、どれぐらいの具体的なものをどれぐらい削減してどういう形で今後進めていこうかという議論にはならないと思うんですね。このやめられた理由を教えてくださいたいと思います。

**○企画課長（古賀順一郎君）**

緒方議員の御質問にお答えいたします。

事務事業評価につきましては、旧柳川市、大和町、三橋町合併後の平成18年度から総合計画に掲げる施策や事務事業の進捗管理に活用することを目的に行政評価制度を導入し、毎年、事務事業評価及び施策評価に取り組んでまいりました。

導入当初は、民間企業の手法を取り入れることで、費用対効果を検証していくことが求められておりました。しかし、一部の事業の見直しや改善につながるなど、一定の成果は上がったものの、評価を行う基礎となる事務事業マネジメントシートの度重なる変更や、全ての事業を評価することで作業量が増えました。また、評価をしたものの、次年度の取組や予算に十分に活用されないなど、多くの課題が積み重なってまいりました。その結果、より効

率的で分かりやすい制度に向けた見直しが必要と判断をいたしまして、現在は事務事業評価に代わるものとして、総合計画推進の中で事務事業の見直しを行っております。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

一生懸命取り組んであることはよく分かりますが、やはり毎年毎年この事務事業の中を精査して、この事業をどうするのか、これから継続していくのか、拡大するのか、やめるのか、ここについては事務事業の評価がなければなかなか検討する材料にならないと思っておりますが、ここについては私は必要ではないかと思っております。再度質問いたしますが、答弁があればお願いします。

**○企画課長（古賀順一郎君）**

お答えいたします。

総合計画審議会で得た意見等を各課に反映をいたしまして、今後、継続、改善、廃止等を検討している段階でございます。新年度予算に反映すべき事業もありますので、11月頃には取りまとめて決定をしたいと考えております。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

私が何度もお聞きしますのは、今、柳川市の人口が6万2,000人、2040年には4万7,000人になると推定されております。そして、市債残高が330億円ですかね。県下では上位のほうに位置するのではないかと思います。そして、それ以上に少子高齢化が進みまして、高齢化率も34%ですか、そして、生産年齢人口もどんどん減っているという状況の中において、やはり一年一年しっかり事務事業を見直していくべきではないかと考えるわけでございます。

例えば、ふるさと納税につきましては、件数が大体3万件ということでお聞きしております。そして、金額710,000千円ということでお聞きしておりますが、しかしながら、この委託料、要は納税包括支援業務委託料というものであるということでございますが、謝礼の品代を除いて、この委託料は年間75,000千円にも上っているじゃないですか。

ここについて、要は優秀な職員や任用職員がこの柳川市にはおられます。私は自前でやっていくことに挑戦すべきだと思います。それはなぜか。それはDX推進課もあり、RPA、このシステムの導入をすれば当然のことながら事務事業はこの業務については自前でできると私は考えておりますが、そうすることによってこの75,000千円の経費は多少でも削減していくことができるのではないかと考えておりますが、事務事業の見直しを具体的に提案させていただきますが、いかがでしょうか。

**○財政課長（田中勝裕君）**

ふるさと納税の事務に関しまして御提案をいただきました。

現在、ふるさと納税、熊本のほうにあります会社に委託をしております。委託料は8%と

いったことではしているところがございます。委託している理由といたしましては、専門的な知識が必要であるということ、1つは、寄付のポータルサイトの設計、それから、見せ方、デザイン等々について専門家の専門的な知識を持った、技術を持った方に委託したほうがより寄付が集まるといったことを考えているところでもあります。

今の委託業者を決めるときに、プロポーザルを実施しました。プロポーザルで委託業者を決定いたしました。そのプロポーザルの内容を見てみますと、業者によっては、今委託しているところがとてもいいプロポーザルの内容だったんですけども、そうじゃないところも実際ございました。そのように、技術と申しますか、やり方の差がございます。職員でするよりも、はるかに今の委託のほうがいいというふうに私は思っておりますので、このやり方は進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

もう一点は、例えば、図書館があります。図書館についても、本館のほかに、三橋、大和、そして、その他の分館が5つ点在するわけですが、ここの図書館の貸出しの状況を調べましたら、1日平均本館で580冊ということですが、分館においては、この10分の1にも満たないような貸出数になっているわけですが、そして、この分館への職員の配置は本館から出してあるというようなことも聞いておりますが、どういう形で管理をされているのか、教えていただけますか。

#### ○財政課長（田中勝裕君）

私のほうからお答えいたします。

各分館の管理につきましては、図書館本館、あめんぼセンターがございます。そちらのほうで管理をしているといったところがございます。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

もう少し具体的に教えていただきたかったんですが、やはりこの部分についても、これから人口は減っていく。そして、利用者も減っている。しかしながら、今の形でいいのか。やはり統合も考えて、例えば、久留米なんかでは出前図書館なんかを車で出してあったりもします。やはりできるだけ経費がかからないように、最少の経費で最大の効果を生むというようなことをぜひ考えていただくべきじゃないでしょうか。私はそれが事務事業の見直しだと考えておりますが。答弁要りませんけどね。

ここについても、やはりこの事務事業評価をなくすのではなくて、柳川市もぜひそこを取り組んで、検討の材料にぜひしていただきたいと考えておりますが、答弁いいです。

それと、例えば、下水道の事業についてなんですけれども、下水道の償還金、そして、施設建設工事費、必要な予算に充てるために一般財源から約5億円の繰り出しが毎年行われて

おります。そして、令和4年度、これは令和3年度と比較して63,000千円も増加している、こういう状況にあるわけでございます。

今後、人口が減り、独り暮らしの高齢者は増え、そういった意味では下水道の老朽化もどんどん進む中において、メンテナンスに莫大な予算もかかるわけでございますが、このまま下水道の拡大路線を続けていいのか。いや、私は合併浄化槽にある時点でこの推進に転換をしていくと、下水道事業は縮小していくというようなことが今求められているのではないかなと思うわけでございます。一般財源から毎年5億円の繰入れがある中においてですね。こういうのもやっぱり事務事業を本気で見直す必要があるんじゃないでしょうか。行革の本部長であります副市長にお尋ねします。

#### ○副市長（中村智弘君）

下水道のことについてお尋ねということによろしいですか。（「事業の見直しの中の一つとしてです」と呼ぶ者あり）

行革全般について御答弁させていただきたいと思います。

先ほどまで財政課長が答弁してきましたように、本市ではこれまで限られた財源の中で、緒方議員もおっしゃっております最少の経費で最大の効果を上げるよう、物件費をはじめとする経常経費の削減など、行財政改革を行ってまいりました。本市が持続的に発展していくためには財政の健全性に常に留意し、必要に応じ中期財政計画を見直すとともに、その将来設計に基づく財政改善の取組を継続していかなければならないと、このように考えております。

一方で、近年は自然災害の多発、新型コロナウイルス対応などにより行政需要は拡大、多様化しており、今までのやり方だけでは対応できなくなっております。そのため、本市といたしましても、近年、職員の新規採用の際には社会人経験者の枠を増やし、経験者ならではの着眼点、発想も取り入れながら柔軟な思考で業務に取り組んでいくよう努めているところです。

さらに、今年度はDX推進課をはじめ、新たな行政課題を解決するための機構改革を行いました。また、令和3年度から九州大学の出水教授の御指導の下、私を含め全部長及び公募の若手職員が参加し、柳川市が今後どうあるべきかについて新たな視点や取組の手法を学び、実践しているところです。

今後は行政サービスの水準を維持しつつ、多様化する市民のニーズに 대응していくためにも、職員一人一人が意欲的に能力を発揮できる組織となるよう行政改革を進めてまいりたいと思います。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

ぜひその意気込みで頑張ってくださいと思いますが、もう一点だけ事務事業の見直

しについて質問します。

これは予算・決算委員会で何度も話もさせていただいておりますが、一般介護の予防事業がございます。例えば、元気クラブとか、元気サークルだとか、介護予防サポーター養成制度だとか、いろいろあるわけでございますが、この事業について委託料で県外の事業者に年間17,000千円ほどの委託料が支払われております。私はこの事業については、関連する財団もたくさんありますし、筑後地区と、そして、この福岡県内にもそういう民間の事業者はたくさんございます。ぜひ原点からもう一度この委託料も含めて、委託先も含めて見直す必要があるんじゃないのかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

#### ○財政課長（田中勝裕君）

委託料という科目を使ってどういった事業をしているか、どういった考え方でしているかというのを私のほうから申し上げたいというふうに思います。

委託業務につきましては、業務内容を基に費用を積算し、適切な予定価格を設定した上で、入札により委託業者を決定いたしております。地方自治法に基づくこうした手続を経ることで、予定価格内の適正な価格での契約を担保しているところであります。また、支払いに当たっては、契約どおりの成果でもって業務が完了しているか検査を実施しています。

市は幅広い業務を委託しておりますけれども、基本的には、市が直接実施するよりも、ほかの者に委託して実施させるほうが効率的、または効果的なもの、あるいは専門的な知識や技術、設備等が必要な場合などにおいて委託業務として実施しているところです。

本市の予算編成方針におきまして、委託料については、安易な全面委託は慎むこと、必要性、費用対効果の観点から業務内容を精査し、創意工夫で経費を縮減すること、職員での対応が可能か検討し、安易な委託は慎むこと、こういったこの3点を打ち出しております。議員から御指摘いただいております、これを一つのきっかけといたしまして、予算編成方針に定める事項の徹底を図ってまいりたいと思っておりますし、委託の在り方についても鋭意協議をしてみたいと思っております。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

やはり事務事業の評価にしっかり取り組んで、事業のゼロベースからの見直しをぜひ行っていただきたいと思っております。

あと、人件費の抑制について1点質問します。

2019年度比で、要は2028年度、人件費2億円削減するために定員適正化計画を策定するとされておりますが、策定されたんでしょうか。策定されたということであれば、簡単にその内容を教えていただけますか。

#### ○人事秘書課長（江口英範君）

定員適正化計画についてでございますが、議員がおっしゃいます年度までの策定は現在

行っておりません。それでもって単年度ベースでの計画については随時実行しているところ  
でございます。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

この行財政改革大綱は令和2年1月に公表されております。令和2年度から令和8年度ま  
での7年間ですか、実施計画も組まれているわけでございますが、ぜひここについては策定  
するということであれば、きちんとした形で策定をして公表すべきじゃないでしょうか。

**○人事秘書課長（江口英範君）**

議員御指摘いただきました一定のスパンで定員適正化計画を策定して公表すべきというこ  
とでございます。

これにつきましては人事政策的なものもありますし、公表の時期については、慎重に公表  
していくということも必要でございますので、そういう時期になったら必要な公表はしてい  
きたいというふうに考えております。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

よろしくをお願いします。

あと3点目ですね、建設事業の抑制ということで実施計画にうたっております。この実施  
計画の中で、建設課、都市計画課、水路課、普通建設事業を1億円削減するとされてありま  
すが、先ほども答弁あっておりましたが、再度確認をいたします。

あともう一つは、やはりこれからお隣の市民会館の跡地に庁舎増築、15億円ぐらいをかけ  
られる予定と聞いておりますが、昨日も議論があってございました。やはりどういうものにする  
のか。昨日は職員の駐車場の件でいろんな議論があってございましたが、例えば、1階は駐  
車場にして、2階以上を業務スペースにするだとか、そういう考え方の中でできるだけ金額  
をかけないようにするだとか、そういうことも必要じゃないでしょうか。ここについて議論  
がなされていますか。もしなされているのであれば聞かせてください。

**○財政課長（田中勝裕君）**

増築庁舎の件につきまして少し私のほうからお答えをさせていただきます。

増築庁舎につきましては、基本的に執務スペース、それから、会議室スペース等を用意し  
たいというふうに思っております。また、駐車場については、平置き駐車場が一番効率的  
ではありますので、効率的といいますか、費用対効果といったことで考えれば、一番高くな  
りますので、平置き駐車場を考えたいというふうに思っています。

建物もなるべくシンプルに、それから、1階に期日前投票ができるような会議室である  
とか、また、申告相談ができるような会議室、そういったものも考えておりますし、産業経済  
部、それから、建設部等の部署の配置を今のところは考えているところです。具体的には今

後詰めてまいりたいというふうに思っておりますし、その時期が来ましたら議会のほうにもしっかり説明させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

これ以上はこちらのほうから申しませんが、あともう一つは、6月議会においてふるさと納税の返礼品について、感謝券を導入すべきじゃないか——3月議会でしたか、提案をさせていただきました。そして、導入に向けて検討しますという答弁をいただいておりますが、今現在どういう仕組みでいつ実施されようとしているのか。ふるさと納税のそういった意味では魅力を高めるために必要ではないかと考えておりますが。

そして、来年の春には福岡・大分デスティネーションキャンペーンが行われます。やはりここに向けても早期に導入しとく必要があるのではないかと。導入すれば相当な経済効果もあるんじゃないかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

#### ○財政課長（田中勝裕君）

感謝券導入時期等の御質問にお答えをいたします。

なお、議員は感謝券というふうに表現されておりますけれども、地域商品券ということでお答えしたいと思います。

地域商品券につきましては、昨年12月の一般質問で、令和5年度中の導入を目指して準備中である旨を答弁いたしておりました。順調に準備が進んでおりますので、時期を前倒しいたしまして、本年11月に使用開始できるようにしたいと考えております。

また、その仕組みですが、寄付者が地域商品券を使用する際の利便性や、商品やサービスを提供する事業者の負担軽減を考慮しまして、スマホアプリのペイペイを利用した電子決済で使用する地域商品券といたします。

寄付者側から見た利用のイメージは次のようになります。まず、取扱店の店頭においてQRコードやチラシ等に掲載予定のQRコードをスマホで読み込むことで、柳川市の寄付サイトの中の地域商品券のページを表示いたします。そのページで寄付金額を選択し、住所、氏名等の必要事項を入力し、寄付を行っていただきます。寄付が完了しましたら、リアルタイムで地域商品券がペイペイで寄付者に届きます。ペイペイ地域商品券は、柳川市内の対象店舗での飲食代や宿泊代等に使えます。ペイペイの支払い画面で、柳川市地域商品券を選択することで利用することができると、利用のイメージは以上のとおりです。

地域商品券をふるさと納税の返礼品にすることで、単にお礼の品を贈るだけではなく、宿泊、飲食、体験、お土産など、総合的に観光のまち柳川を発信し、実際にお越しいただくことで、より柳川の魅力を感じていただくことができます。多くの方に御利用いただくことを期待しています。

以上です。



**○17番（緒方寿光君）**

よろしく申し上げます。

あと、まとめますけれども、第4次の行財政改革大綱を公表されて既に3年が経過したわけですが、特に、市長におかれましては、これは3期目の所信表明だったと思いますが、今後さらに展開すべき事業を見だし、これらの事業を実施するための財源を捻出するために、既存事業をいま一度見直して、事業廃止、縮小の覚悟も必要だと、職員と共に全力で取り組んでいくという所信表明をされておられます。私が非常に疑問に思うのは、大卒の話をしてしまいますけれども、小・中学校の再編計画が令和3年度に策定されたんですかね。そして、今後10年間で再編計画を示されているにもかかわらず、私は全体で事業費としては40億円から50億円ぐらいかかるのではないかと考えておりますが、ここの事業費をなぜ早期に積算をして中期財政計画に反映されないのかと。この一番大事なものが反映されずに、行革だうんだこうだと言っても、本当に中身のある真の行革ができるのかなと。当然、総合計画を基に、中期財政計画を基に行財政改革を行うというのは当然のことだと思いますけど、一番大事なものが漏れているのではないかとと思いますが、ここについてどのようにこの事業費を幾らの試算をして、いつ全体計画の中期財政計画の中に入れて、そして、芯のある行革にしていくのか、この方針をぜひ聞かせていただいただけませんか。

**○財政課長（田中勝裕君）**

学校統廃合の事業費につきましては、令和4年度から5年度にかけての2か年事業として、学校施設長寿命化計画の見直しの策定を行っているところであります。その中で、予定どおり今年度中には事業費が算出されるものというふうに考えております。

事業費が算出されましたら、子供たちの学びの場としての教育環境の整備充実といった面、それから、一方では市の歳入から許容できる歳出といった面、この両面から検討し、想定した事業費を中期財政計画に織り込んでまいりたいと考えています。また、中期財政計画を織り込んだ後には行財政改革をそれに基づいて進めていかなければならないというふうに思っています。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

答弁ありがとうございます。

市長から何か見解や今後の方針がありましたら、ぜひ聞かせていただきたいと思っております。

**○市長（金子健次君）**

毎回、一般質問の中には行政改革の件について質問がありますので、少し私の考え方と私の職員たちに対する考え方を述べさせていただきたいというふうに思います。

市の財政状況については、市民が不安を持つような質問内容もありましたので、私からも正確な情報を、緒方議員だけではなく、市民の皆様に対してもしっかりと説明をさせていた

だきたいと思います。

まず、市債の残高についてでございますが、令和4年度末は377億円となっております。ただし、地方交付税で260億円が措置されますので、実質的な市の負担額は117億円というふうに思っております。この実質的な負担額は市の貯金であります基金残高151億円よりも少なく、黒字体質を維持しているというふうに見解を持っております。

また、基金について申し上げますと、財政調整基金は一般的に標準財政規模の10%から20%を保有するべきだとされております。20%は33億円に相当しますが、本市では30%以上の51億円を保有しております。さらに、公共施設の老朽化に伴いまして、今後、多額の更新、改修費用等が必要になりますが、これらの費用については、あらかじめ公共施設維持整備基金の積立てを行い、将来の負担に備えているところでもあります。

また、元利償還金の70%が交付税で措置される合併特例債に関しましては、市の負担となります30%、41億円をあらかじめ減債基金に積み立てるという取組も行いました。その一部は将来負担の軽減のために平成28年に行った24億円の繰上償還の財源としても活用をいたしております。

このように、将来を見据えながら健全な財政を目指した市政運営を行っております。

議員の今回の質問であります行財政改革についても、これまで枠配分予算による経常経費の削減、職員定数の適正な管理による人件費の削減、ふるさと納税等による自主財源の確保など、様々な取組を行ってまいりました。最近、職員たちと話す中において、少しだけお話をさせていただきたいと思います。若手を中心に、今後の柳川市についてどうあるべきか、様々な検討を行ってまいりました。私自身も若手職員からその取組についてのプレゼンテーションを受けました。職員からこういった提案を受けたことは初めてでしたので、すごい衝撃を受けたところでもあります。今、何げなくやっている仕事に対して、職員自らが課題を見つけ、考え、それを伝える力を目の当たりにして、今の本市の若手職員はこういったことができるのだと感心したものでございます。

行財政改革は人から言われて、いついつまでにやりますよといったものではありません。自ら考え、実践し変えていくことができる組織になることだと私は考えております。そういう職員が育てば、行財政改革はおのずと進んでいくというふうに考えております。行財政改革がふだんの業務に取り込まれた組織となって、住みよいまち柳川に向けて私は邁進してまいりたいと思います。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

市長、答弁ありがとうございました。いずれにしても、行財政改革大綱は令和8年度まで続き、そのまま残っていますしね、実施計画についても示されている部分がきちんとあります。そして、先ほど申しましたように、学校統合再編の事業も早期に盛り込まれて、中期財

政計画の見直しもして、そして、きちんとした行財政改革に実施計画の下に毎年取り組んでいただいて、そして、毎年報告もしていただきたいと強く要望いたします。

次に、市内で最も危険とされていた横橋交差点の改良工事が今行われております。そして、今年の秋に完成予定と聞いておりますが、聞くところによりますと3灯式の信号機は検討しないというようなことであります。そこで、地域住民はなぜなのかと、こんなに危険が多いのに。例えば、柳城中学校の女子生徒が以前この交差点で車にはねられて死亡した、こういう事故がありながら、なぜ5年前に工事着手しておいて、なぜ信号機設置を同時に行わないのかという、かなり多い意見を住民の方からいただいております。そして、要望書も改めて出させていただいていると思いますが、ここについて、執行部、市長の見解と今後の方針、やはり同時にこういうものは信号機設置をして、工事完了と同時に信号機の設置を行うことが当然ではないかと。これまで5年のスパンもありますし、そこについての見解と方針を具体的にお聞きします。

**○総務課長（新開文隆君）**

緒方議員の御質問にお答えいたします。

まず、信号機設置につきましては、交通管理者であります警察の所管となっております、交差点道路形状や交通状況を踏まえた上で設置されるということになっております。

当時、横橋交差点への信号機設置の要望につきましては、交差点改良工事全体の中に含まれていたのではないかというふうに認識しておりますが、現時点におきましては、先ほど議員おっしゃるとおり、警察の判断では信号機の設置の必要はないというふうに判断されているようでございます。

しかしながら、令和5年5月31日付で地元防犯協会、交通安全協会などの連名によりまして、柳川警察署長宛てに県道高田柳川線横橋西側交差点改良に伴う信号機設置についての要望書が提出されております。警察署のほうにお尋ねしたところでございますけれども、横橋交差点改良工事完成後に柳川警察のほうで信号機設置の検討を行うというふうに確認いたしているところでございます。

以上でございます。

**○17番（緒方寿光君）**

確認しますが、信号機の設置を行うということですか。

**○総務課長（新開文隆君）**

信号機の設置の検討を行うということでございます。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

検討を行うということで、それはありがたい話ですけどね、要はこの交差点につきましては、市長も以前から申されておりました市内で一番危険な交差点じゃないかということは認

識をされていたと思います。そして、私自身も5年、10年ぐらい前から信号機の設置をぜひやってくださいという要望は既に出していたと認識しとるんですけどね。なら、仮に改良工事が行われた後、信号機がまだつきませんと。その間の安全対策はどうされるんですか。

それともう一つは、その西側に位置する狭隘な花梅橋の改良もまだ手がついておりませんが、どうされるんでしょうか、具体的にお聞きします。

**○建設課長（古賀洋二郎君）**

緒方議員の御質問にお答えいたします。

交差点改良工事と同時に信号機が設置されないとすれば、どのような具体的安全対策を取られるのかとの御質問ですが、横橋交差点が完成する前に道路管理者の福岡県と柳川市と交通管理者である柳川署により現地立会いを行います。現地において交通管理者の柳川署からの交通安全施設の設置についての具体的な指示を受けて、福岡県が安全施設を設置することで安全対策を図ってまいります。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

花梅橋の件は今後どうしていくんでしょうか。何年でどんなふうな改良工事を行うとか、そこは決まっていないんですか。

**○建設課長（古賀洋二郎君）**

緒方議員の御質問にお答えいたします。

横橋交差点西側の花梅橋の改良工事の着手時期並びに概要と今後の方針との御質問ですが、福岡県に確認を行ったところ、新規事業化に向けて、令和6年度から関係機関との協議や調査等に着手すると伺っております。

花梅橋は幅員が狭く、通行に危険が生じているため、改良することにより市民が安全に快適な通行ができるようになります。

今後は、市としましても、花梅橋改良事業の早期着手に向けて強く要望を行ってまいります。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

よろしくお願ひします。

私はこの件について一番大事なことは、やはり学童とか小・中学生だとか高校生の父兄の方々から本当に危険じゃないかというような声は今上がっているんですよ。死亡事故もあり、これまで様々な事故があつて、そして今回、改良工事だけ、それはありがたいことですが、行われて、あまり見通しがよくなり過ぎて車のスピードが上がり、そして、安易に進入して事故も多くなるんじゃないかというような不安の声が今たくさん上がっているわけでございます。ここについて、やはり市長はどう考えてあるのか。今後、様々な協議をさ

れて、今、設置を検討していただくというような話もいただいておりますが、協議も含めて、やはり警察にもきちんと話をさせていただきたいし、確実にやはり設置をするというようなどころまでの根拠をぜひ取っていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

**○市長（金子健次君）**

市長に就任して15年になりますけれども、いろんな形で交差点設置について要望もございました。どんなに努力してもできなかった分もあります。ただ、柳川警察署で決定するんじゃないくて、本部のほうで調査に来てから、交通量とかいろんな形の危険度とか、そういうことで設置を決められ、恐らく正式な信号機は4,000千円から6,000千円ぐらいかかるということもお話を聞いております。

そういうことで、今回、横橋交差点については改良いただきました。9月末には出来上がるということでございます。緒方議員が言われるように、ここで死亡事故もありました。それは私の友人の娘さんでした。そういうことで、非常に私も心痛むものでございましたし、そういうことで、恐らく警察が決める際にも、信号機をつけることによって車の渋滞等もですね、車はスムーズに流れなければならないということで、逆に不便になったということと、あわせて、どっかの田んぼの真ん中に信号機がついているところもありました。見通しがよくて逆に事故が起こるところもあります。そういうことを兼ね合わせて、新しい署長でございますけれども、署長のほうにもこういうことで地元のほうの声が上がっておりますので、私どもも危険度はあるというふうに思います。特に、市営住宅の東宮永団地等もできましたし、そこに信号機のいろんな形態もあります。押しボタン式、そういうこともありますし、全然つけられないのかと、そういうことも含めて要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

答弁ありがとうございます。ぜひよろしく願い申し上げます。

最後に、あと6分ありますので、最後の質問になります。

要は最近、クリークで釣りをされる方が多くなっております。これはブームであると思うんですけど、しかしながら、マナーの悪い釣り人の方が多いなと思います。様々な苦情を承っております。例えば、釣り人が農道の真ん中に車を止められて農業機械が入れられなかったとか、そして、ごみはそのまま放置して腐ったまんま悪臭がして、そのまま放置されている。そして、ひどいのはルアーとか釣り糸が電線とか電話線に引っかかったまんま、そのまま放置されているとか、ペットボトルをポイ捨てするだとか、そんな苦情が大変多く寄せられております。釣るのはそれは自由なんですけど、やはりマナーをきちっと守ってやっていただきたいと考えておりますが、今この苦情が多い中で、例えば、もう一つひどいになると、民家の敷地に不法侵入して釣って、民家の方が注意したのに逆切れされたと。態度が

悪いと、怖いというような話も実際あるんですよ。

ここについて、やはり何らかの強化対策が必要ではないかと思っておりますが、本市として何か対策を考えてあるのであれば具体的に教えていただきたいと思っております。

**○生活環境課長（野口貴光君）**

緒方議員の御質問にお答えしたいと思います。

生活環境課では市内各所の現場に出向くことが多々あります。その際に水路で釣りをされている方をよく見かけますが、釣り人の大半はマナーを守り、釣りを楽しまれているように見受けられますが、一部の釣り人のマナーの悪さについて市民が迷惑しているということも承知をしております。

例年、四、五件程度の苦情や相談が寄せられておりまして、本年度は8月末までに違法駐車や、釣り糸が電線に絡まっている、ごみのポイ捨て等で相談が3件程度あつておるところでございます。

現在、釣り人のマナーについては、それに特化した看板を作成しておりますので、要望があつた場合については設置をしていっているという状況でございます。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

その迷惑行為防止の看板だとかポスター、それは当然必要だと思います。

あともう一つは、やはり迷惑防止用のチラシを作成して、特に、釣り人が多く立ち寄られます店舗なんかには協力要請して、商品を購入されたときに同時にチラシも渡すというような協力要請をされたらいかがでしょうか。県外のナンバーの車が物すごく多いんですよ。だから、市内だけで対応するのではなくて、県外、熊本、福岡ナンバーは物すごく多いです。そこについてぜひ検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○生活環境課長（野口貴光君）**

県外の対策ということでございますが、現在、ホームページでのマナー向上啓発に加えまして、釣り具販売店へのポスター掲示をお願いしているところでございます。

今後、さらにマナー啓発向上をやっていきたいというふうに考えておりますが、いろんな県外に伝える方法を考えながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

答弁ありがとうございます。

あともう一つは、日本釣振興会が今存在しとるわけでございますが、ここは釣りマナーの向上活動も行われております。やはりこういうところにもぜひ連携の要請なんかもされて、大きな枠でこういうマナーの向上に取り組んでいただきたいと思っておりますが、そこについて何か柳川市として考えがありますか。

○議長（近藤末治君）

簡潔にね。

○生活環境課長（野口貴光君）

釣りに係る関係団体についても、マナー向上啓発について連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

市としては掘割を楽しむという考えも大事にしながらやりたいというふうに考えておりますので、根気強く釣り人のマナー向上啓発に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近藤末治君）

これをもちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、4番三小田保弘議員の発言を許します。

○4番（三小田保弘君）（登壇）

4番三小田でございます。一般質問させていただきます。

質問に先立ち、さきの豪雨で被害を受けられました方の一日も早い復旧・復興を支援いたしますとともに、有明海へ流れ出たごみや流木の回収、清掃に御尽力されている皆様の御努力に感謝申し上げます。

これからのノリ養殖に影響がないことを祈るばかりであります。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

合併時の平成21年3月の人口7万3,000人から、令和5年7月末の人口6万2,000人へと1万人以上もの減少となっています。このうち、18歳から60歳までの働く人口の減少が9,300人、人口減少の85%を占めています。

市におかれましては、人口減少を食い止め、働く場の確保のために企業誘致推進課を設け、市外からの新たな企業の誘致に取り組まれていることは心強く、一生懸命進めていただければと思います。

そこで、目を市内に向けますと、市役所は市内における最大の企業であります。ここから発注される数々の事業や物品の購入発注は市内の企業にとっては何にも代え難いもので、これが生活の糧、従業員さんの給料、ひいては家族の命の支えと言っても過言ではありません。

また、その一部は住民税、法人税、地方消費税として返ってまいります。

そこで、今回は市役所からの競争入札について質問させていただきます。

個々の内容につきましては自席より一問一答でお願いしたいと思いますので、議長のお取り計らいをお願いいたします。

**○4番（三小田保弘君）続**

まず、法人市民税についてお尋ねします。

過去5年の推移をお聞かせください。

**○税務課長（古賀和明君）**

三小田議員の御質問にお答えをいたします。

過去5年間の法人数の推移につきましては、市内に本支店を有し、法人市民税の申告をした法人数でございますが、平成30年度が1,299社、令和元年度が1,309社、令和2年度が1,396社、令和3年度が1,399社、令和4年度が1,433社でございます。

続いて、法人市民税の推移につきましては、万単位で申しますと、平成30年度が401,430千円、令和元年度が448,320千円、令和2年度が345,500千円、令和3年度が372,300千円、令和4年度が366,160千円でございます。

なお、令和2年度に法人税収額が前年比で約1億円減少しておりますけれども、これは令和元年10月以降開始の事業年度から法人税割の税率が12.1%から8.4%に変更されたことによる減収と、新型コロナウイルス感染症の影響による減益が原因と考えられます。また、この税率変更に伴う減収分につきましては、国税として徴収をされまして、その税収は交付税原資に直接組み込まれているところでございます。

以上でございます。

**○4番（三小田保弘君）**

ありがとうございます。

次の質問ですが、令和4年度に柳川市が発注した入札及び随意契約で市外業者が受注した件数と金額をお尋ねします。

**○総務課長（新開文隆君）**

三小田議員の御質問にお答えいたします。

令和4年度に柳川市が発注した入札及び随意契約につきまして調査の結果、市外業者が落札した件数につきましては、全1万1,413件のうち994件と全体の9%程度となっております。金額につきましては、全7,617,650千円のうち2,597,790千円と全体の34%程度となっております。

次に、令和4年度に総務課が実施した建設工事の入札につきましては、市外業者が落札した件数は全204件のうち4件で、この4件のうち契約金額が最も高い工事につきましては、旧柳川市クリーンセンター解体工事で、金額は668,690千円となっております。



また、他の契約のうち市外業者に発注した主な内容といたしまして、各課コンピューターシステム関連費用や小・中学校外国語助手等派遣業務など、そのほとんどが専門性の必要な業務委託、修繕工事や救急活動用消耗品など、市内業者では対応できない専門性がある特殊な物品の購入となっております。

以上でございます。

**○4番（三小田保弘君）**

ありがとうございました。件数、金額ともに、そんなにあるとは驚きました。

次の問いです。毎月配付されております市民に一番身近な市報を例でお聞きしますが、市報の受注業者は市内の業者ですか、市外の業者ですか、お答えください。

**○企画課長（古賀順一郎君）**

三小田議員の御質問にお答えいたします。

今年度の市報の落札業者につきましては、久留米市にございます香和印刷株式会社となっております。

以上です。

**○4番（三小田保弘君）**

ありがとうございます。

なぜ市外業者に発注されるのか、主な理由をお聞かせください。

**○企画課長（古賀順一郎君）**

お答えいたします。

令和5年度につきましては、市内の事業所6社を含む近隣13社に見積りを依頼しております。結果といたしまして、落札業者以外が見積書の提出がございませんでした。

以上です。

**○4番（三小田保弘君）**

市内の業者の見積りが一件もなかったということは、仕様書自体に何か問題があるのではないのでしょうか。私が聞いたところによると、下請に出す業者は入札できないような文言があるので、入札できないと聞いておりますが、詳しくお答えください。

**○企画課長（古賀順一郎君）**

お答えいたします。

確かに仕様書には製版から印刷まで自前で行い、品質の保証、緊急な校正、修正などに対応できるよう下請させないことと記載をしております。

その理由を説明するには、市報が各世帯に届くまでの過程を示したほうが分かりやすいと思いますので、簡単に御説明したいと思います。

まず、広報の係が印刷業者へ市報の原稿をお渡しいたします。そのことを入稿といいます。入稿日はその日の夕方までに校正などやり取りをいたしまして、最終原稿を作り上げます。

そして、翌日の2日目に2万4,800部を印刷いたしまして、3日目には製本、それから2日間かけて326ある行政区ごとに世帯数分を仕分けいたしまして、梱包いたします。そして、6日目の午後には納品ということになります。

ここからはシルバー人材センターから各区長さんへ、それから、市民の皆さんへ届けられるという流れになっております。

このように限られた6日間という短期間の日程の中で、入稿から納品まで正確かつ確実にできる事業者でなければなりませんので、このような仕様書で募集を行っているところでございます。

以上です。

#### ○4番（三小田保弘君）

詳しい説明ありがとうございます。

市報と同時に配られております議会だよりがあります。この議会だよりは、読んでいる途中で市報か議会だよりか分からなくなり、表紙を見ないと分からないような同じようなものです。

その議会だよりですが、市内業者に発注されているようです。これは下請か下請じゃない分かりませんが、市内業者さんが受注されているそうです。議会事務局に確認したところ、この業者さんは納期の遅れなどないということでした。

一方、市報においては、市内業者に発注したこともないにもかかわらず、受注できないようなことを前提で見積りを出せない条件をつけるのは、市内業者さんを軽視しているように取られます。今後、検討されますようお願いいたします。

そしたら、次の質問に行きます。

令和4年度に一般競争入札を行った柳川市クリーンセンター解体工事について、どのような発注をされたのか、お聞きいたします。

#### ○総務課長（新開文隆君）

柳川市クリーンセンターは、施設内に焼却灰や集じん灰等の汚染物が堆積、または付着残留しているため、本工事の発注に当たりましては、環境省が定める廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱及びアスベスト関係法令、規則等に基づく施工が必要です。このため、柳川市クリーンセンター解体工事は同等の施工実績を有した業者の施工が必要と判断いたしました。

また、解体工事は設計金額80,000千円以上であるため、本市が定める柳川市共同企業体運用及び入札、契約等に関する要綱第3条第1項第4号の規定に基づき、特定建設工事共同企業体、いわゆるJVによる施工対象工事に該当いたしますので、JVによる発注といたしました。

以上でございます。

**○4番（三小田保弘君）**

ありがとうございます。分かりました。

それでは、お隣のみやま市が柳川市のクリーンセンターとよく似ておりますが、みやま市が発注したクリーンセンター解体工事は市内業者同士の組合せと聞いています。柳川市も市内業者さん同士の組合せでよかったのではないかと思います。お答えください。

**○総務課長（新開文隆君）**

みやま市のクリーンセンター解体工事につきましては、市内の事業者同士の組合せにより発注したとお聞きしておりますが、本市におきましては、先ほど申し上げましたとおり、ダイオキシンやアスベストの除去など、安全・安心を重視したため、柳川市クリーンセンター解体工事と同等の施工実績を有した業者、それと、市内の2業者による合計3者のJVの組合せといたしました。

以上でございます。

**○4番（三小田保弘君）**

ありがとうございます。

柳川市の件ですが、ゼネコンなどとJVで落札しておりますが、ゼネコンなどの市外業者のJVで受注しても、市内業者のみで受注しても、難易度の高い工事においては、いずれにしても、その難易度の高い専門の下請業者が施行します。ということは、市内業者が元請受注した場合でも同等の技能を活用した工事が行われますので、みやま市のように市内業者のみの入札でも可能ではなかったのでしょうか。これは通告しておりませんので、答弁は大丈夫です。

最後に、市長にお尋ねします。

市長は市内に働く場の創設をし、若者が定着することをいつも考えて施策を行っていることは承知しております。今ある事業所を守り育てるという視点ではいかがでしょうか。市内業者に発注すれば、働く人も潤い、消費につながり、住民税、法人税、消費税などの増収にもなり、発注した金額の一部は税として還元されます。これが今問題となっている人口減少を食い止め、市の発展の基礎となると考えます。

これからも多くの事業が予定されていますが、もっともっと市内業者の育成、活用の視点でお取り組みいただければと思いますが、いかがでしょうか。

**○総務課長（新開文隆君）**

市民の働く場の創設、確保は市の課題であると認識しており、今ある事業所を守り育てるということも課題解決のための方法の一つであるというふうに考えております。このため、市が発注する建設工事につきましては、市内業者を育成することを目的に、柳川市建設工事等請負契約に係る指名競争入札参加者の指名等要綱第2条第4項により、本店所在地が市内にある者を優先するとし、市民の方の働く場の確保に努めており、そのことが人口減少の歯

止めになるなど、市の発展に寄与するものというふうを考えておるところでございます。

一方、一部の工事、業務委託や物品購入等におきましては、発注内容や条件によっては市内の業者が受注できない場合、また、条件がよくなる場合というふうなものがあるというふうに考えております。よって、今後におきましても、市内業者の育成という視点を持ちながらも、市外業者への業務発注が妥当であるものに関しては継続し、市民の皆様にも御納得いただけるような契約事務に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

**○4番（三小田保弘君）**

ありがとうございました。

市内業者さんが無理な場合でも、下請可能な発注であれば、なるべく市内業者さんを使っていたきたいと思えます。

以上です。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（近藤末治君）**

これもちまして三小田保弘議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

ここでお諮りいたします。一般質問は6日までの3日間としておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、6日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、6日は休会とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時7分 散会

## 柳川市議会第4回定例会会議録

令和5年9月19日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椀島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康徳	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	14番	荒木憲
15番	高田千壽輝	16番	矢ヶ部広巳
17番	緒方寿光	18番	樽見哲也
19番	近藤末治		

### 2. 欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次									
副市	長	中村智弘									
教	育	長	橋本秀博								
総務	部	長	平田敬介								
会計	管	理	者	田島雅彦							
市	民	部	長	松藤満也							
保	健	福	祉	部	長	池末勇人					
建	設	部	長	中村正光							
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	松永久
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	武田真治	
消	防	長	松藤敏彦								
人	事	秘	書	課	長	江口英範					
総	務	課	長	新開文隆							
企	画	課	長	古賀順一郎							
財	政	課	長	田中勝裕							
健	康	づ	く	り	課	長	横山久美				
福	祉	課	長	内田猛							
学	校	教	育	課	長	古賀洋					
生	涯	学	習	課	長	野田学					
建	設	課	長	古賀洋二郎							
農	政	課	長	木原隆文							
水	路	課	長	梅崎秋敬							

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	田	啓	介							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

5. 議事日程

日程（1） 議会運営委員長報告について

日程（2） 各委員長報告について

① 総務常任委員長報告について

議案第56号 令和4年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算

の認定について

議案第59号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

議案第60号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

② 建設経済常任委員長報告について

議案第57号 令和4年度柳川市水道事業会計決算の認定について

議案第58号 令和4年度柳川市下水道事業会計決算の認定について

議案第61号 市道路線の認定について

③ 教育民生常任委員長報告について

議案第54号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について

議案第55号 令和4年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認  
定について

④ 決算審査特別委員長報告について

議案第53号 令和4年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程（3） 議案の上程について

議案第62号 現行「健康保険証」廃止の見直しを求める意見書

日程（4） 「佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別  
委員会」の設置に関する決議

---

午前10時 開議

○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

○議長（近藤末治君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（橋本憲之君）（登壇）

皆様おはようございます。令和5年第4回柳川市議会定例会最終日の日程等につきまして、9月15日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案の上程についてで、議員提出の議案第62号の上程であります。

提案理由の説明後、質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑及び討論の終了後、即決といたしております。

日程4が議員提出の「佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会」の設置に関する決議についてであります。

提案理由の説明後、質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑及び討論の終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

#### ○議長（近藤末治君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおりといたします。

### 日程第2 各委員長報告について

#### ○議長（近藤末治君）

日程2. 各委員長報告について。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

#### ○総務常任委員長（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

8月31日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

---

## 4 結果

### (1) 議案第56号 認定

本案は、令和4年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和4年度につきましては、用地を先行取得するなど、この特別会計を活用して事業を実施することがなかったため、予算の執行はあっておりません。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定と決定いたしました。

### (2) 議案第59号 原案可決

本案は、令和5年度柳川市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ「9億7,440万6千円」を追加し、補正後の予算総額を「339億4,184万5千円」としようとするものであります。



審査の過程で、柳川市地域公共交通計画に係る施策MaaSの参加要件及び近隣市との連携、新規起業・創業支援事業費の選定基準、大和コミュニティセンターのトイレ改修の経緯、商店街活性化対策費の藩札交付のスケジュール等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3) 議案第60号 原案可決

本案は、柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等が改正され、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等について基準の見直しが図られたため、所要の改正を行うものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

---

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（近藤末治君）

以上で総務常任委員長長の報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員長長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（江口義明君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

8月31日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告を申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

---

4 結果

(1) 議案第57号 認定

本案は、令和4年度柳川市水道事業会計決算の認定についてであります。

審査に当たり、監査委員の出席を求め、監査報告を受けました。その後、執行部より詳細な説明を受けました。

審査の過程において、水道管老朽化の現状及びメンテナンス費用、普及率の減少の理由、水道管の新規敷設計画、その他未収入金の内容、令和3年度と令和2年度の収入率の差が大きい理由についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2) 議案第58号 認定

本案は、令和4年度柳川市下水道事業会計決算の認定についてであります。

審査に当たり、監査委員の出席を求め、監査報告を受けました。その後、執行部より詳細な説明を受けました。

審査の過程において、受益者負担金の未払いの場合の差し押さえ、下水道事業の計画、見直し、今後の方針についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で認定することに決定いたしました。

### (3) 議案第61号 原案可決

本案は、市道路線の認定についてであります。

寄附採納及び生活道路の3路線の新規認定を行うものです。

審査の過程において、寄附採納の流れ、現場確認の方法、工事状況写真の提出についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

---

以上、建設経済常任委員会からの報告を終わります。

### ○議長（近藤末治君）

以上で建設経済常任委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

### ○教育民生常任委員長（高田千壽輝君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

8月31日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

---

## 4 結果

### (1) 議案第54号 認定

本案は、令和4年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「87億858万8,621円」に対し、歳出総額「84億9,382万6,282円」で、歳入歳出差引額は「2億1,476万2,339円」となり、前年度からの繰越金と基金積立額を差し引いた、実質単年度収支は「4,283万9,047円」となっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

### (2) 議案第55号 認定

本案は、令和4年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「11億3,883万3,812円」に対し、歳出総額「11億3,316万8,412円」で、歳入歳出差引額は「566万5,400円」となっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

---

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（近藤末治君）

以上で教育民生常任委員長の報告は終わりました。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

#### ○決算審査特別委員長（荒巻英樹君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、決算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

8月31日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

---

## 5 結果

### (1) 議案第53号 認定

本案は、令和4年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算収支といたしましては、歳入総額「349億119万5,285円」、歳出総額「336億6,776万8,853円」で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は「12億3,342万6,432円」となっており、そのうち翌年度への繰越財源「1億3,487万2,608円」を差し引いた実質収支額は「10億9,855万3,824円」となっています。

当委員会は、2日間にわたり歳入歳出決算について、各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、個人市民税の営業所得の減少の理由及び固定資産税の地価の下落の状況、国庫補助金の道路メンテナンス事業費の内容、給食事業収入の徴収状況等について質疑がありました。

歳出審査では、人件費全般で、消防団員の報酬の支出要件、総務費では、出会い応援事業でのマッチング後の状況、西鉄複線化へ向けた取り組み、ふるさと寄付金に係る委託事業者との契約方法、民生費では、学童保育で待機児童への対策、介護予防事業で県外の事業者へ委託している理由、要保護児童対策事業費で児童虐待の相談内容及びそれに対する対応、衛生費では、小型合併処理浄化槽設置事業補助金の支給要件、特定不妊治療助成金受給者の状況及び充実、農林水産業費では、遊休農地パトロールの結果及び違反転用農地への対応、湛水防除事業費で排水解析調査の内容及び結果、商工費では、新規創業支援事業補助金の対象

要件の改善及び広報の充実、むつごろうランド費の清掃業務及び植木剪定・除草業務の委託相手先と事故の際の対応、有明花の里振興費の祭りへの市の関わり方、土木費では、公共下水道事業繰出金の増額理由、大雨への対策、市営椿原町、隅町南団地の建て替えの進捗状況及び整備の進め方、市営住宅退去時の本人負担の内容及び今後の改善、教育費では、適応指導教室も含めた不登校児童・生徒への対策、学校給食委託事業者の経営状況、旧戸島家住宅入館者増加への対策等について質疑及び意見がありました。

総括では、自主財源確保に向けた今後の取り組み、各種補助金の実績報告等の検証、有明花の里振興費で実施しているイベント等を参考にした各地域の活性化への取り組みの充実、スマートシティ・コンパクトシティを形成していく中で行政内部の横の連携をしっかりとやってもらいたい等質疑及び意見がありました。

また、市長の所信表明の検証により人口減少を食い止めるため、積極的に中身を具現化する等の検討を行ってほしいという賛成討論が行われました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で認定することに決定いたしました。

---

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

**○議長（近藤末治君）**

以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時21分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第56号 令和4年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

議案第59号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第60号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第57号 令和4年度柳川市水道事業会計決算の認定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

議案第58号 令和4年度柳川市下水道事業会計決算の認定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

議案第61号 市道路線の認定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第54号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

議案第55号 令和4年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

次に、決算審査特別委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第53号 令和4年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論される方はありませんか。

初めに、反対討論される方はありませんか。

○17番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。緒方寿光です。議案第53号 令和4年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして私自身認定することができません。ここに不認定の討論を行います。

理由は次に述べるとおりであります。

初めに、決算審査の趣旨とは、議員各位が御存じのとおり、自治体の長が決算について議会の認定に付すことになっておりまして、このことは議会の予算議決権と対応して、議会に予算執行の結果を明らかにするとともに、審査などを受け、その適否を明らかにするとともに、自治体の長の事務執行の公平性を確保するという趣旨に基づくものであります。そして、議員各位が御存じのとおり、決算とは既に執行された予算の結果であり、議会における決算の認定は将来に向かって新たな意思決定を行うものではなく、過去の執行が適正であったかどうか、審査、確認するものであります。そして、言うに及ばず、決算審査の手順とは、決算を議会の認定に付するに当たって、自治体の長が監査委員の意見をつけて決算及び政令に定める歳入歳出の決算事項別明細書、そして、実質収支に関する調書、財産に関する調書を提出する必要がある、このほか、主要な施策の成果を説明する書類についても提出義務を課されております。当然のことながら私自身はこの内容を熟読させていただいて、決算審査特別委員会であらゆる質疑をさせていただきました。

そして、今回、なぜ私がこの令和4年度の一般会計の決算を認定できないのか、具体的理由を述べます。

今回の決算内容で指摘させていただく内容は、10款. 教育費、5項. 社会教育費、2目. 生涯学習推進費の成人教育推進費として婦人会補助金620千円が支出されております。この補助金の目的は、皆さん御存じのように、市民一人一人がゆとりと潤いのある生活を営むた

めに、個々人の学習活動や団体活動の支援及び家庭教育、視聴覚教育の充実を図ることを目的としてあります。しかしながら、いまだにこの補助金交付団体からの令和4年度における活動実績報告書や収支報告書等の提出が行われておりません。このことは、報告がない中で、この団体において市が交付した補助金をどのように活用し、適正な支出が具体的にどのような行われたのかどうか、活動によりどのような成果が上がったのか判断することはできません。市が交付する補助金とは、御存じのように、市民が納める大切な税金を原資としており、補助金の交付については厳しい基準があり、交付された後も報告書などの提出を求められます。仮に補助金が本来の趣旨と異なる目的で使用されているのであれば、当然、市はその返還を求めることになるわけであります。

また、市全体で多数の補助金交付団体がありますが、総額およそ36億円の交付を行ってあるわけですが、貴団体においては、新年度が始まって6か月が経過しようとしているこの時期においても、いまだ活動報告書等が未提出のまま、本市においては具体的活動の確認も行うことができず、さらに、書類未提出のための本市の令和5年度予算に計上されている婦人会補助金620千円の交付もいまだ行われていないと聞いております。本市において最も多くの活動をされていると考えられる貴団体の活動にも支障が出ているのではないかと考えております。

さらに、市全体の補助金交付団体との公平性という観点からも疑義がありまして、今後、補助金交付団体全体の活動に悪い影響を及ぼすのではないかと、看過できない問題であります。

よって、この令和4年度一般会計決算の認定については認定することができませんので、不認定の討論とさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（近藤末治君）

次に、賛成討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

次に、反対討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は決算審査特別委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）



賛成多数であります。よって、本案は認定されました。

### 日程第3 議案の上程について

#### ○議長（近藤末治君）

日程3. 議案の上程について。

議案第62号を上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

#### ○10番（新谷信次郎君）（登壇）

議案第62号 現行「健康保険証」廃止の見直しを求める意見書についての提案理由を説明します。

提案内容は、政府は改正マイナンバー法による現行健康保険証廃止について再度慎重に審議し、実施の延期や撤回を含めた見直しをすることです。

2023年6月2日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆる改正マイナンバー法が成立しました。これにより政府はマイナンバーカードと健康保険証を一体にするマイナンバー保険証の普及を目指し、今の健康保険証は何と2024年秋に廃止することを決定しました。あまりにも性急な制度改正です。

マイナンバーカードの全国での普及率は9月10日時点で76.1%、柳川市の交付率は74.28%です。カードの普及率は上がっていますが、今回の法改正は、誰もがいつでもどこでも安価に安心して医療が受けられる世界に誇れる日本の国民皆保険の制度を揺るがす重大な問題です。マイナンバーカードに健康保険証を一体化することには次のような問題点が指摘されています。

この制度が実施されれば、病院に行くたびにマイナンバーカードを出し、4桁の暗証番号が必要になります。こうした理由などで、高齢者や障がい者をはじめ、マイナンバーカードを持たない、持てない人は無保険扱いになる可能性があり、現行保険証の存続を求める声が上がっています。また、マイナンバー保険証については、他人の情報がひもづけられていた事例や本来とは違う患者負担が表示されるトラブルが起きています。

共同通信社が実施した世論調査によると、現在の健康保険証を来年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が6月72.1%、7月には76.6%に上がっています。

政府は改正マイナンバー法による現行健康保険証廃止について再度慎重に審議し、延期や撤回を含めた見直しを要望します。

各議員におかれましては、よろしく御審議いただきますようお願いし、提案理由といたします。

#### ○議長（近藤末治君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号 現行「健康保険証」廃止の見直しを求める意見書について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件は委員会付託を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、直ちに討論を行います。討論される方はありませんか。

初めに、反対討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

次に、賛成討論される方はありませんか。

○16番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

16番矢ヶ部広巳でございます。議案第62号 現行「健康保険証」廃止の見直しを求める意見書に対して賛成の立場で討論させていただきます。

マイナンバーカードの普及率は、特に、80歳以上は60%以下と報じられております。こんな状態でマイナンバーカードと保険証が完全に一体化されたら、現場の混乱は計り知れないものがあると思います。

見直しを求める意見書に対し、議員各位の御賛同をお願いし、賛成討論とします。ありがとうございました。

○議長（近藤末治君）

次に、反対討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

次に、賛成討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

日程第4 「佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会」の設置に関する決議

○議長（近藤末治君）

日程4. 「佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会」の設置に関する決議を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○6番（橋本憲之君）（登壇）

6番橋本憲之でございます。「佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会」の設置に関する決議につきまして提案理由の説明を行います。

平成26年に防衛省から佐賀県に対し、佐賀空港の自衛隊使用の要請があり、その中で、陸上自衛隊が今後導入を予定しているオスプレイ17機を佐賀空港に配備し、あわせて、目達原駐屯地に配備されているヘリコプター50機を移駐することなどが提案されました。その後、平成30年8月に佐賀県知事がこの配備計画受入れを正式表明し、今年2月27日には佐賀市長がオスプレイ等の受入れについて容認すると表明されました。

近年の我が国を取り巻く国際情勢は、皆さん御存じのとおり、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻による現状変更や、中国、北朝鮮による近隣諸国への度重なる挑発行為等により緊張が高まってきているように感じます。このようなことを踏まえ、国が打ち出す国民の生命と財産を守るための国防政策については国の専権事項と理解するものであります。さらに、近年多発する大規模自然災害等においては、オスプレイやヘリコプター等を用いての人命救助、救援物資の輸送等にも尽力が期待され、我々の生命と財産を守っていただく見地からも、この配備推進計画案について理解することができるものであります。

しかしながら一方で、今回の配備計画がなされている九州佐賀国際空港は本市の陸地の一番近いところから西方約4キロに位置しており、これまでこの配備計画が及ぼす市民生活への影響について市民からの不安の声が寄せられているのも事実であります。議会としては、これまでも重要案件につきましては議員全員で協議を行う全員協議会にて協議を行ってきており、今回のオスプレイ等の配備推進計画においても、九州防衛局からの説明会や協議を行ってまいりました。そのような中、今年5月17日には防衛省と計画予定地の名義人である佐賀県有明海漁協が土地の売買契約を結び、6月からは佐賀駐屯地（仮称）の建設工事が開始されました。

このように配備推進計画が現実的に着々と進行し始めたことから、佐賀空港へ実際にオスプレイ等が配備された後の市民生活における安全性や騒音、柳川市の基幹産業の一つでもあ

る農漁業や観光業へ及ぼす影響の有無について、また、実際に被害等が生じた場合の国からの補償や賠償、あわせて、今後の国から市への財政的支援、物的支援、地域振興策等の課題について調査研究するため、柳川市議会委員会条例第6条の規定により特別委員会の設置を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、議員各位におかれましては御理解の上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。説明を終わります。

**○議長（近藤末治君）**

提案理由の説明が終わりましたので、本件に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時54分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本件に対する質疑を行います。

ここで質疑される議員へ申し上げます。

質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをのまないようにお願いいたします。

また、第55条の規定のとおり、同一議題については3回を超えることができないとされておりますので、御留意ください。

質疑通告者の発言を許します。

**○15番（高田千壽輝君）**

この特別委員会の調査研究されることは大変意義あることと理解しておりますけど、私、2点お聞きしたいことがあります。

なぜ配備後の調査研究なんですか。

それと、配備後という言葉の中には、もう配備に対しては賛成という方向性で進んでいける委員会なんでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

**○6番（橋本憲之君）**

高田議員の質問にお答えいたします。

先ほどの提案理由の説明でも説明しましたとおり、あくまでもオスプレイ等の配備に関しましては、先ほどの提案理由の説明で言いましたが、国防政策でありまして、国の専権事項でございますので、まずもって賛否がいかがかというのは、賛否を明らかにする立場にはございません。

がしかし、着々と工事が進んでいることもあり、事実が事実として、オスプレイが配備されるということがほぼほぼというか、決まっていますので、これに関しては、配備後、どん

なふうに柳川市にとって影響があるのかということでの提案でございます。

○15番（高田千壽輝君）

目的のほうにも配備後の調査研究ということで、やっぱり配備前でも調査研究は必要性があると思いますけど、その辺に関してはどうですか。

○6番（橋本憲之君）

これも先ほど提案理由の中で説明申し上げましたが、今議会におきましては、これまでも特別委員会以前に全員協議会において十分に議論はされてきたというふうに理解しております。

○議長（近藤末治君）

いいですか。

これにて質疑を終了いたします。

○17番（緒方寿光君）

この議案にあります佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する……

○議長（近藤末治君）

緒方議員、これは動議ですか。

○17番（緒方寿光君）

はい、修正動議であります。失礼しました。修正動議であります。

佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会の設置に関して、その名称、そして、調査目的について修正の動議を提出させていただきます。

○議長（近藤末治君）

ただいま緒方議員から特別委員会設置についての修正動議が提出されました。この動議に賛成の方はおられませんか。賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

この動議は所定2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

議事整理のため暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま緒方議員ほか3名より、本案、「佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会」の設置に関する決議についてに対し、修正案が提出されました。修正案はお手元に配付しております。

緒方議員から提案理由の説明を求めます。

### ○17番（緒方寿光君）（登壇）

緒方寿光です。「佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会」の設置に関する決議案に対しまして、その名称、そして、調査目的等の修正の緊急動議を提案いたします。

具体的には、名称は佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する調査特別委員会に修正をされ、目的等は佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する調査研究を行うとされるよう修正の提案をいたします。

なお、昨年12月議会から今年6月議会までに再三にわたり調査特別委員会設置の提案がなされました。残念ながら結果は全て賛成少数で否決された経緯がありますが、当然のことながら調査特別委員会の設置については、これまで同様に賛成であることを改めて申し述べます。

修正動議の提案理由として3点です。

1点目は、金子市長におかれましては、オスプレイ等の配備計画に対し、いまだ受入れ表明等の結論は出されておられません。そのような中において、今議会に提案されている佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会という名称等に対しまして疑義があるわけであります。特に、この名称等は議会側において既にオスプレイ等の配備計画について受入れを表明したかのような、市民に大きな誤解を与える内容ではないかと考えます。特に、いまだに市民の安心・安全の担保の具体的な確約が取り付けられていない中において、今回の提案であります名称については掲げるべきではないと考えております。

そこで、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する調査特別委員会とされ、目的等は佐賀空港へのオスプレイ等の配備に関する調査研究をすることとして、さらに、調査事項として、騒音、排水その他の周辺環境への影響及び対策、そして、安全性、そしてまた、施設の配置、住民との懇談並びに住民への説明、地域振興策その他の佐賀空港へのオスプレイ等の配備に関する事項等、以上の調査事項をここに修正案として提案をいたします。

修正提案の理由の2点目です。

これまで佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に対して、本市執行部側からは佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する今までの経緯、これまでの経緯などとして説明がなされてまいりました。議会側としても以上の内容について報告を受け、同時に、質問や意見を行い、協議を行ってきた経緯があります。同時に、柳川市議会においては、これまで佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する調査特別委員会等として設置をされてきました。そこで、これまでの調査内容及び報告内容などにおけるオスプレイ配備計画に関する調査資料や協議内容などとの整合性は最も重要であります。今後も引き続き重要な点となります。

以上の観点から、オスプレイ等の配備計画に関する調査特別委員会とされることに修正の提案をいたします。

3点目の修正の提案理由です。

これまで昨年末から調査特別委員会の設置を再三提案してまいりましたが、先ほど申しました賛成少数で否決をされてまいりました。このことに対し、市民からは柳川市議会はオスプレイ等の調査研究などに大変遅れを生じている。このことは、現時点で市民の安心・安全の具体的担保を取り付けることができていない大きな原因の一つになっているのではないかと、議会として一日でも早く幅広くあらゆる調査研究を行い、市民の負託に応えるべきではないかという多くの声が上がっております。そこで、オスプレイ等の配備計画に関する調査特別委員会の名称の下、早急に現時点におけるあらゆる課題に広く深く調査研究を行い、課題をあぶり出し、その対策を協議し、執行部と車の両輪となって市民の安心・安全の担保を確実に取り付けるために市民の声を真摯に聞き、多くの課題に真正面から取り組み、対処していくことが今求められております。

以上の理由から、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する調査特別委員会とされ、調査目的などを佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する調査研究等とされますよう修正動議の提案をいたします。

最後になりますが、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関しましては、オスプレイ等は悪天候や訓練時などに柳川市上空を飛行することが想定されております。柳川市議会一丸となって柳川市民の声を真摯に聞き、早急に調査研究を幅広く深く行い、次世代に禍根を残すことがないように、この諸問題に真正面から取り組む必要があります。

議員各位におかれましては、ぜひ賛同いただきますようお願いを申し上げ、私の修正動議の提案理由とさせていただきます。

以上です。

○議長（近藤末治君）

提案理由の説明が終わりましたので、修正案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前11時41分 休憩

午前11時44分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

「佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会」の設置に関する決議についての修正案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件は委員会付託を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、これより「佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会」の設置に関する決議について直ちに討論を行います。

本案については修正案が提出されていますので、原案及びこれに対する修正案について討論を行います。

討論は、まず、修正案に対する反対の討論、すなわち原案に賛成の討論、次に、原案及び修正案ともに反対の討論、次に、修正案に賛成の討論の順に繰り返します。

討論をされる場合は、まず、修正案に反対や原案に反対など、意思表示をされてから発言を続けてください。

討論は演壇にて行ってください。

初めに、修正案に反対、すなわち原案に賛成の討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

次に、原案及び修正案ともに反対の討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

次に、修正案に賛成の討論をされる方はありませんか。

**○16番（矢ヶ部広巳君）（登壇）**

16番矢ヶ部広巳でございます。「佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会」の設置に関する決議に対する修正動議に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

御承知のとおり、オスプレイは開発段階から事故が相次ぎ、沖縄では2016年、米軍普天間飛行場所属の機体が沿岸部に不時着して大破いたしました。同じ飛行場の機体は同じ年にもオーストラリア沖で墜落して、乗員3人が死亡しました。昨年3月にはノルウェーでアメリカ海兵隊の機体が墜落し、乗員4人が亡くなっています。アメリカ本土では昨年6月、乗員5人が犠牲となりました。ごく最近では、8月27日、オーストラリア北部ダーウィン沖にあるメルビル島で墜落し、兵士23人のうち3人が死亡し、5人が重傷を負い、うち1人は重体という痛ましい事故が起きています。事故はオスプレイだけではありません。佐賀県神埼市では陸上自衛隊のヘリコプターが民家に墜落して、乗員2人が死亡し、民家の女の児童がけがをされました。

佐賀空港へのオスプレイ等の配備後では遅過ぎます。かけがえのない柳川市民の命と暮らしを守るためにも修正動議に御賛同をお願いし、賛成討論とします。ありがとうございました。

**○議長（近藤末治君）**



次に、修正案に反対、すなわち原案に賛成の討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

次に、原案及び修正案ともに反対の討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

次に、修正案に賛成の討論をされる方はありますか。

○13番（佐々木創主君）（登壇）

佐々木創主でございます。私は修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

冒頭、提案者から配備後の柳川への影響に関する特別委員会設置の提案理由の内容、有明海の影響、排水問題、市民への事故時の対応、そして、柳川市への振興策、これは我々が昨年12月議会以来、3回にわたって提案をした特別委員会設置の理由と全く変わりません。

これまでそれらの方々には3回とも反対多数で否決をされました。それが今回、同じ提案理由で設置を提案された。しかし、変わったのは委員会の名称であります。配備後と、後という文言をつけられ、さらに、柳川市への影響という文言を付け加えられました。これまで3回反対したのが都合が悪いのでしょうか。なぜこの文言をつける必要があるのでしょうか。

提案者は申されました。既に着工し、土地売買契約が締結され、着工したと、この流れは変わらない。当然そうであります。恐らく粛々と建設が進められ、数年後には配備となることが予想されております。しかし、柳川市民、そして、柳川市の観光、有明海への影響、そして、悪天候時の飛行コースとなる昭代地区、両開地区、大和町の大和校区、この方々の不安は全く払拭されておられません。そういう中で、この数か月間を逸した期間というのは非常に大きい。しかしながら、やっと重い腰を上げていただいたこれまで反対をされてこられた議員、非常にありがたいと思っております。しかし、提案者の一人によると、この名称とした理由について、この名称をつけると、この委員会の議論参加に腰を引く、難色を示す議員がいる。ひょっとすると入らないかもしれない、それが目的なんですと。議会は開かれ、多くの多様な市民の意見を聴取し、そして、それを市政に生かしていくという責任が課されております。この配備後というあたかも配備容認で、喜んで受け入れる、そういう中で、今後、防衛省から振興策を引き出す、そのときに防衛省に与える印象はどうなんでしょうか。騒音があれば防音対策をします。もし落ちればそれなりの補償をします。これまで行われてきた制度としてある、そういう補償は当然であります。オスプレイという飛行機とヘリコプター両方の機能を持つ新型機が配備される初めての空港であります、正式に。そのときにこれまで同様の振興策なり事故対策なり、それでいいはずがありません。

そういった意味で、我々柳川市、柳川市議会は、いかに柳川の市民に対して納得をしてもらえるのか。迷惑施設と言われる火葬場、ごみ焼却場、原発、そして、こういう基地、そこ

には必ずこういう振興策を行いますから何とか御理解をいただきたいということで設置をされてきております。そういった意味で、今回、初めて佐賀空港に配備される。そして、悪天候時に必ずや飛行コースとなる柳川市、その柳川市として、柳川市に対してこれまで同様の振興策では納得できるはずがありません。先日の住民説明会においても、ある地区の方から、この地区に何ぼしてくれるのと率直な本音の意見が出されたとも聞いております。

そういった意味で、この遅ればせながらの特別委員会の設置の重要性は非常に重い。そして、防衛省と腹を突き合わせて、今までにない振興策を引き出すにはそれなりの覚悟、そして、この名称が一番重要であります。そして、設置後は飛行コースとなる昭代地区、両開地区、必要に応じて他の地区の住民の方、行政区長さんとか、そういう方々から率直な意見を聴取しないとイケないでしょう。そのときに配備後と、あんたたちは何ぼ考えとんのかと言われかねないようなこの文言は削除しなければなりません。名称は非常に重要であります。だからこそ、この修正案が出されたとは私は理解しております。

そして、今後、この調査研究を進めていく中で、近隣である大川市、みやま市、大牟田市等と連携をする機会があるかもしれません。その中に柳川市の文言は非常に私は都合が悪いといいますかね、地域を限定してじゃなくて、やはり近隣も含めた広い意味での調査をするという意味合いが込められていなければならないと私は考えております。そういった意味で、我々は平成27年に柳川市議会基本条例を制定しました。その中の議員活動原則として、第3条の第2項に「市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。」と。市民の意見は多様であります。その代表者である議員も多様であります。偏った、それだけにとらわれず、いろんな意見を聴取しながら、闘わせながら、そして、方向性を導いていく。導くまでに至らずとも、その調査内容を深めていく、これは我々議員に課せられた責務であると思います。そして、その第1項に「公正性、透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。」とあります。そういった意味で、私はこの修正案、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に対する調査特別委員会の文言で設置すべきであることを申し上げ、討論いたします。

**○議長（近藤末治君）**

次に、修正案に反対、すなわち原案に賛成の討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

次に、原案及び修正案ともに反対の討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

次に、修正案に賛成の討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

ほかに討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

これにて討論を終結いたします。

これより「佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会」の設置に関する決議について採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

この修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成少数であります。よって、修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、原案について採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成多数であります。よって、「佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会」の設置に関する決議については原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後0時13分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。先ほど設置されました佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会につきましては、13人をもって構成し、佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響についての調査研究をこれに付託し、調査終了まで閉会中の継続審査とすることにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本件は13人をもって構成し、佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響についての調査研究をこれに付託し、調査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。本特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、1番菊次太丸議員、2番椛島正吾議員、3番甲木健太郎議員、4番三

小田保弘議員、5番田中康徳議員、6番橋本憲之議員、7番佐藤勝広議員、8番今村智子議員、9番浦川和久議員、11番江口義明議員、12番荒巻英樹議員、13番佐々木創主議員、14番荒木憲議員、以上13人を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました13人を佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

委員が決定いたしましたので、特別委員会を開催いたしまして、正副委員長の選出をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時16分 休憩

午後0時24分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

委員長に荒木憲議員、副委員長に菊次太丸議員、以上で報告を終わります。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和5年第4回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午後0時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 近 藤 末 治

柳川市議会議員 佐 藤 勝 広

柳川市議会議員 荒 巻 英 樹